

CZ-4-3



\*1200404246247\*

A

# 第五回國會制定法

参議院法制局

Kodak Gray Scale



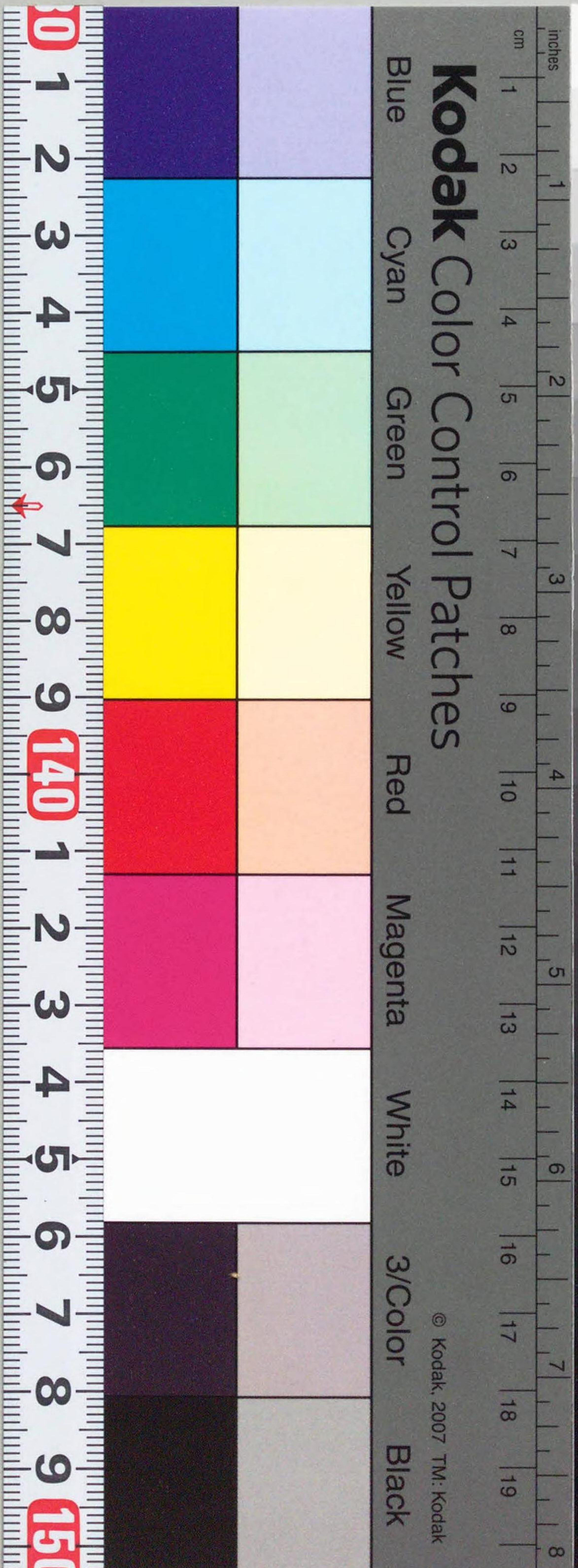
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19


Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak









# 第五回國會制定法

参議院法制局

145222



~~320~~

CZ  
43



142755

### 凡 例

一、本書は、第五回國會（昭和二十四年二月十一日召集）を通過して公布された法律二百十九件及び條約四件並びに同國會の承認又は議決を経た事項八件を収録したもので、兩院法制局の協力によつて編集したものである。

二、収録した法律は左の十二部門に大別した。

- (1) 憲 法
- (2) 國 會
- (3) 國家行政組織
- (4) 公 務 員
- (5) 地方行政・治安
- (6) 裁判所・法務
- (7) 財政・金融



- (8) 産業・経済
- (9) 交通・通信・建設
- (10) 教育・文化
- (11) 厚生
- (12) 労働

三、各部門のうちで、第五回国会であらたに制定された法律、在來の法律の全部を改正した法律、その一部を改正した法律及びそれらを廃止した法律の四群に分つて配列した。

四、巻頭に五十音順による件名索引及び各部門別による目次を、又巻末に法律番号順索引及び改廃法令索引を掲げた。なお件名索引中「何々法律」の一部を改正する法律という件名の脇に二段落して掲げた法律の件名は同法中において別に当該「何々法律」の一部が改正されていることを示している。例えば

○会計法の一部を改正する法律（昭二四・四・一法二四）

○総理府設置法の制定等に伴う関係法令の整理等に関する法律（法一三四）

○郵政省設置法及び電氣通信省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律（法一六一）

とあるのは、会計法の一部を改正する法律（昭二四・四・一法二四）の外に法一三四号と法一六一号の二件がそれぞれ会計法の一部を改正していることを示したものである。五、法律件名の左下に各法律の公布年月日、法律番号及び施行年月日を記載し、その下に署名した主任大臣名を掲げた。又件名の下に「衆法」とあるのは衆議院提出にかかる法律（合計一四件）で、「参法」とあるのは参議院提出にかかるもの（合計七件）で、その他は内閣提出にかかるものである。

六、収録した各法律の末尾には、利用者の便宜のために参照として、その法律で引用又は準用した他の法令の規定及び改正若しくは削除された関係法令の規定を収録した。但し、引用又は準用した他の法令の規定が本書に記載されているときは、「本書法律第 号」又は「本書法律第 号参照に掲載」として再録しなかつたものもある。

参照の法令中改正又は削除されたものについては、次のように表示して、新旧規定の対照を容易にした。



- (イ) 條、項又は号の「全部改正」若しくは「削除」のときは、例えば、第一條本文、第一條(第一項)本文又は号は、一 本文のようにそれぞれ條、項若しくは号の本文の右側に——線を引いた。
- (ロ) 條、項又は号を「削る」ときは、例えば、第一條本文、第一條(第一項)本文若しくは号は、一 本文のように條、項又は号とそれぞれの本文の右側に——線を引いた。
- なお、條、項又は号の本文の「全部改正」若しくは「削除」があつた後更にその條、項又は号の異動があつたときは、前記の例にならつて——線を引いた。
- (ハ) 條文の「一部改正」のときは、該当の個所の右側に——線を引いた。
- (ニ) 條文中にあらたに「字句を加える」ときは、その加える字句の上又は下の字句の右側に——線を引き、印をつけた。

昭和二十四年七月

衆議院法制局  
参議院法制局

目次

第一 憲法

一 一部改正法……………一  
皇室經濟法施行法の一部を改正する法律(昭二四・五・七法五〇)……………一

第二 國會

一 新制定法……………三  
國立國會圖書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部圖書館及びその職員に関する法律(昭二四・五・二四法一〇一)……………三

二 一部改正法……………四  
國立國會圖書館法の一部を改正する法律(昭二四・六・六法一九四)……………四

第三 國家行政組織

一 新制定法……………七



(1) 総理府設置法(昭二四・五・三二法一二七)……………七

(2) 総理府設置法の制定等に伴う関係法令の整理等に関する法律(昭二四・五・三一法一三四)……………六

(3) 国立世論調査所設置法(昭二四・五・三一法一二八)……………四

(4) 地方自治廳設置法(昭二四・五・三一法一三一)……………三

(5) 特別調達廳設置法(昭二四・五・三一法一二九)……………三

(6) 経済安定本部設置法(昭二四・五・三一法一六四)……………四〇

(7) 外務省設置法(昭二四・五・三一法一三五)……………五

(8) 在外公館等借入金整理準備審査会法(昭二四・六・一法一七三)……………五

(9) 大藏省設置法(昭二四・五・三一法一四四)……………五九

(10) 大藏省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律(昭二四・五・三一法一四五)……………七

(11) 文部省設置法(昭二四・五・三一法一四六)……………九

(12) 厚生省設置法(昭二四・五・三一法一五一)……………一〇六

(13) 厚生省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律(昭二四・五・三一法一五四)……………一三

(14) 国立身体障害者更生指導所設置法(昭二四・五・三一法一五二)……………一四

(15) 農林省設置法(昭二四・五・三一法一五三)……………一五

(16) 農林省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律(昭二四・五・三一法一五五)……………一四

(17) 通商産業省設置法(昭二四・五・二四法一〇二)……………一五

(18) 通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律(昭二四・五・二四法一〇三)……………一七

(19) 運輸省設置法(昭二四・五・三一法一五七)……………一八

(20) 行政機関職員定員法(昭二四・五・三一法一二六)……………二〇六

(21) 行政機関職員定員法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律(昭二四・五・三一法一三三)……………二一

二 全部改正法……………二四

労働省設置法(昭二四・五・三一法一六一)……………二四

三 一部改正法……………三五

(1) 国家行政組織法の一部を改正する法律(昭二四・三・三一法四)……………三五

(2) 国家行政組織法の一部を改正する法律(昭二四・五・三一法一二三)……………三五

(3) 国家行政組織法の一部を改正する法律(昭二四・五・三一法一二四)……………三七

(4) 内閣法の一部を改正する法律(昭二四・五・三一法一二二)……………三〇

(5) 統計法の一部を改正する法律(昭二四・五・三一法一三二)……………三一

(6) 地方財政委員会法の一部を改正する法律(昭二四・三・三一法五)……………三七

(7) 賠償廳臨時設置法の一部を改正する法律(昭二四・五・三一法一三〇)……………三七



(8) 引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律(昭二四・六・一〇法二〇三)……………三三八

(9) 経済調査廳法の一部を改正する法律(昭二四・五・三一法一六五)……………三三九

(10) 法務廳設置法等の一部を改正する法律(昭二四・五・三一法一三六)……………三四三

(11) 檢察廳法の一部を改正する法律(昭二四・五・三一法一三八)……………三六六

(12) 少年院法の一部を改正する法律(昭二四・五・三〇法一二〇)……………三六九

(13) 法務局及び地方法務局設置に伴う關係法律の整理等に関する法律(昭二四・五・三一法一三七)……………三七〇

(14) 海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正する法律(昭二四・五・三一法一五八)……………三九〇

(15) 郵政省設置法の一部を改正する法律(昭二四・三・三一法六)……………三九四

(16) 郵政省設置法の一部を改正する法律(昭二四・五・三一法一五九)……………三九四

(17) 電氣通信省設置法の一部を改正する法律(昭二四・三・三一法七)……………三〇一

(18) 電氣通信省設置法の一部を改正する法律(昭二四・五・三一法一六〇)……………三〇一

(19) 郵政省設置法及び電氣通信省設置法の施行に伴う關係法令の整理に関する法律  
(昭二四・五・三一法一六一)……………三二五

(20) 建設省設置法の一部を改正する法律(昭二四・五・三一法一六三)……………三七七

第四 公務員

一新制定法

(1) 國家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律(昭二四・六・八法二〇〇)……………三三五

(2) 國家公務員のための國設宿舍に関する法律(昭二四・五・三〇法一一七)……………三三六

二 一部改正法……………三四〇

(1) 國家公務員法の一部を改正する法律(昭二四・三・三〇法二)……………三四〇

(2) 國家公務員法の一部を改正する法律(昭二四・五・三一法一二五)……………三四〇

(3) 國家公務員共済組合法の一部を改正する法律(昭二四・五・三〇法一一八)……………三四一

第五 地方行政・治安

一新制定法

(1) 地方配付税法の特例に関する法律(昭二四・四・三〇法四五)……………三五五

(2) 水防法(昭二四・六・四法一九三)……………三五五

(3) 古物營業法(昭二四・五・二八法一〇八)……………三五三

二 一部改正法……………三六九



- (1) 地方財政法の一部を改正する法律(昭二四・四・一六法二六)……………三六九
- (2) 地方財政法の一部を改正する等の法律(昭二四・五・三一法一六八)……………三七〇
- (3) 地方税法の一部を改正する法律(昭二四・五・三一法一六九)……………三七九
- (4) 道路交通取締法の一部を改正する法律(昭二四・五・二六法二〇七)……………三九七

### 第六 裁判所・法務

#### 一新制定法……………

四〇五

- (1) 人權擁護委員法(昭二四・五・三一法一三九)……………四〇五
- (2) 司法試験法(昭二四・五・三一法一四〇)……………四〇八
- (3) 認知の訴の特例に関する法律(昭二四・六・一〇法二〇六)……………四二二
- (4) 罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律(昭二四・五・七法五一)……………四三二
- (5) 公判前の証人等に対する旅費、日当、寄泊料等支給法(昭二四・五・一四法五七)……………四三六
- (6) 犯罪者予防更生法(昭二四・五・三一法一四二)……………四三八
- (7) 犯罪者予防更生法施行法(昭二四・五・三一法一四三)……………四三六

#### 二 全部改正法……………

四三九

弁護士法(昭二四・六・一〇法二〇五)……………四三九

#### 三 一部改正法……………

四五四

- (1) 裁判所法等の一部を改正する法律(昭二四・六・一法一七七)……………四五四
- (2) 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律(昭二四・五・一九法八六)……………四五九
- (3) 裁判所職員等の定員に関する法律の一部を改正する法律(昭二四・六・一法一七八)……………四六一
- (4) 司法警察職員等指定應急措置法等の一部を改正する法律(昭二四・五・一四法五八)……………四六一
- (5) 公証人法等の一部を改正する法律(昭二四・五・三一・法一四二)……………四六二
- (6) 民法等の一部を改正する法律(昭二四・五・二八法一一五)……………四六九
- (7) 皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律の一部を改正する法律(昭二四・五・一九法七三)……………四七一
- (8) 会社等臨時措置法等を廃止する政令の一部を改正する法律(昭二四・四・三〇法四七)……………四七二
- (9) 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律(昭二四・五・一四法五五)……………四七三
- (10) 刑事訴訟法の一部を改正する法律(昭二四・五・二八法一一六)……………四七四
- (11) 刑事訴訟費用法の一部を改正する法律(昭二四・五・一四法五六)……………四七六



(12) 少年法の一部を改正する法律(昭二四・六・一五法二二二)……………四七七

第七 財政・金融

一新制定法……………四八一

- (1) 公團等の予算及び決算の暫定措置に関する法律(昭二四・四・一九法二七)……………四八一
- (2) 國庫余裕金の繰替使用に関する法律(昭二四・五・一四法六三)……………四八二
- (3) 國の所有に属する物品の賣拂代金の納付に関する法律(昭二四・六・一法一七六)……………四八三
- (4) 都道府縣の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律(昭二四・五・一九法七五)……………四八五
- (5) 貴金屬特別會計法(昭二四・四・二五法三四)……………四八七
- (6) 米國対日援助見返資金特別會計法(昭二四・四・三〇法四〇)……………四九一
- (7) 國立病院特別會計法(昭二四・六・三法一九〇)……………四九四
- (8) 貿易特別會計法(昭二四・四・三〇法四一)……………四九六
- (9) 郵政事業特別會計法(昭二四・五・二八法一〇九)……………五〇三
- (10) 電氣通信事業特別會計法(昭二四・五・二八法一一〇)……………五〇三
- (11) 專賣局特別會計等の昭和二十四年度の予算の特例に関する法律(昭二四・四・一九法二八)……………五〇〇
- (12) 造幣局据置運轉資本の増加等に関する法律(昭二四・三・三一法八)……………五二

- (13) 大藏省預金部特別會計外二特別會計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般會計からする繰入金に関する法律(昭二四・四・二五法三二)……………五三三
- (14) 專賣局特別會計、印刷局特別會計及びアルコール專賣事業特別會計の利益の一般會計への納付の特例に関する法律(昭二四・五・一四法六四)……………五三三
- (15) 印刷局特別會計の固有資本の増加に充てるための一般會計からする繰入金に関する法律(昭二四・四・二五法三二)……………五三四
- (16) 開拓者資金融通特別會計において貸付金の財源に充てるための一般會計からする繰入金に関する法律(昭二四・四・二五法三三)……………五三四
- (17) 揮発油税法(昭二四・四・三〇法四四)……………五三五
- (18) 昭和二十四年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律(昭二四・三・三二法一三)……………五三九
- (19) 臨時宅地賃貸價格修正法(昭二四・五・一九法八五)……………五三一
- (20) 日本專賣公社法施行法(昭二四・五・一四法六二)……………五三九
- (21) 國民金融公庫法(昭二四・五・二法四九)……………五四三
- (22) 復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律(昭二四・五・二八法一一四)……………五三七
- (23) 興業債券の發行限度の特例に関する法律(昭二四・五・一九法七九)……………五五八



(24) 貸金業等の取締に関する法律(昭二四・五・三一法一七〇)……………五五六

(25) 協同組合による金融事業に関する法律(昭二四・六・一法一八三)……………五五八

(26) 外国保険事業者に関する法律(昭二四・六・一法一八四)……………五五七

二 全部改正法……………五五六

(1) 國營競馬特別会計法(昭二四・四・三〇法四二)……………五五六

(2) たばこ專賣法(昭二四・五・二八法一一一)……………五六一

(3) 塩專賣法(昭二四・五・二八法一一二)……………五六四

(4) しよう脳專賣法(昭二四・五・二八法一一三)……………五六九

三 一部改正法……………五六七

(1) 財政法の一部を改正する法律(昭二四・四・一法二三)……………五六七

(2) 会計法の一部を改正する法律(昭二四・四・一法二四)……………五六〇

(3) 政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律の一部を改正する法律  
(昭二四・四・三〇法三九)……………五六三

(4) 金資金特別会計法の一部を改正する法律(昭二四・三・三一法九)……………五六四

(5) 財産税等収入金特別会計法の一部を改正する法律(昭二四・四・二三法三〇)……………五六五

(6) 船員保険特別会計法の一部を改正する法律(昭二四・三・三一法一〇)……………五六六

(7) 貿易資金特別会計法の一部を改正する法律(昭二四・四・一法二五)……………五六八

(8) 國有鉄道事業特別会計法の一部を改正する法律(昭二四・三・三一法一一)……………五六九

(9) 通信事業特別会計法の一部を改正する法律(昭二四・四・一九法二九)……………六五二

(10) 失業保険特別会計法の一部を改正する法律(昭二四・三・三一法一二)……………六五三

(11) 所得税法等の一部を改正する法律(昭二四・五・一九法七六)……………六五三

(12) 酒税法等の一部を改正する法律(昭二四・四・三〇法四三)……………六五五

(13) 関税法の一部を改正する等の法律(昭二四・五・一四法六五)……………六八六

(14) 日本專賣公社法の一部を改正する法律(昭二四・三・三一法一四)……………六九一

(15) 日本專賣公社法の一部を改正する法律(昭二四・五・一四法六一)……………六九二

(16) 製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律  
(昭二四・四・二六法三五)……………六九三

(17) 日本銀行法の一部を改正する法律(昭二四・六・三法一九一)……………六九四

(18) 有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律(昭二四・五・一四法五九)……………六九七

第八 産業・經濟



一 新制定法.....701

(1) 過度経済力集中排除法第二十六條の規定による持株会社整理委員会の職権等の公正取引委員会への移管に関する法律(昭二四・五・一九法七八).....701

(2) 中小企業等協同組合法(昭二四・六・一法一八二).....703

(3) 中小企業等協同組合法施行法(昭二四・六・一法一八二).....706

(4) 工業標準化法(昭二四・六・一法一八五).....753

(5) 臨時鉄くず資源回収法(昭二四・五・三一法一七二).....755

(6) 鉱山保安法(昭二四・五・一六法七〇).....756

(7) 石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律(昭二四・三・三一法一七).....773

(8) 飲食営業臨時規正法(昭二四・五・七法五二).....775

(9) 土地改良法(昭二四・六・六法一九五).....778

(10) 土地改良法施行法(昭二四・六・六法一九六).....816

(11) 農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律(昭二四・六・八法二〇二).....833

(12) 農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律(昭二四・四・三〇法四六).....836

(13) 家畜商法(昭二四・六・一〇法二〇八).....836

(14) 獣医師法(昭二四・六・一法一八六).....836

(15) 水産業団体整理特別措置法(昭二四・五・二〇法九〇).....845

二 一部改正法.....849

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(昭二四・六・一八法二二四).....849

(2) 企業再建整備法の一部を改正する法律(昭二四・五・一〇法五三).....863

(3) 臨時物資需給調整法の一部を改正する法律(昭二四・三・三一法二一).....864

(4) 公認会計士法の一部を改正する法律(昭二四・三・三二法二二).....864

(5) 公認会計士法の一部を改正する法律(昭二四・五・三〇法一九).....868

(6) 公認会計士法の一部を改正する法律(昭二四・六・一〇法二〇九).....868

(7) 價格調整公團法の一部を改正する法律(昭二四・五・一九法八〇).....869

(8) 貿易公團法の一部を改正する法律(昭二四・三・三一法一九).....869

(9) 配炭公團法の一部を改正する法律(昭二四・三・三一法一八).....871

(10) 配炭公團法の一部を改正する法律(昭二四・六・七法一九九).....871

(11) 食料品配給公團法の一部を改正する等の法律(昭二四・三・三〇法三).....873

(12) 食料品配給公團法の一部を改正する等の法律(昭二四・五・三一法一七一).....874

(13) 酒類配給公團法の一部を改正する法律(昭二四・三・三一法二〇).....877



- (14) 自轉車競技法の一部を改正する法律(昭二四・六・二四法二一七)……………八七七
- (15) 農地調整法の一部を改正する等の法律(昭二四・六・二〇法二一五)……………八七九
- (16) 食糧管理法の一部を改正する法律(昭二四・六・二五法二一八)……………九〇九
- (17) 農業協同組合法の一部を改正する法律(昭二四・五・一六法七二)……………九一二
- (18) 農業災害補償法の一部を改正する法律(昭二四・六・八法二〇一)……………九一三
- (19) 競馬法の一部を改正する法律(昭二四・六・六法一九七)……………九一九
- (20) 競馬法の一部を改正する法律(昭二四・六・六法一九八)……………九二〇
- 三 廃止法……………九三五
- (1) 農業協同組合自治監査法を廃止する法律(昭二四・五・二五法一〇四)……………九三五
- (2) 酪農業調整法を廃止する法律(昭二四・六・一法一八〇)……………九三六
- (3) 馬籍法を廃止する法律(昭二四・五・一三法五四)……………九三六

第九 交通・通信・建設

- 一新制定法……………九三七
- (1) 日本國有鉄道法施行法(昭二四・五・二五法一〇五)……………九三七
- (2) 海上運送法(昭二四・六・一法一八七)……………九三七

- (3) 航路標識法(昭二四・五・二四法九九)……………九四八
- (4) 水先法(昭二四・五・三〇法二二一)……………九五一
- (5) 船舶運営会の船員の給與基準の設定及び船舶運営会の役員に対する特別手当の支給に関する法律(昭二四・五・二六法一〇六)……………九六〇
- (6) 船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律(昭二四・五・二四法九七)……………九六一
- (7) 通訳案内業法(昭二四・六・一五法二一〇)……………九六三
- (8) 簡易郵便局法(昭二四・六・一五法二二三)……………九六五
- (9) 郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所に関する法律(昭二四・五・二〇法九一)……………九六八
- (10) 郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律(昭二四・五・二〇法九四)……………九七〇
- (11) 簡易生命保険法(昭二四・五・一六法六八)……………九七三
- (12) 郵便年金法(昭二四・五・一六法六九)……………九八四
- (13) 建設業法(昭二四・五・二四法一〇〇)……………九九三
- (14) 廣島平和記念都市建設法(昭二四・八・六法二一九)……………一〇〇四
- (15) 長崎國際文化都市建設法(昭二四・八・九法二二〇)……………一〇〇六
- (16) 測量法(昭二四・六・三法一八八)……………一〇〇七



(17) 屋外廣告物法(昭二四・六・三法一八九).....1018

二 一部改正法 .....1011

(1) 日本國有鐵道法の一部を改正する法律(昭二四・三・三一法一五).....1011

(2) 日本國有鐵道法の一部を改正する法律(昭二四・六・四法一九二).....1011

(3) 國有鐵道運賃法の一部を改正する法律(昭二四・四・三〇法四八).....1011

(4) 船舶公團法の一部を改正する法律(昭二四・五・一四法六〇).....1013

(5) 港則法の一部を改正する法律(昭二四・五・二四法九八).....1014

(6) 郵便法等の一部を改正する法律(昭二四・四・二八法三六).....1017

(7) 郵便爲替法及び郵便振替貯金法の一部を改正する法律(昭二四・五・二〇法九二).....1014

(8) 郵便貯金法の一部を改正する法律(昭二四・五・二〇法九三).....1014

(9) 特別都市計画法の一部を改正する法律(昭二四・五・一六法七一).....1017

第十 教育・文化

一 新制定法 .....1039

(1) 國立學校設置法(昭二四・五・三一法一五〇).....1039

(2) 教育職員免許法(昭二四・五・三一法一四七).....1054

(3) 教育職員免許法施行法(昭二四・五・三一法一四八).....1069

(4) 社會教育法(昭二四・六・一〇法二〇七).....1080

(5) 文部省著作教科書の出版権等に関する法律(昭二四・五・三一法一四九).....1090

(6) 年齢のとなえ方に関する法律(昭二四・五・二四法九六).....1094

二 一部改正法 .....1094

(1) 學校教育法の一部を改正する法律(昭二四・六・一法一七九).....1094

(2) 教育委員会法の一部を改正する法律(昭二四・五・一九法七七).....1095

三 廃止法 .....1096

出版法及び新聞紙法を廢止する法律(昭二四・五・二四法九五).....1096

第十一 厚生

一 新制定法 .....1099

死体解剖保存法(昭二四・六・一〇法二〇四).....1099

二 一部改正法 .....1104

(1) 社會保險診療報酬支拂基金法の一部を改正する法律(昭二四・五・三一法一六七).....1104

(2) 健康保險法の一部を改正する法律(昭二四・四・三〇法三七).....1106

(3) 厚生年金保險法等の一部を改正する法律(昭二四・四・三〇法三八).....1106



(4) 児童福祉法の一部を改正する法律(昭二四・六・一五法二一一)……………二三五

(5) 未復員者給與法の一部を改正する法律(昭二四・五・一九法七四)……………二三五

(6) 医師法及び医科医師法の一部を改正する法律(昭二四・五・一四法六六)……………二三七

(7) 医療法の一部を改正する法律(昭二四・五・一四法六七)……………二三七

(8) 優生保護法の一部を改正する法律(昭二四・六・二四法二一六)……………二四〇

(9) 傳染病予防法の一部を改正する法律(昭二四・五・一九法八一)……………二四三

(10) 國立公園法の一部を改正する法律(昭二四・五・一九法八四)……………二四五

第十二 労働

一 新制定法……………二四九

(1) 緊急失業対策法(昭二四・五・二〇法八九)……………二四九

(2) 公共企業体労働関係法の施行に関する法律(昭二四・五・一九法八三)……………二五三

二 全部改正法……………二五五

労働組合法(昭二四・六・一法一七四)……………二五五

三 一部改正法……………二七〇

(1) 労働関係調整法の一部を改正する法律(昭二四・六・一法一七五)……………二七〇

(2) 公共企業体労働関係法の一部を改正する法律(昭二四・三・三一法一六)……………二七三

(3) 職業安定法の一部を改正する法律(昭二四・五・二〇法八八)……………二七三

(4) 國家行政組織法の施行に伴う労働関係法律の整理に関する法律(昭二四・五・三一法一六六)……………二八三

(5) 失業保険法の一部を改正する法律(昭二四・五・二〇法八七)……………二八四

(6) 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭二四・五・一九法八二)……………二八三

(7) 船員保険法等の一部を改正する法律(昭二四・五・三一法一五六)……………二八七

第十三 條約

(1) 郵便爲替に関する約定(國會承認済み・未公布)……………二八三

(2) 郵便振替に関する約定(國會承認済み・未公布)……………二八二

(3) 價格表記の書状及び箱物に関する約定(國會承認済み・未公布)……………二九〇

(4) 代金引換郵便物に関する約定(國會承認済み・未公布)……………二六三

第十四 議決

日本國憲法第八條の規定による議決……………二七一



第十五 承認

- (1) 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き稅務署の増設に關し承認を求めるとの件……………一三七三
- (2) 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、稅關出張所、稅關支署出張所及び稅關支署監視署の増設に關し承認を求めるとの件……………一三七三
- (3) 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、作物報告事務所の新設に關し承認を求めるとの件……………一三七四
- (4) 地方自治法第五十六條第四章の規定に基き、輸出食料品検査所及び輸出農林水産物検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めるとの件……………一三七五
- (5) 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、通商事務所の設置に關し承認を求めるとの件……………一三七七
- (6) 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、纖維製品検査所の支所設置に關し承認を求めるとの件……………一三七七
- (7) 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、大阪工業試験所四國支所並びに電氣試験所新潟支所及び金澤支所設置に關し承認を求めるとの件……………一三七八

件名索引 (五十音順)

(い)

- 醫師法及び歯科醫師法の一部を改正する法律(昭二四・五二四法六六)……………一七〇
- 医療法の一部を改正する法律(昭二四・五・一四法六七)……………一七〇
- 印刷局特別会計の固有資本の増加に充てるための一般会計から繰入金に關する法律(昭二四・四・二五法三二)……………一七四
- 飲食営業臨時規整法(昭二四・五・七法五二)……………一七五
- (う)
- 運輸省設置法(昭二四・五・三二法一五七)……………一八一
- (お)
- 大藏省設置法(昭二四・五・三一法一四四)……………一七九
- 大藏省設置法の施行等に伴う法令の整理に關する法律(昭二四・五・三一法一四五)……………一七九
- 大藏省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律(昭二四・四・二五法三二)……………一八三

件名索引

(か)

- 屋外廣告物法(昭二四・六・三法一八九)……………一〇八
- 價格調整公團法の一部を改正する法律(昭二四・五・一九法八〇)……………一〇九
- 價格表記の書狀及び箱物に關する約定(條約・國民承認済み・未公布)……………一四九
- 下級裁判所の設立及び管轄區域に關する法律の一部を改正する法律(昭二四・五・一九法八六)……………一五〇
- 家畜商法(昭二四・六・一〇法二〇八)……………一五〇
- 過渡經濟力集中排除法第二十六條の規定による持株会社整理委員会の職權等の公正取引委員會への移管に關する法律(昭二四・五・一九法七八)……………一五〇
- 會計法の一部を改正する法律(昭二四・四・一法二四)……………一五〇
- 總理府設置法の制定等に伴う關係法令の整理等に關する法律(法一三四)……………一六一
- 郵政省設置法及び電氣通信省設置法の施行に伴う關係法令の整理に關する法律(法一六一)……………一五五
- 会社等臨時措置法等を廃止する政令の一部を改正する法律(昭二四・四・三〇法四七)……………一五三
- 海上運送法(昭二四・六・一法一八七)……………一五七
- 海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正する法律(昭二四・五・三一法一五八)……………一五九



- 司法警察職員等指定應急措置法等の一部を改正する(法律法五八)..... 四二
- 開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律(昭二四・四・二五法三三)..... 五四
- 外国保険事業者に関する法律(昭二四・六・一法一八四)..... 五七
- 外務省設置法(昭二四・五・三二法一三五)..... 五
- 学校教育法の一部を改正する法律(昭二四・六・二法一七九)..... 一〇四
- 教育職員免許法施行法(法一四八)..... 一〇六
- 貸金業等の取締に関する法律(昭二四・五・三二法一七〇)..... 五九
- 簡易生命保険法(昭二四・五・一六法六八)..... 九三
- 簡易郵便局法(昭二四・六・一五法二二三)..... 九五
- 関税法の一部を改正する等の法律(昭二四・五・一四法六五)..... 六六

(き)

- 企業再整備法の一部を改正する法律(昭二四・五・一〇法五三)..... 六三
- 経済安定本部設置法(法一六四)..... 四〇
- 貴金屬特別会計法(昭二四・四・二五法三四)..... 四七

- 揮発油税法(昭二四・四・三〇法四四)..... 五五
- 教育委員会法の一部を改正する法律(昭二四・五・一九法七七)..... 一〇五
- 教育職員免許法施行法(法一四八)..... 一〇六
- 教育職員免許法施行法(昭二四・五・三二法一四七)..... 一〇四
- 教育職員免許法施行法(昭二四・五・三二法一四八)..... 一〇六
- 協同組合による金融事業に関する法律(昭二四・六・一法一八三)..... 五四
- 行政機関職員定員法(昭二四・五・三二法一三六)..... 一〇六
- 行政機関職員定員法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律(昭二四・五・三二法一三三)..... 一〇二
- 緊急失業対策法(昭二四・五・二〇法八九)..... 一〇九
- 資金特別会計法の一部を改正する法律(昭二四・三・三一法九)..... 六四

(く)

- 國の所有に属する物品の賣拂代金の納付に関する法律(昭二四・六・一法一七六)..... 四八

(け)

- 競馬法の一部を改正する法律(昭二四・六・六法一九七)..... 九九
- 競馬法の一部を改正する法律(昭二四・六・六法一九八)..... 九〇

- 農林省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律(法一五五)..... 一〇九
- 経済安定本部設置法(昭二四・五・三二法一六四)..... 四〇
- 経済調査廳法の一部を改正する法律(昭二四・五・三一法一六五)..... 三九
- 飲食営業臨時規程法(法五二)..... 七五
- 通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律(法一〇三)..... 一七
- 刑事訴訟法の一部を改正する法律(昭二四・五・二八法一一六)..... 四四
- 刑事訴訟費用法の一部を改正する法律(昭二四・五・一四法五六)..... 四六
- 檢察廳の一部を改正する法律(昭二四・五・三一法一三八)..... 二六
- 健康保険法の一部を改正する法律(昭二四・四・三〇法三七)..... 二八
- 建設業法(昭二四・五・二四法一〇〇)..... 九三
- 建設省設置法の一部を改正する法律(昭二四・五・三一法一六三)..... 三七

(こ)

- 古物営業法(昭二四・五・二八法一〇八)..... 三三
- 興業債券の発行限度の特例に関する法律(昭二四・五・三三法一一九)..... 三六

- 一九法七九)..... 五九
- 工業標準化法(昭二四・六・一法一八五)..... 五二
- 鉱山保安法(昭二四・五・一六法七〇)..... 七六
- 皇室經濟法施行法の一部を改正する法律(昭二四・五・七法五〇)..... 一
- 皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律の一部を改正する法律(昭二四・五・一九法七三)..... 四七
- 公共企業体労働関係法の一部を改正する法律(昭二四・三・三一法一六)..... 一七
- 労働組合法(法一七四)..... 二五
- 公共企業体労働関係法の施行に関する法律(昭二四・五・一九法八三)..... 二五
- 公証人法等の一部を改正する法律(昭二四・五・三一法一四一)..... 四三
- 公團等の予算及び決算の暫定措置に関する法律(昭二四・四・一九法二七)..... 四一
- 公認会計士法の一部を改正する法律(昭二四・三・三一法二二)..... 八四
- 公認会計士法の一部を改正する法律(昭二四・五・三〇法一一九)..... 八六
- 公認会計士法の一部を改正する法律(昭二四・六・一〇法二〇九)..... 八六



件名索引

- 大蔵省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律(法一四五).....七
- 公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法(昭二四・五・一四法五七).....四六
- 厚生省設置法(昭二四・五・三二法一五一).....二六
- 厚生省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律(昭二四・五・三二法一五四).....三三
- 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭二四・四・三〇法三八).....二六
- 港則法の一部を改正する法律(昭二四・五・二四法九八).....一〇四
- 航路標識法(昭二四・五・二四法九九).....九六
- 國営競馬特別会計法(昭二四・四・三〇法四二).....五六
- 國家行政組織法の一部を改正する法律(昭二四・三・三一法四).....三五
- 國家行政組織法の一部を改正する法律(昭二四・五・三一法一二三).....三五
- 國家行政組織法の一部を改正する法律(昭二四・五・三一法一二四).....三七
- 國家行政組織法の施行に伴う労働関係法律の整理に関する法律(昭二四・五・三一法一六六).....二八
- 國家公務員法の一部を改正する法律(昭二四・三・三〇法二).....四〇

四

- 國家公務員法の一部を改正する法律(昭二四・五・三一法一二五).....三〇
- 國家公務員共済組合法の一部を改正する法律(昭二四・五・三〇法一一八).....四四
- 日本國有鉄道法(昭二四・五・三二法一〇五).....九七
- 總理府設置法の制定等に伴う関係法令の整理等に関する法律(法一三四).....六
- 大蔵省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律(法一四五).....七七
- 地方財政法の一部を改正する等の法律(法一六八).....七〇
- 國家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律(昭二四・六・八法二〇〇).....三五
- 國家公務員のための國設宿舍に関する法律(昭二四・五・三〇法一一七).....三六
- 國庫余裕金の繰替使用に関する法律(昭二四・五・一四法六三).....四三
- 國民金融公庫法(昭二四・五・二四法四九).....四四
- 國有鉄道運賃法の一部を改正する法律(昭二四・四・三〇法四八).....一〇三
- 日本國有鉄道法(昭二四・五・三二法一〇五).....九七
- 國有鉄道事業特別会計法の一部を改正する法律(昭二四・三・三一法一一).....六九
- 國立学校設置法(昭二四・五・三二法一五〇).....一〇九

- 國立公園法の一部を改正する法律(昭二四・五・一九法八四).....二五
- 國立國會圖書館法の一部を改正する法律(昭二四・六・六法一九四).....四
- 國立國會圖書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭二四・五・二四法一〇一).....三
- 國立身体障害者更生指導所設置法(昭二四・五・三一法一五二).....三四
- 國立世論調査所設置法(昭二四・五・三一法一二八).....三四
- 國立病院特別会計法(昭二四・六・三法一九〇).....四九

(nt)

- 裁判所法等の一部を改正する法律(昭二四・六・一法一七七).....四四
- 法務廳設置法等の一部を改正する法律(法一三六).....三三
- 裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律(昭二四・六・一法一七八).....四九
- 在外公館等借入金整理準備審査会法(昭二四・六・一法一七三).....六
- 財産税等収入金特別会計法の一部を改正する法律(昭二四・四・二三法三〇).....六五
- 財政法の一部を改正する法律(昭二四・四・一法二三).....六七

件名索引

- 大蔵省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律(法一四五).....七

(r)

- 塩專賣法(昭二四・五・二八法一一二).....六四
- 死体解剖保存法(昭二四・六・一〇法二〇四).....一九九
- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(昭二四・六・一八法二二四).....八九
- 通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律(法一〇三).....一七
- 總理府設置法の制定等に伴う関係法令の整理等に関する法律(法一三四).....一六
- 司法警察職員等指定應急措置法等の一部を改正する法律(昭二四・五・一四法五八).....四六
- 司法試験法(昭二四・五・三一法一四〇).....四八
- 自轉車競技法の一部を改正する法律(昭二四・六・二四法二二七).....八七
- 兒童福祉法の一部を改正する法律(昭二四・六・一五法二一一).....二五
- 失業保險法の一部を改正する法律(昭二四・五・二〇法八七).....二四
- 失業保險特別会計法の一部を改正する法律(昭二四・三・八七).....五



- 三一法二一)..... 五二
- 社会教育法(昭二四・六・一〇法二〇七)..... 一八〇
- 社会保険診療報酬支拂基金法の一部を改正する法律(昭二四・五・三二法二六七)..... 二〇四
  - 法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律(法一三七)..... 二七〇
  - 酒税法等の一部を改正する法律(昭二四・四・三〇法四三三)..... 六五五
  - 大蔵省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律(法一四五)..... 七
  - 酒類配給公團法の一部を改正する法律(昭二四・三・三一法二一〇)..... 一八七
  - 出版法及び新聞紙法を廃止する法律(昭二四・五・二四法九五)..... 一〇九
  - 獣医師法(昭二四・六・一法一八六)..... 八六
  - 所得税法等の一部を改正すも法律(昭二四・五・一九法七六)..... 五三
  - 中小企業等協同組合法施行法(法一八二)..... 七六
  - 少年法の一部を改正する法律(昭二四・六・一五法二一一)..... 四七
  - 犯罪者予防更生法施行法(法一四三)..... 四六
  - 少年院法の一部を改正する法律(昭二四・五・三〇法一

○水防法(昭二四・六・四法一九三)..... 五五

(せ)

- 製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律(昭二四・四・二六法三五)..... 六三
- 政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律の一部を改正する法律(昭二四・四・三〇法三九)..... 六五
- 総理府設置法の制定等に伴う関係法令の整理等に関する法律(法一三四)..... 六
- 石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律(昭二四・三・三一法一七)..... 七三
- 船員保険法等の一部を改正する法律(昭二四・五・三二法一五六)..... 一〇七
- 船員保険特別会計法の一部を改正する法律(昭二四・三・三一法一〇)..... 六四
- 船舶運管会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律(昭二四・五・二四法九七)..... 六二
- 船舶運管会の船員の給与基準の設定及び船舶運管会の役員に対する特別手当の支給に関する法律(昭二四・五・二六法一〇六)..... 六〇
- 船舶公團法の一部を改正する法律(昭二四・五・一四法六〇)..... 一〇三

- 二一〇)..... 三六
- 犯罪者予防更生法施行法(法一四三)..... 四六
- しよう脳專賣法(昭二四・五・二八法一一三)..... 六九
- 昭和二十四年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律(昭二四・三・三一法一三)..... 五九
- 職業安定法の一部を改正する法律(昭二四・五・二〇法八八)..... 一七
- 国家行政組織法の施行に伴う労働関係法律の整理に関する法律(法一六六)..... 二八
- 食糧管理法の一部を改正する法律(昭二四・六・二五法二二八)..... 九〇
- 食料品配給公團法の一部を改正する等の法律(法三)..... 八三
- 食料品配給公團法の一部を改正する等の法律(法一七一)..... 八四
- 食料品配給公團法の一部を改正する等の法律(昭二四・三・三〇法三)..... 八三
- 食料品配給公團法の一部を改正する等の法律(昭二四・五・三一法一七一)..... 八四
- 人権擁護委員法(昭二四・五・三一法一三九)..... 四四
- (す)
- 水産業団体整理特別措置法(昭二四・五・二〇法九〇)..... 八四

- 専賣局特別会計等の昭和二十四年度の予算の特例に関する法律(昭二四・四・一九法二八)..... 五〇
- 専賣局特別会計、印刷局特別会計及びアルコール専賣事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律(昭二四・五・一四法六四)..... 五三

(そ)

- 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律(昭二四・五・一四法五五)..... 四三
- 総理府設置法(昭二四・五・三一法二二七)..... 七
- 総理府設置法の制定等に伴う関係法令の整理等に関する法律(昭二四・五・三一法二三四)..... 六
- 造幣局据置運轉資本の増加等に関する法律(昭二四・三・三一法八)..... 五二
- 測量法(昭二四・六・三法一八八)..... 一〇七

(た)

- たばこ專賣法(昭二四・五・二八法一一)..... 五二
- 代金引換郵便物に関する約定(條約・國會承認済み・未公布)..... 三三

(ち)

- 地方財政法の一部を改正する法律(昭二四・四・一六法二一六)..... 三九



- 地方財政法の一部を改正する等の法律(昭二四・五・三一法一六八)……………三二〇
- 地方自治廳設置法(法二三一)……………三二〇
- 地方自治廳設置法(昭二四・五・三一法一三二)……………三二七
- 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、大阪工業試験所四國支所並びに電氣試験所新潟支所及び金澤支所設置に關し承認を求めの件(昭二四・五・一八議決)……………三二七
- 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関出張所、税関支署出張所及び税関支署監視署の増設に關し承認を求めの件(昭二四・五・二〇議決)……………三二七
- 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、通商事務所の設置に關し承認を求めの件(昭二四・五・二三議決)……………三二七
- 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、纖維製品検査所の支所設置に關し承認を求めの件(昭二四・五・二三議決)……………三二七
- 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めの件(昭二四・五・二六議決)……………三二七
- 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、作物報告事務所の新設に關し承認を求めの件(昭二四・五・二六議決)……………三二七
- 地方自治法案第五十六條第四項の規定に基き、輸出食

- 料品検査所及び輸出農林水産物検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めの件(昭二四・五・二六議決)……………三二七
- 地方税法の一部を改正する法律(昭二四・五・三一法一六九)……………三二九
- 國民金融公庫法(法四九)……………三三〇
- 未復員者給與法の一部を改正する法律(法七四)……………三三〇
- 大藏省設置法の施行等に伴う法令の整理に關する法律(法一四五)……………三七
- 中小企業等協同組合法(昭二四・五・二四法一〇二)……………三三〇
- 農業災害補償法の一部を改正する法律(法二〇一)……………三三〇
- 地方配付税法の特例に關する法律(昭二四・四・三〇法四五)……………三三五
- 中小企業等協同組合法(昭二四・六・一法一八一)……………三七〇
- 中小企業等協同組合法(昭二四・六・一法一八一)……………三七〇
- 通商産業省設置法(昭二四・五・二四法一〇二)……………三三〇
- 通商産業省設置法の施行に伴う關係法令の整理等に關する法律(昭二四・五・二四法一〇三)……………三三七
- 通信事業特別会計法の一部を改正する法律(昭二四・四・一九法二九)……………三三三
- 通訳案内業法(昭二四・六・一五法二一〇)……………三三三

(七)

- 電氣通信省設置法の一部を改正する法律(昭二四・三・三一法七)……………三〇一
- 電氣通信省設置法の一部を改正する法律(昭二四・五・三一法一六〇)……………三〇一
- 電氣通信事業特別会計法(昭二四・五・二八法一一〇)……………三〇三
- 傳染病予防法の一部を改正する法律(昭二四・五・一九法八一)……………三〇四

(七)

- 土地改良法(昭二四・六・六法一九五)……………三七六
- 土地改良法(昭二四・六・六法一九六)……………三八六
- 都道府縣の所有に屬する警察用財産等の処理に關する法律(昭二四・五・一九法七五)……………三〇五
- 統計法の一部を改正する法律(昭二四・五・三一法一一)……………三三三
- 道路交通取締法の一部を改正する法律(昭二四・五・二六法一〇七)……………三三六
- 特別調達廳設置法(昭二四・五・三一法一一九)……………三三六
- 特別都市計画法の一部を改正する法律(昭二四・五・一六法七一)……………三三六
- 地方財政法の一部を改正する等の法律(法一六八)……………三三〇

(八)

- 内閣法の一部を改正する法律(昭二四・五・三二法一一二)……………三三〇
- 長崎國際文化都市建設法(昭二四・八・九法二二〇)……………三三〇

(九)

- 日本銀行法の一部を改正する法律(昭二四・六・三法一九一)……………三三三
- 日本國憲法第八條の規定による議決(昭二四・四・二〇議決)……………三三三
- 日本國有鉄道法の一部を改正する法律(昭二四・三・三一法一五)……………三三三
- 日本國有鉄道法の一部を改正する法律(昭二四・六・四法一九二)……………三三三
- 國家公務員共済組合法の一部を改正する法律(法一八)……………三三三
- 日本國有鉄道法(昭二四・五・二五法一〇五)……………三三七
- 日本專賣公社法の一部を改正する法律(昭二四・三・三一法一四)……………三三九
- 日本專賣公社法の一部を改正する法律(昭二四・五・一四法六一)……………三三九
- 日本專賣公社法(昭二四・五・一四法六一)……………三三九



件名索引

- たばこ専賣法(法一一一)……………五二
- 國家公務員共済組合法の一部を改正する法律(法一一八)……………三二
- 日本專賣公社法施行法(昭二四・五・一四法六二)……………五九
- 認知の訴の特例に関する法律(昭二四・六・一〇法二〇六)……………四一

(ね)

- 年齢のとなえ方に関する法律(昭二四・五・二四法九六)……………一〇四

(の)

- 農業災害補償法の一部を改正する法律(昭二四・六・八法二〇一)……………九三
- 法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律(法一三七)……………三〇
- 農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律(昭二四・四・三〇法四六)……………八六
- 農業協同組合法の一部を改正する法律(昭二四・五・一六法七二)……………三
- 法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律(法一三七)……………三〇
- 農業協同組合自治監査法を廃止する法律(昭二四・五・二五法一〇四)……………九五

(ひ)

- 引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律(昭二四・六・一〇法二〇三)……………三六
- 廣島平和記念都市建設法(昭二四・八・六法二一九)……………一〇四

(ふ)

- 復興金融庫に対する政府出資等に関する法律(昭二四・五・二八法一一四)……………五七

(へ)

- 米國対日援助見返資金特別会計法(昭二四・四・三〇法四〇)……………四九
- 弁護士法(昭二四・六・一〇法二〇五)……………四九

(ほ)

- 法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭二四・五・三二法一三七)……………三〇
- 法務廳設置法等の一部を改正する法律(昭二四・五・三一法一三六)……………三四
- 貿易公團法の一部を改正する法律(昭二四・三・三二法一九)……………六六
- 貿易特別会計法(法四一)……………四六
- 通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律……………四六

件名索引

- 農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律(昭二四・六・八法二〇二)……………八三
- 農地調整法の一部を改正する等の法律(昭二四・六・二〇法二一五)……………六七
- 農林省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律(法一五五)……………一〇
- 農林省設置法(昭二四・五・三二法一五三)……………一五
- 農林省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律(昭二四・五・三一法一五五)……………一〇

(は)

- 馬籍法を廃止する法律(昭二四・五・一三法五四)……………九六
- 配炭公團法の一部を改正する法律(昭二四・三・三一法一八)……………七
- 配炭公團法の一部を改正する法律(昭二四・六・七法一九九)……………七
- 通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律(法一〇三)……………一七
- 賠償臨時設置法の一部を改正する法律(昭二四・五・三一法一三〇)……………三〇
- 犯罪者予防更生法(昭二四・五・三一法一四二)……………四八
- 犯罪者予防更生法施行法(昭二四・五・三一法一四三)……………四六

関する法律(法一〇三)

- 貿易資金特別会計法の一部を改正する法律(昭二四・四・一法二五)……………六六
- 貿易特別会計法(昭二四・四・三〇法四一)……………四六

(み)

- 未復員者給與法の一部を改正する法律(昭二四・五・一九法七四)……………三五
- 水先法(昭二四・五・三〇法一一一)……………三
- 民法等の一部を改正する法律(昭二四・五・二八法一一五)……………四九
- 公証人法等の一部を改正する法律(法一四一)……………四二

(も)

- 文部省設置法(昭二四・五・三一法一四六)……………九
- 文部省著作教科書の出版権等に関する法律(昭二四・五・三一法一四九)……………一〇

(ゆ)

- 有價証券の処分調整等に関する法律の一部を改正する法律(昭二四・五・一四法五九)……………六七
- 優生保護法の一部を改正する法律(昭二四・六・二四法)……………六七



- 二二六).....二四〇
- 厚生省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律(法一五四).....一三三
- 郵政事業特別会計法(昭二四・五・二八法一〇九).....五〇三
- 郵政省設置法の一部を改正する法律(昭二四・三・三一法六).....二九四
- 郵政省設置法の一部を改正する法律(昭二四・五・三一法一五九).....二九四
- 郵政省設置法及び電気通信省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律(昭二四・五・三一法一六一).....三五
- 郵便法等の一部を改正する法律(昭二四・四・二八法三六).....一〇七
- 郵政省設置法及び電気通信省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律(法一六一).....三五
- 郵便貯金法の一部を改正する法律(昭二四・五・二〇法九三).....一〇四
- 郵便法等の一部を改正する法律(法三六).....一〇七
- 郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律(法九四).....九〇
- 郵政省設置法及び電気通信省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律(法一六一).....三五
- 郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律(昭二四・三・三一法六).....二九四

- (昭二四・五・二〇法九四).....九七〇
- 郵便年金法(昭二四・五・一六法六九).....九四
- 郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所に関する法律(昭二四・五・二〇法九一).....九六
- 郵便爲替法及び郵便振替貯金法の一部を改正する法律(昭二四・五・二〇法九二).....一〇四
- 郵便法等の一部を改正する法律(法三六).....一〇七
- 郵政事業特別会計法(法一〇九).....五〇三
- 郵政省設置法及び電気通信省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律(法一六一).....三五
- 郵便爲替に関する約定(條約・國會承認済み・未公布).....一三三
- 郵便振替に関する約定(條約・國會承認済み・未公布).....一四二

(9)

- 略農業調整法を廃止する法律(昭二四・六・一法一八〇).....九六
- 罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律(昭二四・五・七法五一).....四二
- 臨時宅地賃貸價格修正法(昭二四・五・一九法八五).....五三
- 臨時鉄くず資源回收法(昭二四・五・三一法一七二).....七五
- 臨時物資需給調整法の一部を改正する法律(昭二四・三・三一法二一).....二四

三一法二一).....八四

(3)

- 労働組合法(昭二四・六・一法一七四).....二五
- 労働関係調整法の一部を改正する法律(昭二四・六・一法一七五).....二七〇
- 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭二四・五・一九法八二).....一〇三
- 國家行政組織法の施行に伴う労働関係法律の整理に関する法律(法一六六).....一八三
- 労働省設置法(昭二四・五・三一法一六一).....二四

一一一



第一  
憲  
法



第一憲法



法

◎皇室經濟法施行法の一部を改正する法律

〔昭和二十四年五月七日公布〕  
〔法律第五十号〕  
〔昭和二十四年五月七日施行〕  
〔内閣総理大臣 藏大臣署名〕

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律

皇室經濟法施行法(昭和二十二年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第七條中「二十万円」を「二十八万円」に改める。

第八條中「三十六万円」を「六十五万円」に改める。

附則  
この法律は、公布の日から施行し、昭和二十四年四月一日から適用する。

参照

○皇室經濟法施行法 (昭和二十二年十月二日法律第百十三号)

第七條 法第四條第一項の定額は、二十万円とする。

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律

第八條 法第六條第一項の定額は、三十六万円とする。

○皇室經濟法 (昭和二十二年一月十六日法律第四号)

第四條(第一項) 内廷費は、天皇並びに皇后、太皇太后、皇太后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃及び内廷にあるその他の皇族の日常の費用その他内廷諸費に充てるものとし、別に法律で定める定額を、毎年支出するものとする。

第六條(第一項) 皇族費は、皇族としての品位保持の資に充てるために、年額により毎年支出するもの及び皇族であつた者としての品位保持の資に充てるために、一時金額により皇族の身分を離れる際に支出するものとする。



○東京海軍大臣の報告 (海軍大臣の報告)

海軍

海軍大臣の報告 (海軍大臣の報告)

海軍

海軍大臣の報告 (海軍大臣の報告)

海軍

海軍大臣の報告 (海軍大臣の報告)

海軍大臣の報告 (海軍大臣の報告)

○東京海軍大臣の報告 (海軍大臣の報告)

一 海軍大臣

海軍大臣

海軍大臣の報告 (海軍大臣の報告)

第二國會



第二國會

第二國會

一新制定法

◎國立國會図書館法第二十條の規定により  
行政各部門に置かれる支部図書館及びそ  
の職員に関する法律(衆法)

〔昭和二十四年五月二十四日公布  
法律第百一十一号  
昭和二十四年六月一日施行〕  
(内閣総理以下各  
主任大臣署名)

國立國會図書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれ  
る支部図書館及びその職員に関する法律

第一條 左の表の上欄に掲げる國立國會図書館支部図書館(以下支  
部図書館という)は、國立國會図書館法(昭和二十三年法律第五  
号)第二十條の規定によりそれぞれ下欄に掲げる行政機関に置か  
れたものとする。

國立國會図書館支部会計検査院図書館	会計検査院
國立國會図書館支部人事院図書館	人事院
國立國會図書館支部内閣文庫	総理府

國立國會図書館支部総理府統計局図書館	総理府
國立國會図書館支部宮内廳図書館	宮内廳
國立國會図書館支部經濟安定本部図書館	經濟安定本部
國立國會図書館支部物價廳図書館	物價廳
國立國會図書館支部外務省図書館	外務省
國立國會図書館支部大藏省文庫	大藏省
國立國會図書館支部法務図書館	法務府
國立國會図書館支部文部省図書館	文部省
國立國會図書館支部厚生省図書館	厚生省
國立國會図書館支部農林省図書館	農林省
國立國會図書館支部通商産業省図書館	通商産業省
國立國會図書館支部特許廳図書館	特許廳
國立國會図書館支部運輸省図書館	運輸省
國立國會図書館支部郵政省図書館	郵政省
國立國會図書館支部電氣通信省図書館	電氣通信省
國立國會図書館支部労働省図書館	労働省
國立國會図書館支部建設省図書館	建設省

國立國會図書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律



國立國會図書館法の一部を改正する法律

第二條 各支部図書館に支部図書館長各一人を置く。  
2 支部図書館長は、國立國會図書館法に従い、支部図書館の館務を掌理する。

第三條 各支部図書館に、専任の職員を置く。

2 前項の職員は、当該行政機関の職員のうちから、國立國會図書館法第十九條の規定により、任免する。

第四條 第一條に規定する行政機関の長は、前條に規定する職員の定数を、当該行政機関の職員の範囲内において、支部図書館の状況に應じて、適当な数に定めなければならない。この場合において、当該行政機関の長は、國立國會図書館の館長に協議しなければならない。

附則

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行し、通商産業省に置かれる支部図書館に関しては、昭和二十四年五月二十日から適用する。

参照

○國立國會図書館法（昭和二十三年二月九日）

第十九條 行政及び司法の各部門の図書館長は、当該各部門に充分な図書館奉仕を提供しなければならない。当該図書館長は、その職員を、國會職員法又は國家公務員法若しくは裁判所法の規定により任免することができる。当該図書館長は、國立國會図書館長の定める規程に従い、図書及びその他の図書館資料を

購入その他の方法による受入方を当該各部門の長官若しくは館長に勧告し、又は直接購入若しくは受入をすることができる。  
第二十條 館長が最初に任命された後六箇月以内に、行政及び司法の各部門に現存するすべての図書館は、本章の規定による國立國會図書館の支部図書館となる。なお、現に図書館を有しない各職においては、一箇年以内に支部図書館を設置するものとする。

二 一部改正法

○國立國會図書館法の一部を改正する法律（参法）

〔昭和二十四年六月六日公布〕  
〔法律第九十四号〕  
〔昭利二十四年七月一日施行〕  
〔内閣総理大臣署名〕

國立國會図書館法の一部を改正する法律

國立國會図書館法（昭和二十三年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十章を次のように改める。

第十章 國、地方公共団体等の発行する出版物の納入

第二十四條 國の諸機関により又は國の諸機関のため、左の各号に該当する出版物（機密扱のもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。以下同じ。）が発行されたときは、当該機関は、公用のため並びに外國政府出版物との國際的交換の用又はその他の國際

的交換の用に供するために、その発行部数が五百部以上のときはその三十部、その発行部数が五百部未満のときは館長の定めるところにより三十部未満の部数を、直ちに國立國會図書館に納入しなければならない。但し、館長は、発行部数が五百部以上の場合において、特に必要があると認めるときは、三十部を超え五十部を超えない部数の納入を求めることができ、又特別の事由があると認めるときは、三十部未満の部数を納入させることもできる。

一 図書

二 小冊子

三 逐次刊行物

四 樂譜

五 地図

六 映画技術によつて製作した著作物

七 録音盤その他音を機械的に複製する用に供する機器に写調した著作物

八 前各号に掲げるものの外、印刷術その他の機械的又は化学的方法によつて、文書又は図画として複製した著作物

2 前項の規定は、同項に規定する出版物の再版についてもこれを適用する。但し、その再版の内容が初版又は前版の内容に比し増減又は変更がなく、且つ、その初版又は前版がこの法律の規定により前に納入されている場合においては、この限りでない。

第二十四條の二 都道府縣若しくはこれに準ずるものの諸機関により又はこれらの諸機関のため、前條第一項に規定する出版物が発

國立國會図書館法の一部を改正する法律

行されたときは、当該機関は、前條の規定に準じ、その出版物を直ちに國立國會図書館に納入するものとする。

2 市（特別区を含む。以下同じ。）町村若しくはこれに準ずるものの諸機関により又はこれらの諸機関のため、前條第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、市又はこれに準ずるものの場合にあつては十部以下、町村又はこれに準ずるものの場合にあつては三部以下の部数を、直ちに國立國會図書館に納入するものとする。

3 前條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第十一章を次のように改める。

第十一章 その他の者の発行する出版物の納入

第二十五條 前二條に規定する者以外の者は、第二十四條第一項に規定する出版物を発行したときは、前二條の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、発行の日から三十日以内に、最良版の完全なものを國立國會図書館に納入しなければならない。但し、発行者がその出版物を國立國會図書館に寄贈若しくは遺贈したとき、又は館長が特別の事由があるとして認めるときは、この限りでない。

2 第二十四條第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二十四條第二項中「納入」とあるのは「納入又は寄贈若しくは遺贈」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定により出版物を納入した者に対しては、館長は、



その定めるところにより、当該出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額を、その代償金として交付する。

4 第一項但書の規定により出版物を寄贈した者及び出版物を遺贈した者の相続人に対して、館長は、定期に作成する全日本出版物の目録で当該出版物を登載したものを送付する。

第二十五條の二 発行者が正当の理由がなく前條第一項の規定による出版物の納入をしなかつたときは、その出版物の小賣價額（小賣價額のないときはこれに相当する金額）の五倍に相当する金額以下の過料に処する。

2 発行者が法人であるときは、前項の過料は、その代表者に対して科する。

附則

1 この法律は、昭和二十四年七月一日から施行する。

2 改正後の第二十四條第一項第六号に該当する出版物については、当分の間、館長の定めるところにより、同條並びに改正後の第二十四條の二及び第二十五條の規定にかかわらず、その納入を免ずることができる。

3 この法律施行前に発行された出版物の納入又は納本については、なお従前の例による。

参照

○ 國立國會圖書館法（昭和二十三年二月九日）

法律第五号

第十章 國の出版物の納入

第二十四條 國の諸機関により又は國の諸機関のため、圖書、小冊子、定期刊行物、地図、映画その他のものを、印刷又は複写により、五百部以上発行する場合には、（機密扱のもの及び書式用紙を除く。）公用のため並に外國政府出版物との國際的交換の用又はその他の國際的交換の用に供するために、直ちに國立國會圖書館に五十部を納入させるものとする。五百部未滿のものを発行する場合には、館長の定める規程によつて五十部未滿の部数を國立國會圖書館に納入させるものとする。

第十一章 その他の出版物の納本

第二十五條 前條の規定による以外の出版物については、その発行者から一部を國立國會圖書館に納本させて、その代償として定期に作成する全日本出版物の目録で、当該出版物を登載した分を館長は、遅滞なく納本者に送付する。

第三 國家行政組織



### 第三 國家行政組織

#### 一 新制定法

#### ◎總理府設置法

昭和二十四年五月三十一日公布  
法律第百二十一號  
昭和二十四年六月一日施行  
(内閣總理大臣署名)

#### 總理府設置法

#### 目次

- 第一章 總則(第一條—第四條)
- 第二章 本府
  - 第一節 内部部局(第五條—第九條)
  - 第二節 附屬機關(第十條—第十五條)
  - 第三節 機關(第十六條)
- 第三章 外局(第十七條—第十八條)
- 第四章 職員(第十九條—第二十二條)
- 附則

#### 第一章 總則

#### (この法律の目的)

第一條 この法律は、總理府の所掌事務の範圍及び權限を明確に定めるとともにその所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

#### 總理府設置法

組織を定めることを目的とする。

#### (設置)

第二條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十號)第三條第二項の規定に基づいて、總理府を設置する。

2 總理府の長は、内閣總理大臣とする。

#### (總理府の任務)

第三條 總理府は、左に掲げる國の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機關とする。

- 一 恩給、統計及び榮典に関する事務並びに新聞出版用紙の割当
- 二 各行政機關の施策及び事務の総合調整
- 三 他の行政機關の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む。)で總理府の所掌に属せしめられた行政事務

#### (總理府の權限)

第四條 總理府は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため左に掲げる權限を有する。但し、その權限の行使は、法律(法律に基く命令を含む。)に従つてなさなければならない。

- 一 予算の範圍内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
- 二 収入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。
- 三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。
- 四 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用



- 五 資材等を調達すること。
- 六 不用財産を処分すること。
- 七 職員に貸與するために宿舍を設置し、及びこれを管理すること。
- 八 職員に貸與するために必要な施設をし、及びこれを管理すること。
- 九 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。
- 十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をすること。
- 十一 所掌事務の周知宣傳を行うこと。
- 十二 総理府の公印を制定すること。
- 十三 官報及び法令全書の編集及び印刷並びに内閣所管の機密文書の印刷について指揮監督すること。
- 十四 栄典を授與すること。
- 十五 栄典の授與及びはく奪に関し審査すること。
- 十六 恩給を受ける権利を裁定し、及び恩給に関する具申について裁決すること。
- 十七 各種の統計調査を行うこと。
- 十八 新聞出版用紙の割当を行うこと。
- 十九 前各号に掲げるものの外、他の行政機関に属しない事項及

- の印刷の指揮監督に關すること。
- 六 大臣官房所管圖書を管理すること。
- 七 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に關すること。
- 八 行政財産及び物品を管理すること。
- 九 職員の衛生、医療その他福利厚生に關すること。
- 十 行政の考査を行うこと。
- 十一 こう報に關すること。
- 十二 法令案の審査に關すること。
- 十三 各行政機関の施策及び事務の総合調整に關すること。
- 十四 他の行政機関の所掌に属しない事務についてこれを調査し、企画し、及び立案すること。
- 十五 公職に關する就職禁止、退職等に關する勅令（昭和二十二年勅令第一号）及び市町村長の立候補禁止等に關する勅令（昭和二十二年勅令第三号）の施行並びにその統轄に關すること。
- 十六 財閥同族支配力排除法（昭和二十三年法律第二号）に基き内閣総理大臣の権限に属する事項に關すること。
- 十七 調査及び統計（統計局の所掌に属するものを除く。）の一般に關すること。
- 十八 栄典制度に關し調査し、研究し、及び企画すること。
- 十九 勲位、勲章に關すること。
- 二十 記章、ほう章その他の賞件に關すること。
- 二十一 外國の勲章、記章の受領及び着用に關すること。

び條約、法律又は命令に基き総理府に属せしめられた行政事務を行うこと。

第二章 本府

第一節 内部部局

(内部部局)

第五條 本府に、大臣官房及び左の三局を置く。

恩給局

統計局

新聞出版用紙割当局

2 大臣官房に、賞勳部を置き、統計局に、左の三部を置く。

人口部

經濟部

製表部

(大臣官房の事務)

第六條 大臣官房においては、総理府の所管行政に關し、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に關すること。
- 二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。
- 三 内閣総理大臣の官印及び府印を制定し、及び管守すること。
- 四 公文書類を起草し、接受し、發送し、編集し及び保存すること。
- 五 官報及び法令全書の編集及び印刷並びに内閣所管の機密文書

二十二 前各号に掲げるものの外、総理府の所掌事務で他局及び他の機関の所掌に属さない事務に關すること。

2 大臣官房においては、前項の事務の外、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二條に定める内閣官房の所掌に属する事務をつかさどる。

3 大臣官房賞勳部においては、第一項第十八号から第二十一号までに規定する事務をつかさどる。

(恩給局の事務)

第七條 恩給局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 恩給制度に關し調査し、研究し、及び企画すること。
- 二 恩給を受ける権利の裁定に關すること。
- 三 恩給に關する具申の裁決に關すること。
- 四 恩給の支給及び負担に關すること。

(統計局の事務)

第八條 統計局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 國勢調査その他國勢の基本に關する統計調査の実施及び製表を行うこと。
- 二 國の行政機関又は地方公共團體の委託を受けて各種の統計調査の実施及び製表を行うこと。
- 三 統計職員の養成を行うこと。
- 四 統計技術の研究を行うこと。
- 五 統計に關する圖書及び資料を収集し、整備し、編集し、及び刊行すること。



総理府設置法

2 前項の事務のうち、國勢調査その他人口に関する統計調査の実施は、統計局人口部において、経済に関する統計調査の実施は、統計局経済部において、各種統計調査の製表は、統計局製表部において（かさどる）。

（新聞出版用紙割当局の事務）

第九條 新聞出版用紙割当局においては、新聞出版用紙の割当に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十一号）の定めるところにより、新聞出版用紙の割当に関する事務をつかさどる。

第二節 附屬機關

（附屬機關）

第十條 第十六條に規定するものの外、本府に、左の附屬機關を置く。

ふ、廣情報局

統計職員養成所

新給與実施本部

國立世論調査所

（ふ、廣情報局）

第十一條 廣情報局は、廣に關する状況の調査、通報、銘銘票の作成並びにその補修、金品の取扱調査、遺留金品の保管並びにその調査及び関係者に対する送付、相手國戦死者につき関係行政機關等において知得したること及び相手國に廣となつた者に関する状況の調査に関する事務を取り扱う機關とする。

2 廣情報局は、東京都に置く。

3 廣情報局の内部組織は、総理府令で定める。

（統計職員養成所）

第十二條 統計職員養成所は、國の行政機關及び地方公共團體の職員に対して、統計事務に従事する幹部職員として必要な職務上の訓練を行う機關とする。

2 統計職員養成所は、東京都に置く。

3 統計職員養成所の内部組織は、総理府令で定める。

（新給與実施本部）

第十三條 新給與実施本部は、政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）の完全な実施を確保し、その目的を達成するため設けられる機關とする。

2 新給與実施本部の内部組織は、政府職員の新給與実施に関する法律で定めるものを除くの外、総理府令で定める。

（國立世論調査所）

第十四條 國立世論調査所は、世論に基く政策の樹立及び行政の運営に資する目的で世論の調査を自主的且つ公正に行う機關とする。

2 國立世論調査所は、東京都に置く。

3 國立世論調査所の組織及び所掌事務については、國立世論調査所設置法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の定めるところによる。

（その他の附屬機關）

第十五條 左の表の上欄に掲げる機關は、総理府の附屬機關として

置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
恩給審査会	恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定に基き恩給に関する事項を審査すること。
交通事業調整審議会	運輸大臣及び建設大臣の諮問に應じて陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）第二條第一項、第三條第三項、第五條及び第十二條に規定する事項を調査審議すること。
教育刷新審議会	教育に関する重要事項を調査審議すること。
地方制度調査会	内閣総理大臣の諮問に應じて、地方行政に関する事項を調査審議すること。
中央災害救助対策協議会	災害救助法（昭和二十二年法律第一百八号）に基き災害の救助その他緊急措置の適切円滑な実施を図ること。
地方災害救助対策協議会	地方災害救助法（昭和二十二年法律第一百八号）に基き地方災害の救助その他緊急措置の適切円滑な実施を図ること。
都道府県災害救助対策協議会	都道府県災害救助法（昭和二十二年法律第一百八号）に基き都道府県災害の救助その他緊急措置の適切円滑な実施を図ること。
観光事業審議会	観光事業に関する基本的計画及びその他重要事項を調査審議すること。
引揚同胞対策審議会	引揚同胞対策審議会法（昭和二十三年法律第二百一十二号）に基き在外同胞の引揚促進その他引揚同胞対策に関する事項を調査審議すること。
地方税審議会	地方税法（昭和二十三年法律第一百十号）に基き地方税に関する審査を行うこと。

総理府設置法

檢察官適格審査会	檢察廳法（昭和二十二年法律第六十一号）第二十三條第一項に規定する事項に関する審査を行うこと。
科学技術行政協議会	科学技術行政協議会法（昭和二十三年法律第二百五十三号）に基き日本學術會議と緊密に協力し、科学技術を行政に反映させるための諸方策及び各種行政機關相互の間の科学技術に関する行政の連絡調整に必要な措置を審議すること。
社会保障制度審議会	社会保障制度審議会設置法（昭和二十三年法律第二百六十六号）に基き社会保障制度につき調査、審議及び勧告を行うこと。
宿舎審議会	國家公務員の國設宿舎に関する法律（昭和二十四年法律第一百七号）に基き内閣総理大臣の諮問に應じて國家公務員の宿舎の設置、維持及び管理その他の重要事項を調査審議すること。
選挙制度調査会	内閣総理大臣の諮問に應じて國會議員の選挙及び地方公共團體における選挙に関する制度について調査審議すること。
新聞出版用紙割当審議会	新聞出版用紙の割当に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十一号）に基き、新聞出版用紙の割当に関する重要事項を審議すること。

2 前項に掲げる附屬機關の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定めがある場合を除くの外、政令で定める。

第三節 機關

（機關）



総理府設置法

- 第十六條 内閣総理大臣の所轄の下に、日本学術会議を置く。
- 2 日本学術会議は、わが國の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び國民生活に科学を反映浸透させるための機関とする。
- 3 日本学術会議は、東京都に置く。
- 4 日本学術会議の組織及び所掌事務については、日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）の定めるところによる。

第三章 外局

(外局)

第十七條 国家行政組織法第三條第二項の規定に基いて、総理府に置かれる外局は、左の通りとする。

- 統計委員会
- 公正取引委員会
- 全国選挙管理委員会
- 国家公安委員会
- 公職資格訴願審査委員会
- 外国為替管理委員会
- 宮内廳
- 特別調達廳
- 賠償廳
- 行政管理廳
- 地方自治廳

(外局の組織、所掌事務及び権限)

第十八條 前條の規定による外局の組織、所掌事務及び権限に関しては、他の法律に別段の定めのあるものを除く外、それぞれ次の表の下欄の法律（法律に基く命令を含む。）又は政令の定めるところによる。

統計委員会	統計法（昭和二十二年法律第十八号）
公正取引委員会	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）
全国選挙管理委員会	全国選挙管理委員会法（昭和二十二年法律第五十四号）
国家公安委員会	警察法（昭和二十二年法律第九十六号）
公職資格訴願審査委員会	公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による賞与該当者の指定の特免に関する政令（昭和二十四年政令第三十九号）
外国為替管理委員会	外国為替管理委員会令（昭和二十四年政令第五十三号）
宮内廳	宮内廳法（昭和二十二年法律第七十号）
特別調達廳	特別調達廳設置法（昭和二十四年法律第二百二十九号）
賠償廳	賠償廳臨時設置法（昭和二十三年法律第三号）
行政管理廳	行政管理廳設置法（昭和二十三年法律第七十七号）
地方自治廳	地方自治廳設置法（昭和二十四年法律第三百三十一号）

第四章 職員

(内閣官房長官)

第十九條 内閣官房長官は、内閣法に定める職務を行う外、内閣総理大臣を助け、総理府所管の事項について政務に参画し、府務を整理し、並びに各部局及び機関の事務を監督する。

(内閣官房副長官)

第二十條 内閣官房副長官は、内閣法に定める職務を行う外、内閣総理大臣の定めるところにより、総理府所管の事項について、上官の職務を助ける。

(その他の職員)

第二十一條 前二條に定める職員の外、総理府に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法の定めるところによる。

(定員)

第二十二條 総理府に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附則

- 1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。
- 2 国家公務員法第三條及び第八八條の規定により、恩給制度が人事院において運用せられるに至つた場合においては、その限度において、恩給に関する事務及び権限は、総理府の所掌事務及び権限から除かれるものとする。
- 3 左の法令は、廃止する。但し、法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定めのある場合を除く外、従前の機関及び職員は、この法律に基く相当の機関及び職員となり同一性をもつて存続するものとする。

総理府設置法

- 総理廳官制（昭和二十三年政令第三号）
- 総理廳部内臨時職員設置制（昭和十八年勅令第八十九号）
- 賞勳局官制（明治二十六年勅令第十六号）
- 事情報局官制（昭和十六年勅令第二百四十六号）
- 新聞出版用紙割当事務廳設置法施行令（昭和二十三年政令第二百三十二号）
- 臨時行政機構改革審議會令（昭和二十三年政令第四十号）
- 總動員補償委員会規程（昭和十三年勅令第四百七十四号）
- 恩赦制度審議會官制（昭和二十二年政令第二百六号）
- 4 前項但書の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。
- 5 他の法令中「総理廳」とあるのは「総理府」と、「総理廳令」とあるのは「総理府令」と読み替えるものとする。

参照

- 国家行政組織法（昭和二十三年七月十日）  
法律第二百二十号）
- 第三條（第二項） 行政組織のため置かれる國の行政機関は、府、省、委員会及び廳とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。
- 内閣法（昭和二十二年一月十六日）  
法律第一五五号）
- 第十二條 内閣に、内閣官房を置く。
- 内閣官房は、閣議事項の整理その他内閣の庶務を掌る。
- 前項の外、内閣官房は、政令の定めるところにより、内閣の



総理府設置法

事務を助ける。

内閣官房の組織は、別に法律の定めるところによる。  
内閣官房の外、内閣に、別に法律の定めるところにより、必要な機関を置き、内閣の事務を助けしめることができる。

○陸上交通事業調整法 (昭和十三年四月一日) (法律第七十一號)

第二條(第一項) 主務大臣公益ノ増進ヲ圖リ陸上交通事業ノ健全ナル發達ニ資スル爲陸上交通事業ノ調整ヲ爲サントスルトキハ交通事業調整委員會ノ意見ヲ徵シ調整ノ區域、調整スベキ事業ノ種類及範圍、之ト密接ナル關係ヲ有スル兼業ノ處置竝ニ左ノ各號ニ依ル調整ノ方法ヲ決定スベシ

- 一 會社ノ合併又ハ設立
- 二 事業ノ讓受又ハ讓渡
- 三 事業ノ共同經營
- 四 事業ノ管理ノ委託又ハ受託
- 五 連絡上必要ナル線路其ノ他ノ設備ノ新設、変更又ハ共用
- 六 運賃又ハ料金ノ制定、變更又ハ協定
- 七 連絡運輸、直通運輸其ノ他運輸上ノ協定
- 八 用品其ノ他ノ共同購入、共同修繕其ノ他調整上必要ト認めル方法

同條(第二項) 主務大臣ハ前項ノ決定ニ依リ陸上交通事業經營者ニ對シ前項第一號ノ事實ノ實施ヲ勸告シ又ハ同項第二號乃至第八號ノ事項ノ實施ヲ命ズベシ

第三條(第二項) 陸上交通事業經營者前條第二項ノ命令ヲ受ケタ

○國家公務員法 (昭和二十二年十月二十二日) (法律第百二十二號)

(設置)

第三條 この法律の完全な実施を確保し、その目的を達成するため人事院を設け、この法律実施の責に任せしめる。

國家法務員に関する事務を掌理するため、内閣の所轄の下に人事院を置く。人事院は、この法律に定める基準に従つて、内閣総理大臣に報告しなければならない。

人事院は、この法律に従い、左に掲げる事項について職員に關する諸般の方針、基準、手続、規則及び計画を整備、調整、総合及び指示し、且つ、立法その他必要な措置を勧告する。

一 職階、給與、重複給與、給與準則、試験、資格要件、募集、任用候補者名簿、任用候補者の提示、採用、條件附任用期間、臨時的任用、非常勤任用、重複任用、宣誓、昇任、降任、轉任、復職、配置轉換、退職、恩給、免職、人員の減少、勤務成績の評定、人事行政用語の定義及びこれらに關連する事項

二 勤務時間、休暇、休職、保健、安全、元氣回復、教育訓練、厚生、素行、政治的活動、私企業からの隔離、秘密の保持、規律、離職、公正な取扱、分限、保障、行政的措置の要求、苦情の処理、公務傷病に対する補償、政府の人事行政に關する調査、研究及び監察並びにこれらに關連する事項

三 人事記録及び人事統計並びにこの法律、人事院規則及び人事院指令に従つて給與が支拂われているかどうかを確めるた

総理府設置法

ルトキハ主務大臣ノ指定スル期間内ニ協定ヲ爲シ之ガ認可ヲ申請スベシ協定成立セザルトキハ主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ協議調ハザル事項ヲ裁定ス

同條(第三項) 主務大臣前項ノ裁定ヲ爲サントスルトキハ交通事業調整委員會ノ意見ヲ徵スベシ但シ重要ナラザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 第二條第一項ノ規定ニ依リ決定シタル調整ノ區域内ニ於ケル陸上交通事業經營ノ免許又ハ特許ニシテ重要ナルモノハ主務大臣交通事業調整委員會ノ意見ヲ徵シ之ヲ爲スベシ

第十二條 陸上交通事業經營者本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ主務大臣ハ交通事業調整委員會ノ意見ヲ徵シ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

- 一 取締役其ノ他ノ役員ヲ解任スルコト
- 二 他人ヲシテ事業經營者ノ計算ニ於テ事業ノ管理ヲ爲サシムルコト
- 三 事業ノ全部又ハ一部ノ停止ヲ爲サシムルコト
- 四 免許又ハ特許ノ全部又ハ一部ヲ取消スコト

○檢察廳法 (昭和二十二年四月十六日) (法律第六十一號)

第二十三條(第一項) 檢察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執るに適しないときは、檢察官適格審査委員會の議決及び法務総裁の勧告を経て、その官を免ずることが出来る。

めの給與簿の監理及び検査

四 人事主任官會議の開催

五 その他法律に基きその権限に属せしめられた事項  
この法律により、人事院が処置する権限を與えられている行政部門においては、人事院の決定及び処分は、その定める手続により、人事院によつてのみ審査される。

前項の規定は、法律問題につき裁判所に出訴する権利に影響を及ぼすものではない。

(恩給制度の目的)

第八條 前條の恩給制度は、本人及び本人がその退職又は死亡の当時直接扶養する者をして、退職又は死亡の時の條件に應じて、その後において適当な生活を維持するに必要な所得を與えることを目的とするものでなければならない。

前條第三項の場合においては、第九十三條の規定による補償制度との間に適当な調整が図られなければならない。

恩給制度は、健全な保険数理を基礎として計画され、人事院によつて運用されるものでなければならない。

人事院は、なるべく速かに、恩給制度に關して研究を行い、その成果を國會及び内閣に提出しなければならない。



◎総理府設置法の制定等に伴う関係法令の整理等に関する法律

〔昭和二十四年五月三十一日公布  
法律第百三十一号〕(内閣総理  
昭和二十四年六月一日施行) (大臣署名)

総理府設置法の制定等に伴う関係法令の整理等に関する法律

目次

- 第一條 皇室典範の一部改正
- 第二條 皇室経済法の一部改正
- 第三條 宮内府法の一部改正
- 第四條 行政管理廳設置法の一部改正
- 第五條 新聞出版用紙割当事務廳設置法の一部改正
- 第六條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正
- 第七條 政府職員の新給與実施に関する法律の一部改正
- 第八條 特別職の職員の俸給等に関する法律の一部改正
- 第九條 恩給法の一部改正
- 第十條 国家公務員共済組合法の一部改正
- 第十一條 会計法の一部改正
- 第十二條 政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律の一部改正
- 第十三條 國有財産法の一部改正

- 第十四條 国家公務員のための國設宿舍に関する法律の一部改正
- 第十五條 登録税法の一部改正
- 第十六條 印紙税法の一部改正
- 第十七條 特定財産管理令の一部改正
- 第十八條 連合國財産の返還等に関する勅令の一部改正
- 第十九條 連合國財産上の家屋等の譲渡に関する政令の一部改正
- 第二十條 連合國財産の保全等に関する省令の一部改正

附則

- 第一條 皇室典範(昭和二十二年法律第三号)の一部を次のように改正する。
  - 第二十八條第二項及び第三十條第六項中「宮内府」を「宮内廳」に改める。
- 第二條 皇室経済法(昭和二十二年法律第四号)の一部を次のように改正する。
  - 第一條第一項、第四條第二項、第五條及び第八條第二項中「宮内府」を「宮内廳」に改める。
- 第三條 宮内府法(昭和二十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
  - 題名を「宮内廳法」に改める。
  - 第一條中「宮内府は、」を「宮内廳は、内閣総理大臣の管理に属し、」に改める。
- 第一條の次に次の八條を加える。
- 第一條の二 宮内廳に、長官官房及び左の部局を置く。

侍從職

皇太后宮職

東宮職

式部職

書陵部

管理部

第一條の三 長官官房においては、宮内廳の所掌事務に関し、左

- 一 機密に関すること。
- 二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 三 長官の官印及び廳印を管守すること。
- 四 公文書の接受及び発送に関すること。
- 五 職員の福利厚生に関すること。
- 六 調査及び統計に関すること。
- 七 行幸啓に関すること。
- 八 賜與及び受納に関すること。
- 九 皇族に関すること。
- 十 皇室會議及び皇室經濟會議に関すること。
- 十一 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 十二 前各号に掲げるものの外、宮内廳の所掌事務で他部局の所掌に属さない事務に関すること。

総理府設置法の制定等に伴う関係法令の整理等に関する法律

第一條の四 侍從職においては、左の事務をつかさどる。

- 一 御璽國璽を保管すること。
  - 二 側近に関すること。
  - 三 内廷にある皇族に関すること。
- 第一條の五 皇太后宮職においては、皇太后に関する事務をつかさどる。
- 第一條の六 東宮職においては、皇太子に関する事務をつかさどる。

第一條の七 式部職においては、左の事務をつかさどる。

- 一 儀式に関すること。
  - 二 交際及び翻譯に関すること。
  - 三 雅樂に関すること。
- 第一條の八 書陵部においては、左の事務をつかさどる。
- 一 皇統譜の調製、登録及び保管に関すること。
  - 二 陵墓を管理すること。
  - 三 図書及び記録の保管、出納、複製及び編集に関すること。
  - 四 公文書の編集及び保管に関すること。
  - 五 正倉院に関すること。

第一條の九 管理部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 皇室用財産その他の行政財産を管理すること。
- 二 物品を管理すること。
- 三 車馬に関すること。
- 四 衛生に関すること。



総理府設置法の制定等に伴う関係法令の整理等に関する法律

第二條を次のように改める。  
第二條 宮内廳に、宮内廳長官、宮内廳次長一人、宮内廳長官祕書官、侍從長並びに政令で定める数の侍從及び式部官その他所要の職員を置く。

第四條中「府務」を「廳務」に改める。

第五條を次のように改める。

第五條 次長は、長官を助け、廳務を整理し、各部署の事務を監督する。

第十條及び第十一條を次のように改める。

第十條 宮内廳に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）の定めるところによる。

第十一條 宮内廳に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

第十二條及び第十三條を削る。

第四條 行政管理廳設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第一條中「総理廳」を「総理府」に改める。

第二條第二項中「人事委員会」を「人事院」に、「法務廳」を「法務府」に改める。

第三條第三項及び第四項を次のように改める。

3 管理府においては、第二條第一項第一号、第四号及び第六号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち機構及び定員に関する事務をつかさどる。

4 監察部においては、第二條第一項第五号及び第六号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に関する事務をつかさどる。  
第五條を次のように改める。

（次長）

第五條 行政管理廳に、次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、廳務を整理する。

第五條の次に次の二條を加える。

（行政監察委員）

第六條 行政管理廳に行政監察委員二十人以内を置く。

2 行政監察委員（以下「委員」という。）は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

3 委員は、各行政機関の行政運営の監察を行い、長官に対しその結果を報告する。

4 委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、予算の定める金額の範囲内において手当及び旅費を受ける。

（定員）

第七條 行政管理廳に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

第五條 新聞出版用紙割当事務廳設置法（昭和二十三年法律第二百

十一号）の一部を次のように改正する。

題名を「新聞出版用紙の割当に関する法律」に改める。

第一條の見出しを（総則）に改める。

第一條中「適正に割当てるための機関が必要なので、この法律により、内閣総理大臣の管理の下に、臨時に、新聞出版用紙割当事務廳（以下事務廳という。）を置く。」を「適正に割り当てるため、臨時に、総理府に設置される新聞出版用紙割当局（以下割当局という。）及び新聞出版用紙割当審議会（以下審議会という。）をして、この法律により、その事務を行わしめる。」に改める。

第三條の見出しを「割当局の所掌事務及び権限等」に改める。

第三條第一項中「事務廳」を「割当局」に、同項第一号中「新聞出版用紙割当審議会（以下本條中審議会という。）」を「審議会」に、同條第二項中「第一條に基づきその権限に属する管理の事務」を「総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）第四條に基づきその権限に属する割当局及び審議会に関する事務」に改め、同條に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、必要に應じ、用紙割当に関する専門事項を調査させるため、学識経験のある者のうちから、専門委員五十人以内を命ずることができる。

第四條を次のように改める。

第四條 削除

第五條の見出しを「審議会」に改め、同條第一項を削り、第二項を第一項とする。

総理府設置法の制定等に伴う関係法令の整理等に関する法律

第六條中「事務廳長官」を「内閣総理大臣」に改める。

第七條第二項中「商工省」を「通商産業省」に改める。

第八條第二項中「事務廳長官」を「内閣総理大臣」に改める。

第六條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十五條の次に次の一條を加える。

第三十五條の二 公正取引委員会の事務所に総務部、調査部、商事部及び審査部の四部並びに名古屋地方事務所、大阪地方事務所及び福岡地方事務所の三地方事務所を置く。  
前項の地方事務所の位置及び管轄区域は、政令でこれを定める。

公正取引委員会に置かれる職員の任免、懲戒その他人事管理に関する事項については國家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）の定めるところによる。  
公正取引委員会の事務所に置かれる職員の定員は、別に法律でこれを定める。

第七條 政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十條中「総理廳統計局」を「総理府統計局」に改める。

第八條 特別職の職員の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第一條中「六 宮内府長官」を「六 宮内廳長官」に改め、第十号を次のように改める。



総理府設置法の制定等に伴う関係法令の整理等に関する法律

二〇

十 削除

別表中「宮内府長官」を「宮内廳長官」に、「内閣官房次長」を「内閣官房副長官」に改め、「連絡調整中央事務局長官」を削る。

第九條 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十二條、第十三條第一項及び第十四條中「総理府恩給局長」を「総理府恩給局長」に改める。

第十條 國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第一條第三号中「及び特別調達廳」を削る。

第二條中「総理府」を「総理府」に改め、同條第二項第二号を第三号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 特別調達廳に属する職員 総理府

第十一條 會計法(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第四十八條中「特別調達廳の役職員又は都道府縣若しくは特別市の吏員」を「都道府縣又は特別市の吏員」に改める。

第十二條 政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律(昭和二十二年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第一條中「國、聯合國軍又は特別調達廳の」を「國又は聯合國軍の」に改める。

第十三條 國有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「特別調達廳若しくはその役職員又は地方公共団体若しくは」を「地方公共団体又は」に改める。

第十七條第四項中「総理府」を「総理府」に改める。

第十四條 國家公務員のための國設宿舍に関する法律(昭和二十四年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第一号中「内閣官房次長」を「内閣官房副長官」に改める。

第十條第七号中「宮内府長官」を「宮内廳長官」に改める。

第十五條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「特別調達廳、」及び「特別調達廳法、」を削る。

第十六條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六ノ六ノ二号を削る。

第十七條 特定財産管理令(昭和二十一年勅令第二百八十六号)の一部を次のように改正する。

「大藏大臣」を「内閣總理大臣」に改める。

第十八條 聯合國財産の返還等に関する勅令(昭和二十一年勅令第二百九十四号)の一部を次のように改正する。

「大藏大臣」を「主務大臣」に改める。

第十九條 聯合國財産上の家屋等の譲渡に関する政令(昭和二十三年政令第二百九十八号)の一部を次のように改正する。

「大藏大臣」を「主務大臣」に改める。

第二十條 聯合國財産の保全等に関する省令(昭和二十年大藏省令第八十号)の一部を次のように改正する。

「大藏大臣」を「主務大臣」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、新聞出版用紙割当事務廳設置法第七條の改正規定は、昭和二十四年五月二十五日から適用する。

2 法律(法律に基く命令を含む。)に別段の定のある場合を除く外、従前の機関及び職員は、この法律に基く相当の機関及び職員となり同一性をもつて存続するものとする。

3 前項の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

4 行政管理廳設置法施行令(昭和二十三年政令第九十三号)は、廃止する。

5 この法律施行の際、現に従前の規定による行政監察委員である者は、改正後の行政管理廳設置法第六條の規定による行政監察委員を命ぜられたものとし、内閣總理大臣の指定するその半数の者の任期は、同法第六條の規定にかかわらず、一年とする。

総理府設置法の制定等に伴う関係法令の整理等に関する法律

参照

○宮内府法 (昭和二十二年四月十八日法律第七十八号)

第一條 宮内府は、皇室関係の國家事務及び政令で定める天皇の國事に関する行為に係る事務を掌り、御璽國璽を保管する。

第二條 宮内府に左の職員を置く。

宮内府長官

一級

宮内府次長

一人

宮内府長官秘書官

專任一人

侍從長

一級

侍從

一級及び二級

式部官

一級及び二級

宮内府事務官

一級、二級及び三級

宮内府技官

一級、二級及び三級

侍從、式部官、事務官及び技官の定員は、政令でこれを定める。

第一項の規定による職員の外、政令の定めるところにより、所要の職員を置くことができる。

第四條 長官は、府務を総理し、所部の職員の服務につき、これを指揮監督する。

第五條 次長は、長官を助け、府務を整理し、各部局及び機關の事務を監督する。

第十條 事務官は、上官の命を受け、事務を掌る。

一一



総理府設置法の制定等に伴う関係法令の整理等に関する法律

第十一條 技官は、上官の命を受け、技術を掌る。

第十二條 宮内府には、政令の定めるところにより、所要の部局及び機関を置くことができる。

第十三條 宮内府は、内閣総理大臣の所轄とする。

○行政管理廳設置法 (昭和二十三年七月一日 法律第七十七号)

(内部部局) 第三條(第一項) 行政管理廳に長官官房及び左の二部を置く。

管理部

監察部

同條(第三項) 管理部においては、第二條第一項第一号から第四号まで及び第六号に規定する事務を掌る。

同條(第四項) 監察部においては、第二條第一項第五号に規定する事務を掌る。

第五條 この法律に定めるものの外、行政管理廳に置かれる職員について、必要な事項は、政令でこれを定める。

○新聞出版用紙割当事務廳設置法

(昭和二十三年八月二十一日 法律第二百一十一号)

(設置の目的及び主旨)

第一條 用紙の供給が不足している國家經濟の現状にかんがみ、新聞出版部門が供給を受け得る限度の用紙を、適正に割当てるための機関が必要なので、この法律により、内閣総理大臣の管理の下に、臨時に、新聞出版用紙割当事務廳(以下事務廳とい

第六條 事務廳長官は、左に掲げる事項については必ず審議會の議に附し、その議決に従つて、決定しなければならない。

一 新聞出版用紙の割当に関する方針、基準及び手続

二 個々の新聞及び出版物に対する用紙の割当

第七條(第一項) 審議會は、新聞部会及び出版部会をもつてこれを組織し、各部会に委員十一人を置く。

同條(第二項) 各部会を構成する委員は、当該業界から選出された者五人、学識経験のある者のうちから選出された者五人及び商工省の用紙に関する主管局長とする。

第八條(第一項) 委員の選定については、審議會議長は、関係各方面の意見を参酌して、その候補者を選定しなければならない。

同條(第二項) 事務廳長官は、前項の候補者に関し不相当と認められる正当な理由がある場合においては、議長に対し、その撤回を要求することができる。但し、この要求は各地位ごとに二回をこえてこれを行つてはならない。

○特別職の職員の俸給等に関する法律

(昭和二十三年十二月二十三日 法律第二百六十八号)

第一條 左に掲げる國家公務員(以下特別職の職員という。)の受ける俸給その他の給與については、この法律の定めるところによる。

六 宮内府長官及び侍從長

総理府設置法の制定等に伴う関係法令の整理等に関する法律

う。)を置く。

(所掌事務及び権限)

第三條(第一項) 事務廳の所掌事務の範囲は左の通りとし、その権限の行使は、その範囲内で法律(法律に基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 新聞出版用紙割当申請書を受理し、審査の上、新聞出版用紙割当審議會(以下本條中審議會という。)に附議すべき割当原案を作成すること。

同條(第二項) 内閣総理大臣は、特に必要があると認める場合において、第一條に基きその権限に属する管理の事務を他の國務大臣に行わせることができる。

(職員及び組織)

第四條 事務廳の長は、事務廳長官とする。

2 事務廳長官は、第三條の事務を掌理する。

3 この法律に定めるものの外、事務廳に置かれる職員について必要な事項は、政令でこれを定める。

4 事務廳の組織の細目について必要な事項は、事務廳長官がこれを定める。

(新聞出版用紙割当審議會)

第五條(第一項) 事務廳に、新聞出版用紙割当審議會(以下審議會という。)を置く。

同條(第二項) 審議會は第六條各号に規定するものの外、新聞出版用紙の割当に関する重要事項につき審議する。

十 連絡調整中央事務局長官

○國家公務員共済組合法 (昭和二十三年六月三十日 法律第六十九号)

第一條 國に使用される者で國庫から報酬を受けるもの(以下職員という。)は、この法律の定めるところにより、相互救済を目的とする共済組合(以下組合という。)を組織する。但し、左の各号に掲げるものを除く。

三 公團及び特別調達廳の職員のうち政府の管掌する健康保険の被保険者又は健康保険組合の被保険者

○會計法 (昭和二十二年三月三十一日 法律第三十五号)

第四十八條 國は、政令の定めるところにより、その歳入、歳出、歳入歳出外現金、契約等、第二十五條の規定による認証及び物品に関する事務を、特別調達廳の役員又は都道府縣若しくは特別市の吏員をして取り扱わしめることができる。

前項の規定により、歳入、歳出、歳入歳出外現金、契約等、第二十五條の規定による認証及び物品に関する事務を取り扱う特別調達廳の役員又は都道府縣若しくは特別市の吏員については、この法律及びその他の會計に関する法令中、当該事務の取扱に関する規定を準用する。

○政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律 (昭和二十二年十二月十二日 法律第七十一号)

第一條 國、連合國軍又は特別調達廳のためになされた工事の完



成、物の生産その他の役務の給付に関し、國に対して、自己又は他人が提供した物又は役務の費用として代金又は報酬の請求をしようとする者は、命令の定める書式により、支拂請求内訳書を作成し、これにすべての材料及び労務並びに労務以外の役務で第三者の提供したもの（以下諸役務という。）につき、材料については、その品目、規格、品質、数量及び價額、労務については、その労務者の職種別の員数及び賃金額、諸役務については、その種類及び價額の内訳を明記しなければならない。但し、左の各号の一に該当する物又は役務については、その價額自体を記載すれば足り、当該物の生産又は役務の提供に關し使用された材料、労務及び諸役務に分けて内訳を記載することを必要としない。

- 一 物價統制令に規定する統制額（以下統制額という。）のある物又は役務
- 二 統制額のない物但し、その價額の合計額が國を当事者とする請負契約又は購入契約の各契約金額の二百分の一に相当する金額を超えない範囲内におけるものに限る。
- 三 統制額のない物但し、その購入金額の合計額が、第四條において準用される公團の購入金額を含み、國の一般会計歳出予算額の千分の三に相当する金額を超えない範囲内において大藏大臣の特に指定する購入契約により購入するものに限る。

◎國立世論調査所設置法

昭和二十四年五月三十一日公布  
法律第百二十八号  
昭和二十四年六月一日施行  
(内閣總理大臣署名)

國立世論調査所設置法

(目的及び設置)

第一條 世論に基く政策の樹立及び行政の運営に資する目的で世論

の調査を自主的且つ公正に行うため、この法律により、総理府の附屬機關として國立世論調査所(以下「調査所」という。)を設置する。

(職務及び権限)

- 第二條 調査所は、党派にとられない自主的機關であつて、前條の目的を達成するために、左に掲げる事項をつかさどる。
  - 一 政府の施策に關し、世論を科学的に調査すること。
  - 二 世論の調査の結果を内閣及び關係行政機關に報告し、及びこれを一般に公表すること。
  - 三 地方公共團體及びその他の者が行う世論の調査に対して必要な助言及び協力をすること。
  - 四 世論及び世論の調査方法を研究し、並びにこれらに關する資料を収集すること。
  - 五 世論の調査の普及發達を図ること。
- 第三條 調査所及び調査所の職員は、前條に規定する事務を遂行するに當り、左に掲げる行爲をしてはならない。
  - 一 特定の政党政派を利用する目的で調査を実施すること。
  - 二 調査の結果を特定の政党政派のために利用すること。
  - 三 調査を思想の統制又は取締に利用すること。
  - 四 調査によつて知り得た個人の祕密を漏らすこと。
  - 五 調査のために行う質問に対して回答を強要すること。
- 第四條 調査所は、必要がある場合においては、世論の調査を他に委託し、又は他から委託された世論の調査を行うことができる。

國立世論調査所設置法

○國有財産法 (昭和二十三年六月三十日法律第七十三号)

第九條(第二項) 國は、國有財産に關する事務を、特別調達廳若しくはその役職員又は地方公共團體若しくはその吏員に取り扱わせることができる。

○登録税法 (明治二十九年三月二十八日法律第二十七号)

第十九條 左ニ掲クルモノニハ登録稅ヲ課セス但シ第二號ノ二、第八號乃至第九號ノ四、第十一號、第十一號ノ三、第十二號及第十四號乃至第十七號ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依ル  
七 (中略)特別調達廳、(中略)ニ付(中略)特別調達廳法、(中略)ニ基キテ爲ス登記

○印紙税法 (明治三十二年三月十日法律第五十四号)

第五條 左ニ掲クル證書、帳簿ニ関シテハ印紙稅ヲ納ムルコトヲ要セス

六ノ六ノ二 特別調達廳ノ業務ニ關スル證書帳簿

(世論調査審議會)

第五條 調査所に、世論調査審議會(以下「審議會」という。)を置く。

- 2 審議會は、左に掲げる事項をつかさどる。
  - 一 調査所の事業方針を定めること。
  - 二 調査の実施計画を定めること。
  - 三 調査の結果の發表方法を定めること。
  - 四 前各号に掲げるものの外、調査所の運営に關する重要事項を定めること。

第六條 審議會は、七人の委員で組織する。

2 委員は、世論の調査に關係のある民間の團體が推薦する学識経験のある者のうちから、審議會の同意を得て、内閣總理大臣が命ずる。

3 委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

第七條 審議會に、委員長一人を置く。

2 委員長は、審議會の議長となり、会務をつかさどる。

3 委員長は、委員のうちから、互選する。委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する者が、その職務を代理する。

(所長)

第八條 調査所に、所長一人を置く。所長は、所務を掌理する。

2 所長は、世論の調査について専門的知識を有する者のうちか



ら、審議会の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

(職員)

第九條 調査所に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の定めるところによる。

第十條 調査所に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

(命令への委任)

第十一條 この法律に定めるものの外、審議会に関し必要な事項は政令で、調査所の内部組織及び運営に関し必要な事項は総理府令で、定める。

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 審議会の最初の委員は、第六條第二項の規定にかかわらず、世論の調査に関係のある民間の団体が推薦する学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

3 審議会の最初の委員のうち、三人の任期は一年、他の四人の任期は二年とし、最初の会議において抽せんして定める。

◎地方自治廳設置法

〔昭和二十四年五月三十一日公布  
法律第百三十一号  
昭和二十四年六月一日施行〕  
(内閣総理大臣  
藏大臣署名)

地方自治廳設置法

(目的)

第一條 この法律は、地方自治廳の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三條第二項の規定に基づいて、総理府の外局として地方自治廳を設置する。

2 地方自治廳の長は、地方自治廳長官とし、國務大臣をもつて充てる。

(任務)

第三條 地方自治廳は、國と地方公共団体との連絡及び地方公共団体相互間の連絡協調を図るとともに、國家公益と地方公共団体の自主性との間に調和を保ちつつ地方公共団体の自治権を擁護し、もつて地方自治の本旨の実現に資することを任務とする。

(地方自治委員会議)

第四條 地方自治廳に、地方自治委員会を置く。

2 地方自治委員会議は、長官及び左に掲げる者につき内閣総理大臣の任命した地方自治委員十二人をもつて組織する。

一 衆議院議員のうちから衆議院の指名した者 一人

二 参議院議員のうちから参議院の指名した者 一人

三 全國の都道府縣知事の連合組織がその代表者として推薦した者 一人

四 全國の市長の連合組織がその代表者として推薦した者 一人

五 全國の町村長の連合組織がその代表者として推薦した者 一人

六 全國の都道府縣議会の議長がその代表者として推薦した者 一人

七 全國の市議会の議長がその代表者として推薦した者 一人

八 全國の町村議会の議長がその代表者として推薦した者 一人

九 学識経験のある者 一人

3 前項第三号から第九号までに掲げる者を任命する場合においては、両議院の同意を経なければならない。

第五條 地方自治廳は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(これに基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な契約をすること。

二 収入金を徴収し、及び所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三 所掌事務遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

地方自治廳設置法

六 職員任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のために必要な施設をし、及び管理すること。

八 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務に関する統計及び調査資料を収集し、頒布し、又は刊行すること。

十 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十一 地方自治廳の公印を制定すること。

十二 内閣総理大臣の権限に属する左に掲げる事項を補佐すること。

(一) 國家行政組織法第十六條第一項の規定による地方公共団体の長の申出を受理し、これに関する調査を行い、関係各大臣に対し必要な指示をしその他適当な措置を講ずること。

(二) 地方公共団体の区域の変更に関する処分をし、又はこれに関する都道府縣知事の処分の届出を受理すること。

(三) 都道府縣に関する直接請求及び都道府縣の議会の会議の結果並びに都道府縣の條例の制定又は改廃に関する報告を受理すること。

(四) 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百四十六條の規定による手続を採ること。

(五) 地方自治法第百四十七條の規定による手続を採ること。



- (六) 一の地方公共団体のみに適用される特別法の一般投票の手続及び当該法律の公布の手続を採ること。
- (七) 都道府県及び特別市の加入する地方公共団体の組合の設立、加入団体の増減、共同処理事務の変更又は組合規約の変更を許可し、及びその解散の届出を受理すること。
- (八) 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により、法人の設立を許可すること。
- (九) 地方税法(昭和二十三年法律第十号)第七條の規定により事業税の課税標準たる所得金額に関する異議の決定をすること。
- (十) 地方税法第八條の規定により、事業税附加税の課税標準たるべき本税額に関する異議の決定をすること。
- (十一) 地方税法第三十六條の規定により、特別徴収義務者をして徴収させることができる地方税の税目を指定すること。
- (十二) 地方税法第四十四條の規定により、証紙徴収をすることができ、地方税の税目を指定すること。
- (十三) 地方税法第九十八條の規定により、道府県の課税権の帰属等について決定をすること。
- (十四) 地方税法第二百二十二條の規定による報告を受理すること。
- (十五) 地方税法第二百二十三條の規定に基く地方公共団体の條例に関する審査の請求、取消又は変更に関すること。
- (十六) 地方配付税を配付すること。

- (十七) 地方債の発行に關して許可を與えること。
- (十八) 國庫負担地方職員の各地方公共団体別の定員を決定すること。
- (十九) 地方公共団体の行方当せん金附証券の發賣を許可すること。
- (二十) 地方競馬を行うことができる都市を指定すること。
- (二十一) 自動車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)により自動車競走を行うことができる市町村を指定すること。
- 十三 前各号に掲げるものの外、法律(法律に基く命令を含む。)に基き地方自治廳に屬せしめられた権限

(内部部局)  
第六條 地方自治廳に、長官官房及び左の二部を置く。

連絡行政部  
財政部

(特別な職)

- 第七條 地方自治廳に、次長を置く。
- 2 次長は、地方自治廳長官を助け、廳務を整理し、各部局の事務を監督する。

(長官官房の所掌事務)

- 第八條 長官官房においては、左の事務をつかさどる。
- 一 機密に關すること。
- 二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。

- 三 長官の官印及び廳印を管守すること。
  - 四 公文書類を接受し、發送し、編集し、及び保存すること。
  - 五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に關すること。
  - 六 國有財産及び物品を管理すること。
  - 七 職員の衛生、医療その他福利厚生に關すること。
  - 八 調査及び統計に關すること。
  - 九 行政の考査を行うこと。
  - 十 こう報に關すること。
  - 十一 法令案の審査その他総合調整に關すること。
  - 十二 前各号に掲げるものの外、地方自治廳の所掌事務で他部の所掌に屬しない事務に關すること。
- (連絡行政部の所掌事務)
- 第九條 連絡行政部においては、左の事務をつかさどる。
- 一 地方自治に影響を及ぼす國の施策の企画立案及び運営に關し、地方自治権擁護の立場から必要な意見を内閣及び關係行政機關に申し出ること。
  - 二 國家行政組織法第十六條第一項の規定に基く内閣總理大臣の権限の行使について補佐すること。
  - 三 國と地方公共団体との連絡及び地方公共団体相互間の連絡協調を図ること。
  - 四 地方自治法に基く内閣總理大臣の権限の行使について補佐すること。

- 五 地方公共団体の行政及び地方公共団体の職員に關する制度について企画し、及び法令案を立案すること。
- 六 地方公共団体の行政及び地方公共団体の職員に關する調査を行い、統計を作成し、その他資料の収集及び配付を行うこと。
- 七 地方自治に關する圖書を刊行し、講習会を開催する等地方自治の普及徹底を図ること。

(財政部の所掌事務)

- 第十條 財政部においては、左の事務をつかさどる。
  - 一 地方自治法、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)、地方税法、地方配付税法(昭和二十三年法律第十一号)及びその他の法律に基く地方財政に關する内閣總理大臣の権限の行使について補佐すること。
  - 二 地方財政法に基き、地方自治廳長官に屬せしめられた権限の行使に關すること。
  - 三 地方公共団体の財政に關する制度について企画し、及び法令案を立案すること。
  - 四 地方公共団体の財政運営の实情に關する調査を行い、統計を作成し、その他資料の収集及び配付を行うこと。
- (地方自治委員會議の議決事項)
- 第十一條 地方自治廳の所掌事務のうち、左に掲げる事項は、地方自治委員會議の議決を経なければならない。
- 一 地方公共団体の行政及び財政並びに地方公共団体の職員に關する制度についての法令案に關する事項



- 二 國家行政組織法第十六條第一項の規定による關係各大臣に対する指示その他適当な措置に関する事項
- 三 地方自治法第二百四十六條の規定による手續に関する事項
- 四 地方自治法第二百四十七條の規定による手續に関する事項
- 五 一の地方公共団体のみに適用される特別法の一般投票の手續及び当該法律の公布の手續に関する事項
- 六 地方公共団体の職員の給與についての技術的助言に関する事項
- 七 地方配付税中第五種配付額及び特別配付税の配付に関する事項
- 八 地方債の発行許可の基本方針に関する事項
- 九 その他地方自治委員會議においてその議決を経べきものと決定した事項

2 地方自治委員會議は、前項に掲げる事項について、關係機關にその意見を提出することができる。

(地方自治委員會議の議事)

第十二條 地方自治委員會議の議長は、地方自治廳長官をもつて充てる。

2 地方自治委員會議の議事は、委員六人以上出席しなければ開くことができない。議事は、出席委員の過半数の同意をもつて決する。可否同数のときは、議長が決するところによる。

3 前二項に定めるものの外、地方自治委員會議の議事に関し必要な事項は、地方自治委員會議が定める。

する。

5 地方財政法の一部を次のように改正する。

「地方財政委員會」を「地方自治廳長官」に改める。

第三十六條を次のように改める。

第三十六條 削除

6 当せん金附証票法(昭和二十三年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「地方財政委員會」を「地方自治廳長官」に改める。

参 照

○國家行政組織法 (昭和二十三年七月十日 法律第二百十号)

第十五條 各大臣は、主任の事務について、地方自治法第五十條の規定により、地方公共団体の長のなす國の行政事務に関し、その長を指揮監督することができる。若し、國の機關としての都道府縣知事の権限に属する國の事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは主任の各大臣の処分に違反するものがあるとき、主任の各大臣は、地方自治法第二百四十六條の規定により、その行ふべき事項を命令し、裁判所の裁判を請求し、確認の裁判に基いて、当該都道府縣知事に代つて当該事項を行い、又は同條の規定により、内閣總理大臣は、これを罷免することができる。

2 前項の規定により罷免をしたときは、内閣總理大臣は、政令

地方自治廳設置法

(地方自治委員の手当)

第十三條 地方自治委員は、内閣總理大臣が大藏大臣と協議して定める額の手当を受ける。

(参考人の出頭等)

第十四條 第九條第五号又は第十條第三号の規定による企画及び立案に関し必要があるときは、地方自治廳は、参考人の出頭及び意見を求めることができる。

(職員)

第十五條 地方自治廳に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところによる。

(定員)

第十六條 地方自治廳に置かれる職員の定員は、別に法律で定め

附 則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 第四條第二項及び第三項の規定による地方自治委員の任命のために必要な行為は、前項の規定にかかわらず、昭和二十四年六月一日前においても行うことができる。

3 この法律施行後最初の地方自治委員の全員が任命されるまでの間は、第十二條第二項の規定にかかわらず、逐次任命された地方自治委員だけで地方自治委員會議の議事を開くことができる。

4 地方財政委員會法(昭和二十二年法律第五百五十五号)は、廃止

の定めるところにより、罷免の理由を当該都道府縣の住民に公示して周知させる措置を講じなければならない。

第十六條(第一項) 府令、省令並びに前條の規定による指揮監督の権限に基いて、各大臣が地方公共団体の長に対してなす命令、示達その他の行為について、地方自治の本旨に反するものがあるとき、主任の各大臣は、当該地方公共団体の長は、その旨を内閣總理大臣に申し出ることができる。この場合において、その申出を理由があると認めるときは、内閣總理大臣は、三十日以内に調査を行い、關係各大臣に対し、必要な指示をなし、その他適当な措置を講じ、その申出を理由がないと認めるときは、その理由を示して当該地方公共団体の長に通告しなければならない。

○地方自治法 (昭和二十二年四月十七日 法律第六十七号)

第二百四十六條 主務大臣は、國の機關としての都道府縣知事の権限に属する國の事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは主務大臣の処分に違反するものがあると認めるとき、又はその國の事務の管理若しくは執行を怠るものがあると認めるときは、文書を以て、当該都道府縣知事に対し、その旨を指摘し、期限を定めて、その行ふべき事項を命令することができる。主務大臣は、都道府縣知事が前項の期限までに当該事項を行わないときは、高等裁判所に対し、当該事項を行ふべきことを命ずる旨の裁判を請求することができる。主務大臣は、高等裁判所に対し前項の規定による請求をした



ときは、直ちに文書を以て、その旨を当該都道府縣知事に通告するとともに、当該高等裁判所に対し、その通告をした日時、場所及び方法を通知しなければならない。

当該高等裁判所は、第二項の規定による請求を受けたときは、審理の期日に当事者を呼び出さなければならない。審理の期日は、同項の規定による請求を受けた日から十五日以内とする。

当該高等裁判所は、主務大臣の請求が理由があると認めるときは、当該都道府縣知事に対し、期限を定めて当該事項を行うべきことを命ずる旨の裁判をしなければならない。

主務大臣は、都道府知事が前項の裁判に従ひ同項の期限までに、なお、当該事項を行わないときは、当該高等裁判所に対し、その事実の確認の裁判を請求することができる。この場合において、裁判所は、十日以内に当事者を呼び出し審理をしなければならない。

主務大臣は、前項の確認の裁判があつたときは、都道府縣知事に代つて当該事項を行うことができる。

内閣総理大臣は、第六項の確認の裁判があつたときは、当該都道府縣知事を罷免することができる。

第六項の確認の裁判があつた場合においては、都道府縣知事は、その後第五項の裁判に従ひ当該事項を行つたことを証明して、その裁判をした高等裁判所に対し、前項の規定による内閣総理大臣の権限を消滅させる裁判を請求することができる。

第五項又は第六項の裁判に対しては、最高裁判所の定めるところにより、上訴することができる。

前項の規定による上訴は、執行停止の效力を有しない。

都道府縣知事は、國の機関としての市町村長の権限に属する國の事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは主務大臣若しくは都道府縣知事の処分違反するものがあると認めるときは、又はその國の事務の管理若しくは執行を怠るものがあると認めるときは、地方裁判所の裁判を請求し若しくは当該市町村長に代つて当該事項を行い、又はこれを罷免することができる。

第八項又は前項の規定により罷免された者は、その日から二年間、都道府縣に属する國の官吏となり、又は地方公共団体の公職に就くことができない。

第八項又は第十二項の規定による罷免に対する不服の訴は、その罷免の通知のあつた日から三十日以内にこれを提起しなければならない。

第八項又は第十二項の規定による罷免に対する不服の訴は、都道府縣知事にあつては第二項の裁判をした高等裁判所、市町村長にあつては高等裁判所の管轄に専属する。

前項の規定により普通地方公共団体の長の罷免を不当とする裁判があつたときは、罷免された者は、その裁判が確定した日から、第十三項の規定により失つた資格を回復する。

第二項、第四項乃至第六項、第九項及び第十二項の規定によ

る裁判の請求、審理及び裁判の手續に關し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

前十七項の規定は、他の法律中にこれらに相当する規定がある場合においては、これを適用しない。

第二百四十七條 普通地方公共団体の長及び副知事若しくは助役(第二百五十二條第二項の規定による普通地方公共団体の長の職務代理者を含む。以下本條において同じ。)とともに事故があるとき、又は普通地方公共団体の長及び副知事若しくは助役がともに欠けたときは、事故のあるものを除く外、当該普通地方公共団体の規則で定めた上席の事務吏員が普通地方公共団体の長の職務を行う。

前項の規定により普通地方公共団体の長の職務を行う者がなるときは、都道府縣知事については内閣総理大臣、市町村長については都道府縣知事は、普通地方公共団体の長の被選挙権を有する者で当該普通地方公共団体の区域内に住所を有するものの中から臨時代理者を選任し、当該普通地方公共団体の長の職務を行わせることができる。(後略)

○民法 (明治二十九年四月二十七日)

法律第八十九号

第三十四條 祭祀、宗教、慈善、學術、技藝其他公益ニ関スル社團又ハ財團ニシテ營利ヲ目的トセサルモノハ主務官廳ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト爲スコトヲ得

地方自治廳設置法

○地方税法 (昭和二十三年七月七日)

法律第一百十号

(事業税の課税標準たるべき所得金額)

第七條 二以上の道府縣において事業所を設けて事業をなす者に賦課する事業税の課税の標準たるべき所得金額の総額は、主たる事業所の所在地の道府縣知事が、これを決定しなければならない。

2 二以上の道府縣において事業所を設けて事業をなす者に關係道府縣において所得金額を標準として事業税を賦課しようとするときは、その所得金額は、前項の道府縣知事の定めるところによる。

3 第一項の道府縣知事が所得金額の総額を決定したときは、直ちに前項の規定により關係道府縣において賦課する事業税の課税標準たるべき所得金額を定め、これを關係道府縣知事(第一項の道府縣知事を除く。以下本條において同じ。)に通知しなければならない。

4 關係道府縣知事において、第二項の規定により第一項の道府縣知事の定めた所得金額に異議があるときは、内閣総理大臣が、所得金額を定める。

5 前項の異議は、第三項の規定による通知を受けた日から三十日以内に、これを申し出でなければならぬ。

6 内閣総理大臣は、第四項の異議の申出を受理したときは、三月以内に、これを決定しなければならない。



7 内閣総理大臣は、特別の必要があると認めるときは、第一項又は第二項の規定により第一項の道府県知事が定めた所得金額の総額又は所得金額を更正することができる。

(事業税附加税の課税標準たるべき本税額)

第八條 同一道府県内又は二以上の道府県内の二以上の市町村において事業所を設けて事業をなす者に關係市町村において賦課する事業税附加税(事業税割を含む。)の課税標準たるべき本税額は左の各号に定めるところによる。

- 一 關係市町村が同一道府県内に在るときは、当該市町村について道府県知事の定める額
- 二 關係市町村が二以上の道府県にわたる場合において、一道府県内の關係市町村が一であるときは、前條の規定により定められた所得金額に基く当該道府県の税額
- 三 關係市町村が二以上の道府県にわたる場合において、一道府県内の關係市町村が二以上であるときは、前條の規定により定められた所得金額に基く当該道府県の税額に基き、当該市町村について、道府県知事の定める額
- 四 前項の規定により定められた本税額は、道府県知事が、直ちにこれを關係市町村に通知しなければならない。
- 五 關係市町村長において、第一項第一号又は第三号の規定により道府県知事の定めた本税額に異議があるときは、内閣総理大臣が、本税額を定める。
- 六 前條第五項及び第六項の規定は、前項の場合に、これを準用

は市町村民税、地租附加税、事業税附加税若しくは特別所得税附加税の標準賦課総額又は標準賦課率をこえて課税するときは、

- 二 第四十六條第一項但書、第九十九條但書及び第百三條第一項但書の規定により地方税を課さないとき。
- 三 第四十六條第二項、第百三條第三項、第百二十九條第三項、第百二十一條、第百二十八條第二項、第百二十九條及び第百三十一條第一項の規定により、独立税又は目的税を新設し又は変更するとき。
- 四 第六十九條第一項又は同條を準用する第七十二條第二項の規定により事業税又は特別所得税の課税標準に所得以外のものを用いるとき。
- 五 第十六條第二項の規定による取扱費の額を定め又は変更するとき。
- 六 前項の條例で軽易なものについては、命令の定めるところにより、これを内閣総理大臣に代え都道府県知事に報告せしめ、又はその報告を要しないものとすることができる。
- 七 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該條例について國民の租税負担、國の経済施策等に照して、適當でないものがあると認めるときは、報告を受けた日から十日以内その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 八 都道府県知事は、第二項の規定により内閣総理大臣に報告するかどうかを当該地方団体に通知しなければならない。

する。

(特別徴收義務者)

第三十六條 地方団体は、左に掲げる税目については、その徴收の便宜を有する者をして、これを徴收させることができる。

一 十(略)

十一 その他内閣総理大臣の指定する税目

第四十四條 地方団体は、左に掲げる地方税については、第十八條及び第十九條の規定によらないで、その地方団体が発行する証紙をもつて、地方税を拂ひ込ませることができる。

一 七(略)

八 その他内閣総理大臣の指定する税目

(關係道府県知事の意見の異なる場合の措置)

第九十八條 課税権の帰属その他本節の規定の適用につき關係道府県知事が意見を異にするときは、その申出により、内閣総理大臣がこれを定める。

(地方団体の報告義務)

第百二十二條 地方団体は、左に掲げる場合においては、当該各号に關する條例(当該條例を改正し又は廃止する條例を含む。)を議決した後、直ちにその旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。当該條例がその施行後施行の日の属する年度を含み三年度を経過した場合において、なおその效力を有するときも、また同様とする。

一 道府県民税、地租、家屋税、事業税若しくは特別所得税又

5 内閣総理大臣は、第一項第三号及び第四号の場合における報告を受けたときは、直ちにその旨を大藏大臣に通知しなければならない。

(地方税審議会の審査)

第百二十三條 内閣総理大臣は、前條第一項又は第三項の規定により報告を受けた場合において、当該條例について國民の租税負担、國の経済施策等に照して適當でないものがあると認めるときは、報告を受けた日から三十日以内に、地方税審議会に対し、意見を附けて、当該條例の審査を請求することができる。

2 大藏大臣は、前條第五項の通知を受けた場合において、その條例について異議があるときは、内閣総理大臣に対し、その通知を受けた日から二十日以内に、地方税審議会の審査の請求を求めることができる。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、その請求を受けた日から十日以内に、第一項の審査を請求しなければならない。

4 内閣総理大臣は、前條第一項又は第三項の報告を受けた場合において、地方税審議会の審査を請求するかどうかを当該地方団体に通知しなければならない。

5 地方税審議会は、第一項の請求を受けたときは、その日から三十日以内に審査を行い、当該條例の取消又は変更の要否を、その理由を添えて内閣総理大臣に通知しなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定により條例の取消又は変更を要



特別調達廳設置法

する旨の通知を受けたときは、これに基いて、当該條例を取り消し又は変更しなければならない。

7 内閣総理大臣は、前項の処分をしたとき又は地方税審議会から当該條例の取消若しくは変更を要しない旨の通知を受けたときは、それぞれその旨を当該地方団体に通知しなければならない。

8 前條第一項の條例（同條第二項の規定により報告を要しないものとせられるものを除く。）は当該地方団体が同條第四項の規定により内閣総理大臣に報告しない旨の通知を受けるとき、第四項の規定により地方税審議会の審査を請求したい旨の通知を受けるとき又は前項の規定により取消若しくは変更を要しない旨の通知を受けるときまでは、これを施行することができない。但し、前條第一項又は第二項の規定による報告をなした後八十日を経過したときは、この限りでない。

○地方財政法（昭和二十三年七月七日）  
（法律第九十九号）

〔地方財政委員会の権限〕

第三十六條 この法律、地方税法及び地方配付税法（昭和二十三年法律百一十一号）の規定による内閣総理大臣の権限の行使については、臨時に、地方財政委員会が、これを補佐する。

○当せん金附証券法（昭和二十三年七月十二日）  
（法律百四十四号）

第四條（第一項） 都道府県議会が、公共事業の費用の財源に充てるため必要があると認めて、当せん金附証券の発賣に関する予

（設置）

第二條 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三條第二項の規定に基いて、総理府の外局として、特別調達廳を設置する。

2 特別調達廳の長は、特別調達廳長官とする。

（任務）

第三條 特別調達廳は、左の事務を行うことを主たる任務とする。

一 連合國の需要する建造物及び設備の營繕並びに物及び役務の調達。但し、他の行政機關の所掌に属するものを除く。

二 連合國の需要を解除された建造物、設備及び物の保管、返還及び処分。但し、他の行政機關の所掌に属するものを除く。

三 連合國占領軍の特に指示する事務。

2 前項第三号の指示があつた場合においては、内閣総理大臣は、その旨告示するものとする。

（権限）

第四條 特別調達廳は、その所掌事務を遂行するため、左の権限を行使する。

一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三 所掌事務遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、これを管理すること。

四 所掌事務遂行に直接必要な業務資材、事務用品、研究用資材

特別調達廳設置法

算を議決したときは、都道府県は、その議決された金額の範囲内において、この法律の定めるところに従ひ、内閣総理大臣の許可を受けて、当せん金附証券を發賣することができる。内閣総理大臣の行う許可に関しては、地方財政委員会が、これを補佐する。

◎特別調達廳設置法

〔昭和二十四年五月三十一日公布〕  
〔法律百二十九号〕  
〔昭和二十四年六月一日施行〕  
〔内閣総理大臣署名〕

特別調達廳設置法

目次

- 第一章 總則（第一條―第四條）
- 第二章 内部部局（第五條―第十二條）
- 第三章 地方支分部局（第十三條―第十六條）

第一章 總則

（この法律の目的）

第一條 この法律は、特別調達廳の事務の範囲及び権限を明確に定めることと、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

等々を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、これを管理すること。

八 職員に貸與する宿舍を設置し、これを管理すること。

九 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従ひ、必要な措置をとること。

十一 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十二 特別調達廳の公印を制定すること。

第二章 内部部局

（内部部局）

第五條 特別調達廳に、長官官房及び左の五部を置く。

経理部

契約部

技術部

促進監督部

事業部

（特別な職）

第六條 特別調達廳に次長一人を置く。



- 2 次長は、長官を助け、廳務を整理する。
- 3 特別調達廳に顧問二人を置く。
- 4 顧問は、重要な廳務に参画する。
- 5 長官官房に官房長一人を置く。
- 6 官房長は、命を受けて長官官房の事務を掌理する。
- 7 各部に左の通り、次長を置く。
  - 經理部 一人
  - 契約部 二人
  - 技術部 二人
  - 促進監督部 二人
  - 事業部 二人
- 8 次長は、部長を助け、部務を整理する。

(長官官房)

- 第七條 長官官房においては、左の事務をつかさどる。
  - 一 機密に関する事。
  - 二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事。
  - 三 長官の官印及び廳印を管掌すること。
  - 四 公文書類を接受、発送、編集、及び保存すること。
  - 五 特別調達廳の常用の経費(以下「廳費」という。)及びこれに伴う収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事。
  - 六 行政財産及び物品を管理すること。但し、他部の所掌に属するものを除く。

- 七 職員の衛生、医療その他福利厚生に関する事。
- 八 特別調達廳の組織及び運営に関する事。
- 九 法令の立案その他特別調達廳の所掌事務に関し、一般的企画をし、及び各部の事務を調整すること。
- 十 文書を審査すること。
- 十一 渉外事務を行う事。
- 十二 こう報に関する事。
- 十三 行政の考査を行う事。
- 十四 調査及び統計に関する事。
- 十五 前各号に掲げるものの外、特別調達廳の所掌事務で各部の所掌に属さないものを行う事。

(經理部)

- 第八條 經理部においては、特別調達廳の所掌事務遂行に必要な廳費以外の経費(以下「事業費」という。)及びこれに伴う収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事をつかさどる。

(契約部)

- 第九條 契約部においては、左の事務をつかさどる。
  - 一 事業費による建造物及び設備の營繕の契約を締結すること。
  - 二 事業費による需品(不動産及びこれに附属する動産以外の物)をいう。以下同じ。)の調達の契約を締結すること。
  - 三 事業費による役務の調達の契約を締結すること。
  - 四 事業費による不動産及びこれに附属する動産の調達並びにこれらの物の返還に伴う契約及び補償に関する事。

- 五 連合國の需要を解除された需品の処分の契約を締結すること。

(技術部)

- 第十條 技術部においては、左の事務をつかさどる。
  - 一 需品、工事及び役務に要する資材の需給に関する事。
  - 二 需品の設計図及び仕様書に関する事。
  - 三 需品に要する材料、労務及び諸役務並びに費用を積算すること。
  - 四 需品の試験、研究及び見本の審査を行う事。
  - 五 工事及び役務の設計図及び仕様書に関する事。
  - 六 工事及び役務に要する材料、労務及び諸役務並びに費用を積算すること。
  - 七 不動産及びこれに附属する動産の調達及び返還に伴う評價に関する事。

(促進監督部)

- 第十一條 促進監督部においては、左の事務をつかさどる。
  - 一 工事の実施及び役務の提供を促進監督すること。
  - 二 需品の生産及び納入を促進すること。
  - 三 工事の実施、役務の提供並びに需品の生産及び納入の実績を考査すること。
  - 四 契約に関する補償の請求その他の苦情の申出を受理し、その解決を図ること。
  - 五 資材及び需品の輸送計画を樹立し、輸送を促進すること。

特別調達設置法

- 六 不動産の記録に関する事。

(事業部)

- 第十二條 事業部においては、左の事務をつかさどる。
  - 一 需品の管理、出納及び輸送に関する事。
  - 二 連合國の要求する労務者に関する事。

第三章 地方支分部局

(特別調達局)

- 第十三條 特別調達廳の地方支分部局として、特別調達局を置く。

(所掌事務)

- 第十四條 特別調達局は、特別調達廳の所掌事務を分掌する。

(名称、位置及び管轄区域)

- 第十五條 特別調達局の名称及び位置は、左の通りとし、その管轄区域は、各特別調達局に対応する連合國占領軍の管轄区域によることを例とする。

名	称	位	置
札幌	特別調達局	札幌	市
仙台	特別調達局	仙台	市
横浜	特別調達局	横浜	市
名古屋	特別調達局	名古屋	市
京都	特別調達局	京都	市



経済安定本部設置法

大阪特別調達局	大阪市
呉特別調達局	呉市
福岡特別調達局	福岡市

(内部部局)

第十六條 特別調達局に、左の四部を置く。

經理部  
契約部  
技術部

促進監督部

2 前項に定めるものの外、特別調達局の組織の細目は、總理府令で定める。

附則

- この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。
- 特別調達廳法(昭和二十二年法律第七十八号。以下「旧法」といふ。)及び特別調達廳法施行令(昭和二十二年政令第六十六号)は、廃止する。但し、法律(法律に基く命令を含む)に別段の定めがある場合を除く外、従前の機關並びに役員及び職員は、この法律に基く相當の機關及び職員となるものとする。
- 前項但書の規定は、職員の設定に關する法律の適用に影響を及ぼすものではない。
- 旧法による特別調達廳の法人格は、この法律施行の日に消滅す

- この法律施行の日において特別調達廳の有する權利義務は、同日において、國が承継する。
- 第十六條の規定にかかわらず、当分の間、特別調達局の内部部局として管材部を置くことが出来る。
- 内閣總理大臣は、特別調達廳又は特別調達局の所掌事務の一部を分掌させるため、当分の間、所要の地に特別調達廳又は特別調達局の連絡事務所を設置することができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範圍及び内部組織は總理府令で定める。

◎經濟安定本部設置法

昭和二十四年五月三十一日公布  
法律 第四百六十四号  
昭和二十四年六月一日施行 (内閣總理大臣署名)

經濟安定本部設置法

目次

- 第一章 總則(第一條―第五條)
- 第二章 本部
  - 第一節 内部部局(第六條―第十四條)
  - 第二節 附屬機關(第十五條)
  - 第三節 地方支分部局(第十六條―第十八條)
  - 第三章 外局(第十九條―第三十四條)
  - 第一節 物價廳(第二十條―第三十二條)

- 第一款 總則(第二十條・第二十一條)
- 第二款 内部部局(第二十二條―第二十七條)
- 第三款 地方支分部局(第二十八條―第三十一條)
- 第四款 價格調整公團(第三十二條)
- 第二節 經濟調查廳(第三十三條)
- 第三節 外資委員會(第三十四條)
- 第四章 職員(第三十五條―第三十八條)
- 附則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、經濟安定本部の所掌事務の範圍及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(定義)

- 第二條 この法律の解釈に關しては、左の定義に従うものとする。
- この法律において「建設力」とは、土地、労力、資金及び資材を選択利用して需要に應ずる施設を適時に完成する能力をいう。
- この法律において「價格等」とは、物價統制令(昭和二十一年勅令第四百十八号)第二條に規定する價格等をいい、「統制額」とは、同令第四條及び第七條に定める統制額をいう。

(設置)

第三條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第二十四條第一項の規定に基いて、臨時に、經濟安定本部を設置する。

經濟安定本部設置法

- 2 經濟安定本部の長は、經濟安定本部總裁とし、内閣總理大臣をもつてこれに充てる。總裁は、部務について、その責に任ずる。
- 3 經濟安定本部に、總務長官を置き、國務大臣をもつてこれに充てる。總務長官は、部務を掌理する。
- 4 經濟安定本部に、副長官一人を置く。副長官は、總務長官を助けて、總務長官の定めるところにより、部務を掌理する。

(經濟安定本部の任務)

第四條 經濟安定本部は、左に掲げる國の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機關とする。

- 一 經濟安定の基本的施策の企画立案
- 二 關係各行政機關の事務の総合調整及び推進
- 三 物價の統制
- 四 經濟統制の確保
- 五 外國人の投資及び事業活動の調整

(本部の権限)

- 第五條 經濟安定本部は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(法律に基く命令を含む)に従つてなされなければならない。
- 一 予算の範圍内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
- 二 収入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。
- 三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。



- 四 所掌事務の遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。
- 五 不用財産を処分すること。
- 六 職員任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
- 七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をなし、及び管理すること。
- 八 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。
- 九 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。
- 十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。
- 十一 所掌事務の周知宣傳を行うこと。
- 十二 經濟安定本部の公印を制定すること。
- 十三 物資の生産、配給及び消費、労働、物價、財政、金融、外國爲替、貿易、建設、輸送等に関する經濟安定の基本的施策について、企画立案をし、並びにこれらの事項について関係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。
- 十四 所掌事務を遂行するため、関係各行政機関の長に対して必要な事項を命ずること。
- 十五 臨時物資需給調整法(昭和二十一年法律第三十二号)第一條第一項に基く命令又は法律若しくはこれに基く命令による經濟安定本部總裁に対する不服の申立に關し、関係各行政機関に対して必要な命令又は勸告をすること。

- 十六 食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)、船舶公團法(昭和二十二年法律第五十二号)、配炭公團法(昭和二十二年法律第五十六号)、産業復興公團法(昭和二十二年法律第五十七号)、貿易公團法(昭和二十二年法律第五十八号)、價格調整公團法(昭和二十二年法律第六十二号)、肥料配給公團令(昭和二十二年勅令第七十一号)、酒類配給公團法(昭和二十二年法律第七十二号)、食料品配給公團法(昭和二十二年法律第二百一十一号)、飼料配給公團法(昭和二十二年法律第二百一十二号)及び油糧配給公團法(昭和二十二年法律第二百一十三号)の規定に基く各公團の所掌事務について、これらの法律の規定による認可、承認、指導及び監督をし、並びに臨検及び検査を行う外、これらの法律により經濟安定本部總務長官又は物價廳長官に屬せしめられた権限を行うこと。
- 十七 價格等の統制額を指定し、その他價格等の額について決定、命令、許可、認可その他の処分をすること。
- 十八 價格等に対する給付をすることを業とする者に対し、價格等の届出及び表示に關して必要な事項を命ずること。
- 十九 物品の規格、品質、販賣方法、販賣場所等に關して制限又は禁止をすること。
- 二十 價格等の原價に關して計算をさせること。
- 二十一 價格等に対する給付をすることを業とする者に対し、物價統制令第二十條に規定する割増金を附することを命ずること。

第二章 本部

第一節 内部部局

(内部部局)

第六條 本部に、總裁官房及び左の六局を置く。

- 生産局
- 動力局
- 生活物資局
- 財政金融局
- 貿易局
- 建設交通局

2 總裁官房に、連絡部を置く。

(特別な職)

第七條 總裁官房に、官房長を置く。官房長は、命を受けて總裁官房の事務を掌理する。

2 總裁官房に、官房次長二人を置く。官房次長は、官房長を助け、官房の事務を整理する。

3 生産局に次長二人、動力局に次長一人、生活物資局に次長一人、財政金融局に次長一人、貿易局に次長一人、建設交通局に次長二人を置く。各局の次長は、局長を助け、局務を整理する。

4 本部に、顧問及び參與を置く。顧問には、重要な部務に關して總務長官に対して意見を述べさせ、參與には、部務に參與させる。

(總裁官房の事務)

- 二十二 價格等に対する給付をすることを業とする者に対し、物價統制令第十九條に規定する差益及び前号の割増金の全部又は一部を國庫に納付させること。
- 二十三 物價安定のためにする國庫補助金を交付すること。
- 二十四 經濟統制の確保に關する計画の立案をすること。
- 二十五 經濟法令(經濟調査廳法(昭和二十三年法律第二百六号)別表第一に掲げる法令及び同法に基き政令で指定する法令並びにこれらの法令に基き発せられた命令をいう。以下同じ。)に關し、関係各行政機関が行う經濟施策の実施を監査すること。
- 二十六 經濟法令に關する違反行爲を調査すること。
- 二十七 經濟法令に關する違反行爲について、警察その他関係各行政機関の行う予防及び捜査に対し、勸告及び協力をすること。
- 二十八 經濟法令の規定の趣旨について、警察官及び警察吏員を啓発すること。
- 二十九 經濟法令に關する違反行爲について、警察その他関係各行政機関の行う予防及び捜査の状況並びにその改善について一般的情報を収集すること。
- 三十 隠匿藏物資の調査並びに供出及び活用の促進をすること。
- 三十一 外國人の投資及び事業活動を調整すること。
- 三十二 前各号に掲げるものの外、法律(法律に基く命令を含む。)に基き、經濟安定本部、物價廳、經濟調査廳及び外資委員会に屬せしめられた権限。



経済安定本部設置法

四四、

第八條 総裁官房においては、本部の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 三 総裁及び総務長官の官印並びに本部印を管守すること。
- 四 公文書を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。
- 五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 六 行政財産及び物品を管理すること。
- 七 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。
- 八 企画一般に関すること。
- 九 調査及び統計に関すること。
- 十 行政の考査を行うこと。
- 十一 渉外事務に関すること。
- 十二 経済復興計画に関すること。
- 十三 労働に関する基本的な政策及び計画の樹立並びに関係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。
- 十四 こう報に関すること。
- 十五 法令案の審査その他総合調整に関すること。
- 十六 地方経済安定局の行う事務の総合調整を図ること。
- 十七 前各号に掲げるものの外、本部の所掌事務で、他局及び他の機関の所掌に属さない事務に関すること。

2 連絡部においては、前項十一号に掲げる事務をつかさどる。

(生産局の事務)

第九條 生産局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 物資の需給に関する政策及び計画の総括をすること。
- 二 物資の生産(他局の所掌に属するものを除く。)に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。
- 三 物資の割当及び配給(他局の所掌に属するものを除く。)に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。
- 四 前二号に掲げる物資の生産、割当及び配給に関する関係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。

(動力局の事務)

第十條 動力局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 石炭、石油、ガス、コークス及び電力の生産、割当及び配給(家庭用の割当及び配給を除く。)に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。
- 二 前号に掲げる物資の生産、割当及び配給に関する関係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。

(生活物資局の事務)

第十一條 生活物資局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 国民の合理的な物的生活水準の策定並びに国民の物的生活水準の改善に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。
- 二 生活物資の生産に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。

第十四條 建設交通局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 建設及び建設力の運営に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。
- 二 前号に規定する建設及び建設力の運営に関する関係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。
- 三 公共事業の計画及び監督をすること。
- 四 基本的な国土計画を樹立すること。
- 五 運輸及び通信に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。
- 六 運輸及び通信に関する関係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。

第二節 附属機関

(附属機関)

第十五條 左の表の上欄に掲げる機関は、本部の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
経済復興計画審議会	経済の復興に関する諸計画につき、基礎資料の収集、整理及び調査審議を行い、復興計画を立案し、総裁に対し、必要な報告及び勧告を行うこと。
資源調査会	重要資源の総合的な利用に関し、調査審議し、総裁に対し、必要な報告及び勧告を行うこと。

四五

- 三 生活物資の割当及び配給、(石炭、石油、ガス、コークス及び電力の家庭用の割当及び配給を含む。)に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。
- 四 前三号に掲げる物的生活水準の策定及び改善並びに生活物資の生産、割当及び配給に関する関係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。

(財政金融局の事務)

第十二條 財政金融局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 財政、通貨及び金融に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。
- 二 企業及び金融機関の再建整備に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。
- 三 前二号に掲げる財政、通貨及び金融並びに企業及び金融機関の再建整備に関する関係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。
- 四 国家資金計画を樹立すること。
- 五 国民所得の調査をすること。

(貿易局の事務)

第十三條 貿易局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 貿易に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。
- 二 貿易に関する関係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。

(建設交通局の事務)

経済安定本部設置法



經濟再建整備審議會	企業再建整備法(昭和二十一年法律第四十号)及び金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
國民食糧及び米養対策審議會	總裁の諮問に應じて、國民食糧の安定及び國民米養の改善向上に関する重要事項を調査審議し、あわせて当該事項について總裁に建議すること。
通貨発行審議會	通貨発行審議會法(昭和二十二年法律第九十七号)第一條の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどること。

2 前項に掲げる附屬機關の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(法律に基く命令を含む)に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

第三節 地方支分部局

(地方支分部局)

第十六條 本部に、地方支分部局として地方經濟安定局を置く。

(地方經濟安定局の所掌事務)

第十七條 地方經濟安定局は、本部の所掌事務のうち、關係各行政機關の事務の総合調整及び推進に関する事務を分掌する。

(名称、位置及び管轄区域)

第十八條 地方經濟安定局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名	称	位置	管轄区域
札幌地方經濟安定局		札幌市	北海道

地方經濟安定局	所在地	管轄区域
仙台地方經濟安定局	仙台市	青森縣、岩手縣、宮城縣
東京地方經濟安定局	東京都	東京府、茨城縣、群馬縣、栃木縣、埼玉縣、千葉縣、神奈川縣、山梨縣、新潟縣、長野縣
名古屋地方經濟安定局	名古屋市	靜岡縣、岐阜縣、愛知縣、三重縣、富山縣、石川縣
大阪地方經濟安定局	大阪市	京都府、兵庫縣、奈良縣、和歌山縣
廣島地方經濟安定局	廣島市	鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、山口縣
高松地方經濟安定局	高松市	德島縣、香川縣、愛媛縣
福岡地方經濟安定局	福岡市	福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、大分縣、宮崎縣、鹿兒島縣

第三章 外局

(外局の設置)

第十九條 國家行政組織法第三條第二項の規定に基いて經濟安定本部に置かれる外局は、左の通りとする。

物價廳

經濟調査廳

外資委員會

第一節 物價廳

第一款 總則

(物價廳の任務、長及び次長)

第二十條 物價廳は、價格等の統制その他物價に関する事務を行う

ことを主たる任務とする。

2 物價廳の長は、物價廳長官とし、經濟安定本部總務長官たる國務大臣をもつてこれに充てる。

3 物價廳に、次長一人を置く。次長は、長官を助け、廳務を整理する。

(物價廳の権限)

第二十一條 物價廳は、その所掌事務を遂行するため第五條第一号から第二十三号までに掲げる権限及びその他(法律に基く命令を含む)に基き物價廳に属せしめられた権限を行使する。

第二款 内部部局

(内部部局)

第二十二條 物價廳に、長官官房及び左の四部を置く。

- 第一部
- 第二部
- 第三部
- 第四部

(長官官房の事務)

第二十三條 長官官房においては、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 三 長官の官印及び應印を管守すること。
- 四 經費及び収入の予算、決算及び会計並びに會計の監査に関すること。

經濟安定本部設置法

ること。

五 行政財産及び物品を管理すること。

六 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

七 行政の考査を行うこと。

(第一部の事務)

第二十四條 第一部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 物價に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。
- 二 物價に関する關係各行政機關の事務の総合調整及び推進をすること。
- 三 廳務に関する一般的な企画立案をすること。
- 四 法令案の審査その他総合調整に関すること。
- 五 地方物價局の行う事務の総合調整を図ること。
- 六 價格調整公團に関する総合事務に関すること。
- 七 公文書を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。
- 八 渉外事務に関すること。
- 九 調査及び統計に関すること。
- 十 原價計算の統一を図ること。
- 十一 ころ報に関すること。
- 十二 物價安定のための國庫補助金に関すること。
- 十三 物價統制令第十九條及び第二十條に規定する差益及び割増金に関すること。
- 十四 前各号に掲げるものの外、物價廳の所掌事務で官房及び他部の所掌に属さない事務に関すること。



經濟安定本部設置法

(第二部の事務)

第二十五條 第二部においては、食糧品その他の農林畜水産物の價格及びこれに関連する價格等の統制に関する事務をつかさどる。

(第三部の事務)

第二十六條 第三部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 鉱産物(土石を含む。)及び工業品(工業食品及び船舶を除く。)の價格及びこれらに関連する價格等の統制を行うこと。
- 二 電氣及びガスの料金及びこれらに関連する價格等の統制を行うこと。

(第四部の事務)

第二十七條 第四部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 運送貨及びこれに関連する價格等の統制を行うこと。
- 二 土地、建物及び船舶に関する價格及び賃貸料並びにこれらに関連する價格等の統制を行うこと。
- 三 通信料金及びこれに関連する價格等の統制を行うこと。
- 四 他部の所掌事務に属さない保管料、保険料、賃貸料、加工料、修繕料、手数料その他の料金及びこれらに関連する價格等の統制を行うこと。

第三款 地方支分部局

(地方物價局)

第二十八條 物價廳に、地方支分部局として、地方物價局を置く。

(所掌事務)

第二十九條 地方物價局は、物價廳の所掌事務のうち、左に掲げる

(内部部局)

第三十一條 地方物價局に、左の二部を置く。

第一部

- 2 前項に定めるものの外、地方物價局の内部部局の組織の細目は、經濟安定本部令で定める。

第四款 公團

(價格調整公團)

第三十二條 物價廳所轄の公團は、價格調整公團とする。

- 2 價格調整公團に関しては、價格調整公團法の定めるところによる。

第二節 經濟調査廳

(經濟調査廳)

第三十三條 經濟調査廳の組織、所掌事務及び権限は、經濟調査廳法(昭和二十三年法律第二百六号)の定めるところによる。

第三節 外資委員会

(外資委員会)

第三十四條 外資委員会の組織、所掌事務及び権限は、外國人の財産取得に関する政令(昭和二十四年政令第五十一号)の定めるところによる。

第四章 職員

第三十五條 經濟安定本部に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その

經濟安定本部設置法

事務を分掌する。

- 一 物價廳長官の定める價格等の統制を行うこと。
- 二 物價統制令第十九條及び第二十條に規定する差益及び割増金に関すること。
- 三 前二号に掲げるものの外、物價に関する事務で物價廳長官の定めるものに関すること。

(名称、位置及び管轄区域)

第三十條 地方物價局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
札幌地方物價局	札幌市	北海道
仙台地方物價局	仙台市	青森縣 岩手縣 宮城縣 秋田縣 山形縣 福島縣
東京地方物價局	東京都	東京都 茨城縣 群馬縣 栃木縣 埼玉縣 千葉縣 神奈川縣 山梨縣 新潟縣 長野縣
名古屋地方物價局	名古屋市	靜岡縣 岐阜縣 愛知縣 三重縣 富山縣 石川縣
大阪地方物價局	大阪市	京都府 大阪府 福井縣 滋賀縣 兵庫縣 奈良縣 和歌山縣
廣島地方物價局	廣島市	鳥取縣 島根縣 岡山縣 廣島縣
高松地方物價局	高松市	德島縣 香川縣 愛媛縣 高松縣
福岡地方物價局	福岡市	福岡縣 佐賀縣 長崎縣 熊本縣 大分縣 宮崎縣 鹿兒島縣

他人事管理に関する事項については、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところによる。

(定員)

第三十六條 經濟安定本部に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

(顧問及び参與)

第三十七條 第七條第四号に規定する顧問は、二十人以上とし、学識経験のある者のうちから、総裁が命ずる。

- 2 第七條第四号に規定する参與は、二十人以上とし、学識経験のある者のうちから、総裁が命ずる。

第三十八條 顧問及び参與に対しては、予算に定める金額の範囲において、旅費及び手当を支給する。

附 則

- 1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。
- 2 經濟安定本部の存続期間は、昭和二十五年五月三十一日までとする。
- 3 經濟安定本部令(昭和二十二年勅令第百九十三号)及び物價廳官制(昭和二十一年勅令第三百八十一号)は、廃止する。
- 4 前項の規定にかかわらず法律(法律に基く命令を含む。)に別段の定のある場合を除き、従前の經濟安定本部、物價廳、經濟調査廳及び外資委員会の機関及び職員は、この法律に基く相当の機関及び職員となり同一性をもつて存続するものとする。
- 5 前項の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼす



経済安定本部設置法

ものではない。

6 左に掲げる法令中各省各廳の長又は各廳の長のうちには経済安定本部總裁を、各省各廳のうちには経済安定本部を含むものとする。

財政法(昭和二十二年法律第三十四号)

會計法(昭和二十二年法律第三十五号)

國有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)

政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)

國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)

予算、決算及び會計令(昭和二十二年勅令第六十五号)

予算、決算及び會計令臨時特例(昭和二十一年勅令第五百五十八号)

國有財産法施行令(昭和二十三年政令第二百四十六号)

7 通貨発行審議会法の一部を次のように改正する。

第一條、第三條第一項、同條第三項及び第五條中「内閣總理大臣」を「経済安定本部總裁」に改める。

8 外國人の財産取得に関する政令の一部を次のように改正する。

第十一條中「總理廳」を「経済安定本部」に改める。

9 企業再建整備法の一部を次のように改正する。

「経済再建整備委員会」を「経済再建整備審議会」に改め、第四十五條第一項の次に左の一項を加える。

経済再建整備審議会は、前項に規定する事項を行う外、企業再

建整備の基本に関する事項につき、経済安定本部總裁に建議することができる。

10 金融機関再建整備法の一部を次のように改正する。

「経済再建整備委員会」を「経済再建整備審議会」に改め、第六十一條の次に左の一項を加える。

第六十一條之二 経済再建整備審議会は、第七條、第四十一條、第四十七條、第四十九條及び第五十條に規定する事項を行う外、金融機関再建整備の基本に関する事項につき、経済安定本部總裁に建議することができる。

11 物價統制令の一部を次のように改正する。

「内閣總理大臣」を「経済安定本部總裁」に、「總理廳令」を「経済安定本部令」に改める。

参照

○物價統制令 (昭和二十一年三月三日)

第二條 本令ニ於テ價格等トハ價格、運送賃、保管料、保險料、貨賃料、加工賃、修繕料其ノ他給付ノ對價タル財産的給付ヲ謂フ

第四條 物價廳長官ハ第七條ニ規定スル場合ヲ除クノ外總理廳令

ニ於テ依リ價格等ニ付其ノ統制額ヲ指定スルコトヲ得

第七條 價格等ニ付他ノ法令ニ定ムル額又ハ他ノ法令ニ基ク行政

機關及都道府縣知事ノ決定、命令、許可、認可其ノ他ノ処分アリタル額アルトキハ之ヲ當該價格等ノ統制額トス

○臨時物資需給調整法 (昭和二十二年十月一日)

第一條(第一項) 主務大臣は、産業の回復及び振興に関し、経済安定本部總裁が定める基本的な政策及び計画の実施を確保するために、左に掲げる事項に関して、必要な命令をなすことができる。

一 経済安定本部總裁が定める方策に基づく物資の割当又は配給

二 経済安定本部總裁が定める方策に基づく供給の特に不足する物資の使用の制限又は禁止

三 経済安定本部總裁が定める方策に基づく供給の特に不足する物資の生産(加工及び修理を含む。以下同じ。)、出荷若しくは輸送若しくは工事の施行又は物資の生産若しくは出荷若しくは工事の施行の制限若しくは禁止

四 経済安定本部總裁が定める方策に基づく供給の特に不足する物資又は遊休設備の譲渡、引渡又は貸與

○経済調査廳法 (昭和二十三年八月一日)

別表第一

一 電氣事業法(第十五條ノ三に係る部分に限る)

二 食糧管理法

三 食糧緊急措置令

四 隠匿物資等緊急措置法

五 物價統制令

六 地代屋賃統制令

経済安定本部設置法

七 臨時物資需給調整法

八 ベンゾールの使用制限に関する件(昭和二十一年商工省令第四十八号)

九 飲食営業臨時規程法

十 重要物資在庫緊急調査令

○通貨発行審議会法 (昭和二十二年十二月十七日)

第一條 通貨発行審議会は、内閣總理大臣の所轄に属し、日本銀行法の規定によりその権限に属させた事項を掌る。

審議会は、前項に規定するものの外、通貨金融政策の基本に関する事項につき内閣總理大臣に建議することができる。

第三條(第一項) 会長は、内閣總理大臣を以て、これに充てる。

同條(第三項) 前項第四号に掲げる委員は、内閣總理大臣が、これを命ずる。

第五條 審議会に幹事及び書記若干人を置く。

幹事は、会長の指名に基き、内閣總理大臣において、これを命ずる。

書記は、内閣總理大臣においてこれを命ずる。

○外國人の財産取得に関する政令

(昭和二十四年三月十五日)

政令第五十一号

第十一條 この政令の目的を達成するため、總理廳の外局として、外資委員会を置く。



◎外務省設置法

〔昭和二十四年五月三十一日公布  
法律第百三十五号  
昭和二十四年六月一日施行〕  
〔外務大臣署名〕

外務省設置法

目次

- 第一章 総則(第一條—第四條)
- 第二章 本省
  - 第一節 内部部局(第五條—第十一條)
  - 第二節 附属機関(第十二條—第十四條)
  - 第三節 地方支分部局(第十五條—第十九條)
- 第三章 在外公館(第二十條—第二十二條)
- 第四章 職員(第二十三條・第二十四條)
- 附則

第一章 総則

(一)この法律の目的

第一條 この法律は、外務省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三條第二項の規定に基づいて、外務省を設置する。

2 外務省の長は、外務大臣とする。

(外務省の任務)

第三條 外務省は、左に掲げる國の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

- 一 外交政策の企画立案及びその実施
  - 二 通商航海に関する利益の保護及び増進
  - 三 外交使節及び領事官の派遣及び接受
  - 四 條約その他の國際約束の締結
  - 五 國際機関及び國際會議への参加並びに國際協力の促進
  - 六 外國に関する調査
  - 七 内外事情の報道及び外國との文化交流
  - 八 海外における邦人の保護並びに海外渡航及び移住のあつた旋
  - 九 連合國官憲との連絡及びこれに関連する各行政機関の事務の総合調整
  - 七 前各号に掲げるものの外、対外關係事務の処理及び総括(外務省の権限)
- 第四條 外務省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、條約、確立された國際法規及び法律(法律に基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。
- 一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
  - 二 収入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。
  - 三 所掌事務遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

理すること。

- 四 所掌事務遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。
- 五 不用財産を処分すること。
- 六 職員任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
- 七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。
- 八 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。
- 九 所掌事務に関する文書、調査資料及び統計を頒布し、又は刊行すること。
- 十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。
- 十一 外務省の公印を制定すること。
- 十二 日本國政府を代表して外國政府と交渉し、國際機関及び國際會議に参加すること。
- 十三 全權委任狀、大使及び公使の信任狀及び解任狀並びに領事及び名譽領事の委任狀を作成してこれを交付すること。
- 十四 外國の外交使節の全權委任狀、外國の大使及び公使の信任狀及び解任狀並びに外國の領事及び名譽領事の委任狀を受理し、並びに外國の領事の認可狀を作成してこれを交付すること。
- 十五 條約その他の國際約束を締結し、解釈し及び実施し、並びに涉外法律事項を処理すること。

外務省設置法

十六 通商航海に関する利益を保護し、及び増進するために外國官憲との交渉、商取引のあつた旋等を行うこと。

- 十七 海外における邦人の生命、身体及び財産を保護するために外國官憲と交渉し、日本人相互及び日本人と外國人との間に生じた民事上の事件に関する和解をさせ、又は仲裁をし並びに身分關係事項の届出を受理し、及び登録すること。
- 十八 日本人の海外渡航及び移住に関しあつた旋、保護その他必要な措置をとること。
- 十九 旅券を發給し、及び査証すること。
- 二十 在日外國人等の待遇に関する事務を行うこと。
- 二十一 日本と外國にわたる身分關係事項その他の事実について日本及び外國の官公署が發給した文書を証明すること。
- 二十二 外交に関する事項の發表を行うこと。
- 二十三 外國人及び外國に在任する日本人に対する栄典の授與について推薦をすること。
- 二十四 外務省所管の社團法人又は財團法人の許認可を行うこと。
- 二十五 朝鮮、台湾、樺太、関東州、南洋群島その他の地域における日本の公私の財産及び負債並びに企業その他の諸施設の整理につき必要な措置をとること。
- 二十六 邦人の引揚に関する事務を行うこと。
- 二十七 國又は公共團體の機關に対して、所掌事務の遂行に必要な調査、報告及び資料の提出を求めること。



二十八 前各号に掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む。）に基き外務省に属せしめられた権限及び條約の実施及び確立された國際法規の履行のために必要な権限。

第二章 本省

第一節 内部部局

(内部部局)

第五條 本省に、大臣官房及び左の五局を置く。

- 政務局
- 條約局
- 調査局
- 管理局
- 連絡局

2 政務局に、情報部を置く。

(大臣官房の事務)

第六條 大臣官房においては、外務省の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 三 大臣の官印及び省印を管守すること。
- 四 文書の証明を行うこと。
- 五 公文書（但し、聯合國官憲との往復文書を除く。）及び電信を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

- 六 條約書その他の外交文書を保管すること。
- 七 外交史料を編纂すること。
- 八 翻譯を行うこと。
- 九 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 十 行政財産及び物品を管理すること。
- 十一 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。
- 十二 図書を保管し、及び統計を作成すること。
- 十三 外交使節及び領事官の派遣及び接受その他儀典に関すること。
- 十四 外國人に対して栄典を授與すること及び外國勳章又は外國記章を日本人が受領することに関しあつた旋を行うこと。

(政務局の事務)

第七條 政務局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 外國に関する政務を処理すること。
- 二 通商航海に関する利益を保護し、及び増進すること。
- 三 國際經濟機關との協力及び通商航海條約その他の通商經濟上の協定に関すること。
- 四 國際經濟事情の調査並びに國際經濟に関する統計の作成及び資料の収集を行うこと。
- 五 各國との文化交流及び國際文化機關との協力に関すること。
- 六 内外新聞通信及び報道並びに國際事情に関する知識の普及に関すること。

七 聯合國による日本の占領及び管理に関する文書及び記録の収集及び研究を行うこと。

八 法令案の審査を行うこと。

九 所管行政の考査を行うこと。

十 所管行政に関する総合調整を行うこと。

十一 前各号に掲げるものの外、外務省の所掌事務で他局及び他の機關の所掌に属しない事務に関すること。

2 情報部においては、前項第五号及び第六号に掲げる事務をつかさどる。

(條約局の事務)

第八條 條約局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 條約その他の國際約束の締結に関すること。
- 二 國際法及び涉外法律事項に関すること。
- 三 國際機關及び國際會議への参加並びに國際行政に関すること。

(調査局の事務)

第九條 調査局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 國際關係の動向及び國際機關の活動に関する調査研究を行うこと。
- 二 各國の政治、経済及び外交に関する調査研究を行うこと。
- 三 前二号に規定する事項について資料の収集及び整理を行うこと。

(管理局の事務)

外務省設置法

第十條 管理局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 海外における邦人の生命、身体及び財産の保護並びに身分關係事項に関すること。
- 二 海外渡航及び移住に関すること。
- 三 旅券の発給及び査証に関すること。
- 四 在日外國人等の待遇及び送出国に関すること。
- 五 朝鮮、台湾、樺太、関東州、南洋群島その他の地域に関する整理事務を行うこと。
- 六 前号に規定する地域における日本の公私の財産、負債及び企業（閉鎖機關を含む。）に関すること。
- 七 邦人の引揚に関すること。

(連絡局の事務)

第十一條 連絡局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 聯合國官憲との文書の往復その他連絡に関すること。
- 二 聯合國官憲との連絡に関連する各行政機關の事務の調整に関すること。
- 三 聯合國官憲の要求に基く調査及び報告に関すること。
- 四 聯合國の行う軍事裁判に関すること。
- 五 連絡調整事務局に関すること。

第二節 附屬機關

(附屬機關)

第十二條 本省に、左の附屬機關を置く。

外務省研修所



中央連絡協議会

(外務省研修所)

第十三條 外務省研修所は、外務省の職員に対して、外交官又は領事官として職務を行うに必要な訓練を行う機関とする。

2 外務省研修所は、東京都に置く。

3 外務省研修所に、所長を置く。

4 所長は、所務を掌理する。

5 前各項に規定するものを除く外、外務省研修所に関し必要な事項は、外務省令で定める。

(中央連絡協議会)

第十四條 中央連絡協議会は、連合國官憲との連絡に関連する各行政機関の事務の緊密な連絡を図るために関係行政機関が協議する機関とする。

2 中央連絡協議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。

第三節 地方支分部局

(地方支分部局)

第十五條 本省に、地方支分部局として、連絡調整事務局を置く。

(所掌事務)

第十六條 連絡調整事務局は、本省の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。

一 第十一條第一号から第四号までの事務

二 連合國による日本の占領及び管理に関する文書及び記録の收

中國	連絡調整事務局	吳	市
四國	連絡調整事務局	高	松市
九州	連絡調整事務局	福	岡市

(内部部局)

第十八條 連絡調整事務局に、必要に応じて、外務省令で定めるところにより、三部以内の部を置くことができる。

(附属機関)

第十九條 連絡調整事務局に、その附属機関として地方連絡協議会を置くことができる。

2 地方連絡協議会は、各連絡調整事務局に対応する連合國官憲との連絡に関連する各行政機関の事務の緊密な連絡を図るため関係行政機関が協議する機関とする。

3 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。

第三章 在外公館

(在外公館)

第二十條 在外公館は、外務大臣の管理に属し、外國において本省の所掌事務を行い、且つ、條約、確立された國際法規及び法律(法律に基く命令を含む。)に従つて、在外公館に属する権限を行使する。

第二十一條 特命全權大使及び特命全權公使の任免については、天

集に関する事。

三 引揚に関する調査及び旅券に関する事。

四 國際事情に関する知識の普及に関する事。

2 連絡調整事務局は、前項に掲げる事務の外、賠償廳の所掌に属する事務を分掌する。

3 連絡調整事務局の長は、前項に掲げる事務につき賠償廳長官の指揮監督を受ける。

(名称、位置及び管轄区域)

第十七條 連絡調整事務局の名称及び位置は、左の通りとし、その管轄区域は、各連絡調整事務局に対応する連合國官憲の管轄区域によることを例とする。

名	称	位	置
横	浜	横	浜市
北	海	札	幌市
東	北	仙	台市
横	須	横	須賀市
東	海	名	古屋市
京	都	京	都市
近	畿	大	阪市
神	戸	神	戸市

皇の認証を要するものとする。

第二十二條 前二條に規定するものの外、在外公館に関しては、法律又は政令に別段の定のある場合を除くの外、当分の間、従前の法令の定めるところによる。

第四章 職員

(職員)

第二十三條 外務省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の定めるところによる。

(定員)

第二十四條 外務省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 左の法令は、廃止する。但し、法律(法律に基く命令を含む。)に別段の定のある場合を除くの外、従前の機関及び職員は、この法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

外務省官制(明治三十一年勅令第二百五十八号)

臨時外務省に外交顧問を置くの件(昭和十三年勅令第六百三十二号)

連絡調整事務局臨時設置法(昭和二十三年法律第四号)

連絡調整事務局臨時設置法施行令(昭和二十三年政令第二十二号)



3 前項但書の規定は、職員に定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

### ◎在外公館等借入金整理準備審査会法

昭和二十四年六月一日公布  
法律第百七十三号  
昭和二十五年五月一日まで  
（外務・大蔵大臣署名）  
に政令で定める

#### 在外公館等借入金整理準備審査会法

(定義)

1 第一條 この法律において「借入金」とは、太平洋戦争の終結に際して在外公館又は邦人自治団体若しくはこれに準ずる団体が引揚費、救済費その他これらに準ずる経費に充てるため國が後日返済する条件のもとに在留邦人から借り入れた資金をいう。

2 第二條 この法律において「借入金の確認」とは、政府が現地通貨で表示された借入金を、法律の定めるところに従い、且つ、予算の範囲内において、將來返済すべき國の債務として承認することをいう。

(在外公館等借入金整理準備審査会)

第二條 借入金の整理に必要な準備をするため、外務省に、在外公館等借入金整理準備審査会を置く。

第三條 在外公館等借入金整理準備審査会(以下「審査会」という。)は、外務次官、大蔵次官、外務省管理局長及び大蔵省理財局長並びに外務大臣が命ずる委員六人以内で組織する。

2 委員長は、外務次官とする。

3 委員は、給与を受けない。但し、外務大臣が命ずる委員は、旅費及び政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)に基く手当を受ける。

4 審査会の庶務は、外務省管理局において行ふ。

5 前四項及び他の法律に規定するものを除く外、審査会に關し必要な事項は、政令で定める。

第四條 審査会は、左の各号に掲げる事項を審査し、外務大臣に対し審査の結果を報告し、及び借入金整理のため適当と認める措置についての意見を申し出なければならない。

- 一 第五條に規定する借入金確認の請求
- 二 その他借入金の整理に関する重要事項

(借入金の確認の請求)

第五條 借入金を提供した者(その者が死亡した場合においては、その相続人)は、この法律施行後九十日以内(未引揚者については、本邦上陸後一年以内とし、この法律施行後現地において死亡した者については、その死亡の確認があつた日以後九十日以内とする。)に、政令の定めるところにより、証拠書類を添えて外務大臣に対し借入金の確認を請求することができる。

2 借入金を提供した者は、前項の期間内に確認の請求をしないときは、借入金の確認を請求する権利を失ふ。

(借入金確認証書)

第六條 外務大臣は、審査会がした審査の結果の報告に基き借入金

の確認をしたときは、政令で定める手続に従い、借入金確認証書を発給する。

附則

この法律の施行期日は、昭和二十五年五月一日までの間に於いて、政令で定める。

### ◎大蔵省設置法

昭和二十四年五月三十一日公布  
法律第百四十四号  
昭和二十四年六月一日一部施行  
同年七月二十日一部施行  
(大蔵大臣署名)

#### 大蔵省設置法

目次

第一章 総則(第一條—第四條)

第二章 本省

第一節 内部部局(第五條—第十二條)

第二節 附屬機関(第十三條)

第三節 地方支分部局(第十四條—第二十三條)

第一款 財務部(第十五條—第十九條)

第二款 税関(第二十條—第二十三條)

第三章 外局(第二十四條—第五十六條)

第一節 証券取引委員会(第二十五條—第二十六條)

第二節 國稅廳

大蔵省設置法

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、大蔵省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基いて、大蔵省を設置する。

2 大蔵省の長は、大蔵大臣とする。

(任務)

第三條 大蔵省は、左に掲げる事項に關する國の行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

- 一 國の財務
- 二 通貨



- 三 金融
- 四 証券取引
- 五 造幣事業
- 六 印刷事業

(権限)

第四條 大藏省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（法律に基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

- 一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
- 二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。
- 三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、これを管理すること。
- 四 所掌事務の遂行に直接必要な業務資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。
- 五 不用財産を処分すること。
- 六 職員任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
- 七 職員の厚生及び保健のために必要な施設をなし、これを管理すること。
- 八 職員に貸與する宿舍を設置し、これを管理すること。
- 九 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

- 十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。
- 十一 所掌事務の周知宣傳を行うこと。
- 十二 大藏省の公印を制定すること。
- 十三 國の予算、決算及び会計に関する制度を統一すること。
- 十四 國の予算及び決算を作成すること。
- 十五 國の予備費を管理すること。
- 十六 各省各廳の支出負担行為又は支拂の計画を承認すること。
- 十七 各省各廳の小切手又は國庫金振替書につき認証を行うこと。
- 十八 國の予算の執行に関し、報告の徴取、実地監査及び指示を行うこと。
- 十九 國の財務の統轄の立場からする地方公共團體の財務の調整に関すること。
- 二十 内國税を賦課徴収すること。
- 二十一 土地台帳及び家屋台帳を管理し、土地及び家屋の賃貸價格を決定すること。
- 二十二 稅務代理士の許可を與え、これを監督すること。
- 二十三 關稅及びとん税を賦課徴収すること。
- 二十四 關稅法規による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締を行うこと。
- 二十五 稅關貨物取扱人の許可を與え、これを監督すること。
- 二十六 專賣權（アルコールに関するものを除く。）を管理すること。

と。

二十七 國有財産を統轄し、報告の徴取、実地監査及び指示を行うこと。

二十八 普通財産を管理処分すること。

二十九 國家公務員の宿舍の設置、維持及び管理に関する総合調整を行うこと。

三十 貨幣及び紙幣を發行し、日本銀行券の發行を監督すること。

三十一 國庫金を出納、管理及び運用すること。

三十二 國債の發行、償還及び利拂を行うこと。

三十三 預金部預金を管理し、預金部資金を運用及び經理すること。

三十四 米國対日援助見返資金を管理並びに運用及び使用すること。

三十五 外國爲替を管理すること。但し、貨物の輸出爲替の処分、貨物の輸入爲替及び輸入信用狀の取得（外國爲替銀行の行う処分及び取得を除く。）並びに外國爲替を取り組まないで行う貨物の輸出及び輸入の取締に関するものを除く。

三十六 銀行業、信託業、保險業、無盡業その他金融業を営む者を免許し、これを監督すること。

三十七 金融機關の融資及び金利を規制すること。

三十八 証券取引所を登録し、これを監督すること。

三十九 証券業者及び証券業協会を登録し、これを監督すること。

大藏省設置法

と。

四十 株式又は社債の發行に関する届出書又は報告書を審査し、必要な措置をとること。

四十一 商品取引所を免許し、これを監督すること。

四十二 公認会計士試験並びに公認会計士（会計士補を含む。）の登録及び監督を行うこと。

四十三 酒類の製造業又は販賣業を免許し、これらを営む者を監督すること。

四十四 貨幣、章は、記章、極印、合金及び金屬工藝品を製造し、旧貨幣を鑄つづすこと。

四十五 貴金屬の精製、配給及び品位の証明並びに鋳物の試験を行うこと。

四十六 日本銀行券、紙幣、國債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他証券類を製造すること。

四十七 官報、法令全書その他の印刷物を編集、製造及び發行すること。

四十八 印刷廳の業務上必要な用紙を製造し、すき入紙の製造の取締を行うこと。

四十九 通貨の製造工場を管理及び監督すること。

五十 前各号に掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む。）に基き、大藏省に屬せしめられた権限。

第二章 本省

第一節 内部部局



(内部部局)

第五條 本省に、大臣官房及び左の五局を置く。

- 主計局
- 主税局
- 理財局
- 管財局
- 銀行局

2 大臣官房に調査部を置く。

3 主税局に税関部を置く。

4 銀行局に検査部を置く。

(特別な職)

第六條 本省に財務官一人を置く。

2 財務官は、大臣官房及び各部局並びにその他の機関の所掌事務に係る渉外事務に関して総轄を行う。

3 大臣官房に官房長を置く。

4 官房長は、大臣官房の事務を総轄する。

5 主計局に次長二人を置く。

6 次長は、局長を助け、局務を整理する。

(大臣官房の事務)

第七條 大臣官房においては、大藏省の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 大臣の官印及び省印を管守すること。

(主計局の事務)

第八條 主計局においては、左の事務をつかさどる。

一 國の予算、決算及び会計に関する制度を調査、企画及び立案し、これを統一すること。

二 國の予算及び決算を作成すること。

三 國の予備費を管理すること。

四 各省各廳の歳出予算の翌年度繰越使用を承認すること。

五 各省各廳の会計年度開始前の資金の交付を承認すること。

六 各省各廳の歳出予算の経費の金額の移用又は流用を承認すること。

七 各省各廳の支出負担行為又は支拂の計画を承認すること。

八 各省各廳の小切手及び國庫金振替書を認証すること。

九 各省各廳の支出負担行為の認証に関すること。

十 各省各廳の賣買、貸借、請負その他の契約の指名競争及び随意契約並びに前金拂及び概算拂を承認すること。

十一 各省各廳の出納官吏及び出納員を監督すること。

十二 國の予算の執行に関し、報告の徴取、実地監査及び指示を行うこと。

十三 各省各廳の歳入の徴収及び収納に関する事務の一般を管理すること。

十四 國の貸付金(他の部局の所掌に属するものを除く。)を管理すること。

十五 特別職である國家公務員等に関する給與制度を管理すること。

大藏省設置法

三 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

四 大藏省の機構、定員及び運営に関し調査、企画及び立案すること。

五 所管行政の考査を行うこと。

六 法令案その他公文書類の審査を行うこと。

七 所管行政の総合調整を行うこと。

八 報道事務を総轄すること。

九 公文書類を接受、発送、編集及び保存すること。

十 所管行政に関する調査、統計の作製及び資料の収集並びに印刷物の頒布及び刊行を行うこと。

十一 経費及び収入の予算及び決算を作製し、会計事務を行い、会計を監査すること。

十二 印紙類を出納及び保管すること。

十三 行政財産及び物品を管理すること。

十四 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する施設をなし、これを管理すること。

十五 專賣制度を調査、企画及び立案し、日本專賣公社を監督すること。

十六 前各号に掲げるものの外、大藏省の任務を遂行するため必要な事務で他局及び他の機関の所掌に属さないものを行うこと。

2 調査部においては、前項第十号の事務をつかさどる。

と。

十六 國家公務員等の旅費その他実費弁償の制度を管理すること。

と。

十七 國家公務員等の共済組合その他の福利厚生に関する施設をなし、これを管理すること。

十八 地方公共団体の歳出に関すること。

(主税局の事務)

第九條 主税局においては、左の事務をつかさどる。

一 租税に関する制度を調査、企画及び立案すること。

二 土地台帳及び家屋台帳に関する制度を調査、企画及び立案すること。

三 大藏省所管の税外諸収入を管理すること。

四 関税及びとん税を賦課徴収すること。

五 関税法規による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締を行うこと。

六 保税倉庫、保税工場その他の保税地域に関すること。

七 税関貨物取扱人の許可を與え、これを監督すること。

八 税関統計を作製すること。

九 税関職員の訓練を行うこと。

十 地方公共団体の歳入に関すること。但し、地方債に関するものを除く。

2 税関部においては、前項第一号の事務のうち関税及びとん税に関するもの及び同項第四号から第九号までの事務をつかさど



る。

(理財局の事務)

第十條 理財局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 國庫收支の調整、財政と金融との調整その他國內資金運用の総合調整及び國內金融と國際金融との調整を図ること。
- 二 國庫制度、國債制度及び通貨制度を調査、企画及び立案すること。
- 三 國庫金を出納、管理及び運用すること。
- 四 國の保管金及び國が保管する有價証券を管理すること。
- 五 國債の発行、償還及び利拂を行うこと。
- 六 日本銀行の國庫金及び國債の取扱事務を監督すること。
- 七 地方債に関すること。
- 八 貨幣及び紙幣の発行、回收及び取締を行うこと。
- 九 日本銀行券の製造發行計画を樹立すること。
- 十 米國対日援助見返資金を管理並びに運用及び使用すること。
- 十一 対外決済及び通貨の換算率に関する事務を管理すること。
- 十二 在外資金その他の在外財産を調査及び管理すること。
- 十三 クレジット、外債債その他の渉外負債に関する事務を管理すること。
- 十四 前三号に掲げるものの外、外國爲替の管理(貨物の輸出爲替の処分、貨物の輸入爲替及び輸入信用狀の取得(外國爲替銀行の行方処分及び取得を除く。))並びに外國爲替を取り組まないうで行う貨物の輸出及び輸入の取締に関するものを除く。)を

の他國際金融の調整を行うこと。

- 十五 外國に居住する本邦人(外國に本店を有する本邦法人を含む。))が本邦内に所有する財産を管理すること。
- 十六 貴金屬の買取及び賣渡並びに使用、取引及び輸出入を規制すること。
- 十七 企業の経理に関すること。
- 十八 公認会計士試験並びに公認会計士(会計士補を含む。))の登録及び監督を行うこと。
- 十九 会社の解散の制限等に関する勅令(昭和二十年勅令第六百五十七号)を施行すること。
- 二十 商品取引所を免許し、これを監督すること。
- 二十一 商品券の取締を行うこと。
- 二十二 終戦処理費、特殊財産処理費及び賠償施設処理費の経理を行うこと。
- 二十三 政府の契約の特例に関する法律(昭和二十一年法律第六十号)を施行すること。
- 二十四 政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律(昭和二十二年法律第七十一号)を施行すること。
- 二十五 賠償に関する財務を管理すること。

(管財局の事務)

第十一條 管財局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 國有財産制度を調査、企画及び立案すること。
- 二 國有財産の管理及び処分を統一し、必要な調整を行うこと。
- 三 國有財産の増減、現在額及び現状を明らかにすること。
- 四 普通財産を管理処分すること。
- 五 國の出資を行い、これを管理すること。
- 六 財産税及び相続税に係る物納の動産を管理処分すること。
- 七 國家公務員の宿舍の設置、維持及び管理に關し総合調整すること。
- 八 賠償指定工し、よう等の賠償指定物件を管理、保守及び撤去すること。
- 九 外國又は外國人(外國人が経営を支配する本邦法人を含む。))が本邦内に所有する株式、出資及び公社債並びに法人たる企業を管理及び処理すること並びにこれらの事務に關し企画及び立案すること。
- 十 閉鎖機關に関すること。
- 十一 金融機關の資金の運用を規制し、これを監督すること。
- 十二 紙幣類似証券の取締を行うこと。
- 十三 社債等の登録を行うこと。
- 十四 國民貯蓄計画を樹立し、國民貯蓄を奨励すること。
- 十五 当せん金附証券の發賣を管理し、その取締を行うこと。
- 十六 検査部においては、前項第三号から第八号までの事務のうち金融機關の業務及び財産の検査に関するものをつかさどる。

第二章 附屬機關

(附屬機關)

第十三條 左の表の上欄に掲げる機關は、本省の附屬機關として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種	類	目	的
關稅	訴願	審査會	關稅に關する訴願について審査すること。

- 一 金融制度を調査、企画及び立案すること。
- 二 預金部預金を管理し、預金部資金を運用及び経理すること。
- 三 日本銀行を監督すること。
- 四 復興金融金庫及び國民金融公庫を監督すること。
- 五 農林中央金庫及び商工組合中央金庫を監督すること。
- 六 銀行業、信託業及び無盡業を免許し、これを営む者を監督すること。
- 七 生命保險業及び損害保險業を免許し、これを営む者を監督すること。



預金部資金運用審議会	大藏大臣の諮問に應じて、預金部資金の運用に関する事項について調査審議すること。
外國爲替管理審議会	主務大臣の諮問に應じて、外國爲替の管理に関する重要な事項について調査審議すること。
政府貸付金処理審議会	所管大臣及び大藏大臣の諮問に應じて、政府貸付金の条件及び延滞元利金の支拂方法の変更について調査審議すること。
関税率審議会	大藏大臣の諮問に應じて、関税率に関する事項について調査審議すること。
金審議会	主務大臣の諮問に應じて、金及び産金業に関する重要な事項について調査審議すること。
特別融通損失審査会	日本銀行特別融通及び損失補償法(昭和二年法律第五十五号)、不動産融資及び損失補償法(昭和七年法律第二十七号)又は戦時金融庫法(昭和十七年法律第三十二号)に基き、それぞれ日本銀行、日本勧業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行又は戦時金融庫が受けた損失及びその額を決定すること。
投資及び担保証券審査会	大藏大臣の諮問に應じて、貯蓄銀行の運用することのできる國債又は地方債以外の有價証券の種類に関する事項及び担保証券法(明治三十八年法律第五十二号)に基き、債権に附することのできる物上担保のうち株式質に関する事項について調査審議すること。
産業設備営團損失審査会	大藏大臣の監督に属し、産業設備営團の受けた損失及びその額を審議決定すること。

國民更正金庫損失審査会	大藏大臣の監督に属し、國民更正金庫の受けた損失及びその額を審議決定すること。
戦時喪失國債証券審査会	大藏大臣の諮問に應じて、戦時喪失無記名國債証券臨時措置法(昭和十九年法律第十七号)及び旧臨時資金調整法(昭和十二年法律第八十六号)による証券の喪失の査定を行い、これらの法律の施行に関する重要な事項について調査審議すること。
復興金融審議会	復興金融庫の融資に関する事務を執行し、司金庫の運営に関する重要な事項について調査審議すること。
社寺境内地処分中央審査会	大藏大臣の諮問に應じて、社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の譲與又は賣拂及びこれらに関する訴願について調査審議すること。
金利調整審議会	日本銀行政策委員会の諮問に應じて、金利率の最高限度の決定及びその変更又は廃止について調査審議すること。
國有財産調整審議会	大藏大臣の諮問に應じて、各省各廳の管理する國有財産の用途の変更、用途の廃止、所管換その他必要な措置及び大藏大臣が各省各廳の長から協議を受けた國有財産の管理に関する重要な事項について調査審議すること。
中央特定契約審査会	大藏大臣の諮問に應じて、政府の契約の特例に関する法律による指定金額の改定の申請について調査審議すること。

專賣事業審議会	日本專賣公社の總裁及び監事の推薦を行い、その他日本專賣公社の運営は大藏大臣の意見を述べること。
國民金融審議会	國民金融公庫の總裁及び監事の推薦を行い、業務計画、資金計画その他國民金融公庫の運営に関する重要な事項について議決し又は大藏大臣に意見を述べること。

2 前項に掲げる附屬機關の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(法律に基く命令を含む)に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

第三章 地方支分部局

第十四條 本省に、左の地方支分部局を置く。

財務部  
税関  
第一款 財務部

(所掌事務)

第十五條 財務部は、本省(主税局を除く)及び証券取引委員会の所掌事務の一部を分掌する。

2 前項に規定する事務の外、財務部は、当分の間、外國又は外國人(外國人が経営を支配する本邦法人を含む)が本邦内に所有する財産の調査、管理及び処理に関する事務で賠償廳の所掌に属するもの並びに特定財産管理令(昭和二十一年勅令第二百八十六号)の施行に関する事務の一部を分掌する。

大藏省設置法

(名称、位置及び管轄区域)

第十六條 財務部の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
東京財務部	東京都	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、山梨県、栃木県、茨城県、群馬県、新潟県、長野県
大阪財務部	大阪市	大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県
札幌財務部	札幌市	北海道
仙台財務部	仙台市	宮城県、岩手県、福島県、秋田県、青森県、山形県
名古屋財務部	名古屋市	愛知県、静岡県、三重県、岐阜県
金澤財務部	金澤市	石川県、福井県、富山県
廣島財務部	廣島市	廣島県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県
高松財務部	高松市	香川県、愛媛県、徳島県、高知県
福岡財務部	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県
熊本財務部	熊本市	熊本県、大分県、鹿児島県
宮崎財務部	宮崎市	宮崎県

(内部組織)

第十七條 財務部の内部組織は、大藏省令で定める。

(附屬機關)

第十八條 左の表の上欄に掲げる機關は、財務部の附屬機關として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する



通りとする。

種 類	目 的
社寺境内地処分地方審査会	大藏大臣の諮問に應じて、社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の譲與又は賣拂及びこれらに関する訴願について調査審議すること。
地方特定契約審査会	財務部長の諮問に應じて、政府の契約の特例に関する法律による指定金額の改定の申請について調査審議すること。

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

(財務部支所、管財支所及び出張所)

第十九條 財務部の事務の一部を分掌させるため、所要の地に財務部支所を置く。

2 財務部又は財務部支所の事務の一部を分掌させるため、管財支所及び出張所を置く。

3 財務部支所並びに管財支所及び出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、大藏省令で定める。

第二款 税関

(所掌事務)

第二十條 税関は、本省の所掌事務のうち第九條第一項第四号から第九号までに掲げるものを分掌し、並びに左の事務をつかさどる。

業務部

鑑査部

2 前項に定めるものの外、税関の組織の細目は、大藏省令で定める。

(支署、出張所及び監視署)

第二十三條 税関の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、税関の支署、出張所及び監視署並びに支署の出張所及び監視署を置く。

2 税関の支署、出張所及び監視署並びに支署の出張所及び監視署の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、大藏省令で定める。

第三章 外局

(設置)

第二十四條 国家行政組織法第三條第二項の規定に基いて、大藏省に置かれる外局は、左の通りとする。

証券取引委員会

國税廳

造幣廳

印刷廳

第一節 証券取引委員会

(組織、権限及び所掌事務)

第二十五條 証券取引委員会の組織、権限及び所掌事務は、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の定めるところによる。

大藏省設置法

一 貨物の收容並びに收容貨物の管理及び処分を行うこと。  
二 輸出品取締法(昭和二十三年法律第五十三号)等による輸出入貨物の取締を行うこと。

三 外國爲替の取締及び貴金屬の輸出入の取締を行うこと。

四 輸出入貨物に対し内國税を賦課徴収すること。

(名称、位置及び管轄区域)

第二十一條 税関の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
横 浜 税 関	横 浜 市	東京都 神奈川縣 埼玉縣 茨城縣 群馬縣 栃木縣 千葉縣 山梨縣 新潟縣 福島縣 宮城縣 山形縣 秋田縣 岩手縣 青森縣
神 戸 税 関	神 戸 市	兵庫縣 岡山縣 鳥取縣 徳島縣 根 縣 廣 島 縣 香 川 縣 徳 島 縣 高 知 縣 愛 媛 縣
大 阪 税 関	大 阪 市	大阪府 京都府 和歌山縣 奈良縣 滋賀縣 福井縣 石川縣 富山縣 岐阜縣 長
名 古 屋 税 関	名 古 屋 市	愛知縣 三重縣 岐阜縣 長
門 司 税 関	門 司 市	福岡縣 山口縣 佐賀縣 長
函 館 税 関	函 館 市	北海道 秋田縣 岩手縣 青

(内部部局)

第二十二條 税関に、税関長官房及び左の三部を置く。

監視部

(特別の職)

第二十六條 証券取引委員会の事務局に次長一人を置く。

2 次長は、局長を助け、局務を整理する。

第二節 國税廳

第一款 総則

(任務及び長)

第二十七條 國税廳は、内國税を賦課徴収することを主たる任務とする。

2 國税廳の長は、國税廳長官とする。

(権限)

第二十八條 國税廳は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで、第二十号から第二十二号まで及び第四十三号に掲げる権限を行使する。

第二款 内部部局

(内部部局)

第二十九條 國税廳に、左の四部を置く。

總務部

直税部

間税部

調査査察部

(総務部の事務)

第三十條 總務部においては、國税廳の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。



大藏省設置法

- 一 機密に関すること。
  - 二 長官の官印及び廳印を管掌すること。
  - 三 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
  - 四 所管行政に関する調査、統計の作製及び資料の収集並びに印刷物の頒布及び刊行を行うこと。
  - 五 公文書類を接受、発送、編集及び保存すること。
  - 六 内國税に關し周知宣傳を行うこと。
  - 七 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。
  - 八 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する施設をなし、これを管理すること。
  - 九 會計事務を行い、會計を監査すること。
  - 十 行政財産及び物品を管理すること。
  - 十一 内國税の徴收に関すること。
  - 十二 印紙を發行し、その模造の取締を行うこと。
  - 十三 所管行政の総合調整を行うこと。
  - 十四 前各号に掲げるものの外、國稅廳の任務を遂行するため必要な事務で他部の所掌に屬さないものを行うこと。
- (直稅部の事務)
- 第三十一條 直稅部においては、左の事務をつかさどる。  
 一 直接國稅の賦課に関すること。但し、調査査察部の所掌に屬するものを除く。

- 二 稅務代理士の許可を與え、これを監督すること。
  - 三 土地台帳及び家屋台帳を管理し、土地及び家屋の賃賃價格を調査決定すること。
- (間稅部の事務)
- 第三十二條 間稅部においては、左の事務をつかさどる。  
 一 間接國稅の賦課に関すること。但し、調査査察部の所掌に屬するものを除く。  
 二 酒類等の生産及び販賣を管理すること。  
 三 酒類等の製造業及び販賣業の免許を與え、これを営む者を監督すること。  
 四 酒類その他間接國稅課稅物件の分析及び鑑定並びに、よう造の試験、講習及び指導を行うこと。
- (調査査察部の事務)
- 第三十三條 調査査察部においては、内國稅の賦課徴收事務のうち所得その他の課稅標準についての調査、検査及び犯則の取締に関する重要なもので大藏省令で定めるものをつかさどる。
- 第三款 附屬機關
- (稅務講習所)
- 第三十四條 第三十五條に規定する附屬機關の外、國稅廳に稅務講習所を置く。
- 2 稅務講習所は、大藏省の職員に対して、稅務行政(關稅及びとん稅)に関するものを除く。)に従事するため必要な職務上の訓練を行う機關とする。

- 3 稅務講習所に支所を置く。
  - 4 稅務講習所及び支所の位置及び内部組織は、大藏省令で定める。
- (その他の附屬機關)
- 第三十五條 左の表の上欄に掲げる機關は、國稅廳の附屬機關として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
稅務代理士せん衡審議會	國稅廳長官の諮問に應じて、稅務代理士の許可について調査審議すること。
中央酒類審議會	大藏大臣の諮問に應じて、酒類の生産、配給及び價格に関する重要な事項並びに酒類の級別、類別及び種別について調査審議すること。
中央株式等評價審議會	國稅廳長官の諮問に應じて、財産稅の課稅標準に關し株式等の價額について調査審議すること。
戰時補償特別稅審査會	國稅廳長官の諮問に應じて、戰時補償特別稅の軽減又は免除に関する事項について調査審議すること。
基準地区調査會	國稅廳長官の諮問に應じて、臨時宅地賃賃價格修正法(昭和二十四年法律第八十五号)第三條第一項に規定する基準地区に関する事項について調査すること。

2 前項に掲げる附屬機關の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(法律に基く命令を含む。)に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

大藏省設置法

第四款 地方支分部局

第三十六條 國稅廳に、地方支分部局として、國稅局を置く。

2 國稅局は、國稅廳の所掌事務の一部を分掌する。

(名称、位置及び管轄区域)

第三十七條 國稅局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
東京國稅局	東京都	東京都 神奈川縣 千葉縣 山梨縣
關東信越國稅局	東京都	埼玉縣 茨城縣 栃木縣 群馬縣 長野縣 新潟縣
大阪國稅局	大阪市	大阪府 京都府 兵庫縣 奈良縣 和歌山縣 滋賀縣
札幌國稅局	札幌市	北海道
仙台國稅局	仙台市	宮城縣 岩手縣 福島縣 秋田縣 青森縣 山形縣
名古屋國稅局	名古屋市	愛知縣 靜岡縣 三重縣 岐阜縣
金沢國稅局	金沢市	石川縣 福井縣 富山縣
廣島國稅局	廣島市	廣島縣 山口縣 岡山縣 鳥取縣 島根縣
高松國稅局	高松市	香川縣 愛媛縣 德島縣 高知縣
福岡國稅局	福岡市	福岡縣 佐賀縣 長崎縣
熊本國稅局	熊本市	熊本縣 大分縣 鹿兒島縣 宮崎縣



(内部部局)  
第三十八條 國稅局に、左の五部を置く。

- 総務部
  - 直税部
  - 間税部
  - 調査査察部
  - 経理部
- 2 前項に定めるものの外、國稅局の組織の細目は、大藏省令で定める。

(附屬機關)

第三十九條 左の表の上欄に掲げる機關は、國稅局の附屬機關として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
地方酒類審議會	國稅局長の諮問に應じて、酒類の生産及び配給に関する重要な事項並びに酒類の級別、類別及び種別について調査審議すること。
地方株式等評價審議會	國稅局長の諮問に應じて、財産税の課税標準に関する株式等の價額について調査審議すること。
不動産評價審議會	國稅局長の諮問に應じて、財産税の課税に関する不動産の評價について調査審議すること。
財産審査會	國稅局長の諮問に應じて、財産税の課税價格等に関する異議について調査審議すること。

2 前項に掲げる附屬機關の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(法律に基く命令を含む)に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

第三節 造幣廳

(任務及び長)

第四十二條 造幣廳は、造幣事業を行うことを主たる任務とする。

2 造幣廳の長は、造幣廳長官とする。

(権限)

第四十三條 造幣廳は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで、第四十四号及び第四十五号に掲げる権限を行使する。

(内部部局)

第四十四條 造幣廳に、左の二部を置く。

- 総務部
- 作業部

(総務部の事務)

第四十五條 總務部においては、造幣廳の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 長官の官印及び廳印を管守すること。
- 三 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 四 所管行政に関する調査、統計の作製及び資料の収集並びに印

大藏省設置法

地方宅地賃賃價格調査會  
國稅局長の諮問に應じて、臨時宅地賃賃價格修正法第七條第一項に規定する事項を調査すること。

2 前項に掲げる附屬機關の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(法律に基く命令を含む)に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

(稅務署)

第四十條 國稅局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、稅務署を置く。

- 2 前項に規定する事務の外、稅務署は、当分の間、特定財産管理令の施行に関する事務で財務部の分掌するものの一部を分掌する。
- 3 稅務署の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、大藏省令で定める。

(稅務署の附屬機關)

第四十一條 左の表の上欄に掲げる機關は、稅務署の附屬機關として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
財産調査會	稅務署長の諮問に應じて、財産税の課税價格の更正決定について調査審議すること。
増加所得稅調査會	稅務署長の諮問に應じて、増加所得稅の所得金額について調査審議すること。
宅地賃賃價格調査會	稅務署長の諮問に應じて、臨時宅地賃賃價格修正法第七條第二項に規定する事項について調査すること。

刷物の頒布及び刊行を行うこと。

五 公文書類を接受、発送、編集及び保存すること。

六 経費及び収入の予算及び決算を作製し、會計事務を行い、會計を監査すること。

七 行政財産及び物品を管理すること。

八 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する施設をなし、これを管理すること。

九 貨幣、貨幣地金及び貴金屬の地金を出納保管すること。

十 貴金屬の地金を配給すること。

十一 製造品の受注及び発注を行うこと。

十二 所管行政の総合調整を行うこと。

十三 前各号に掲げるものの外、造幣廳の任務を遂行するため必要な事務で、作業部の所掌に属さないものを行うこと。

(作業部の業務)

第四十六條 作業部においては、左の業務をつかさどる。

- 一 貨幣を製造し、旧貨幣等を鑄つぶすこと。
- 二 章はい、記章、極印、合金及び金屬工藝品を製造すること。
- 三 金、銀その他の重要金屬の地金及びその陶たかすを精製すること。
- 四 重要金屬の地金及び鉱物を分析及び試験すること。
- 五 貴金屬の地金及び製品の品位を証明すること。
- 六 貨幣地金その他の物品の試金を行うこと。

(研究所及び病院)



第四十七條 造幣廳に、その所掌する作業の研究を行わせるため、研究所を、造幣廳部内職員の診療を行わせるため、病院を置く。

2 研究所及び病院の内部組織は、大藏省令で定める。

(支廳及び出張所)

第四十八條 造幣廳の所掌事務の一部を分掌させるため、東京都及び廣島縣佐伯郡五日市町に支廳を、熊本市に出張所を置く。その名称及び内部組織は、大藏省令で定める。

第四節 印刷廳

(任務及び長)

第四十九條 印刷廳は、印刷事業を行うことを主たる任務とする。

2 印刷廳の長は、印刷廳長官とする。

(権限)

第五十條 印刷廳は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで及び第四十六号から第四十九号までに掲げる権限を行使する。

(内部部局)

第五十一條 印刷廳に、長官官房及び左の二部を置く。

業務部

製造部

(長官官房の事務)

第五十二條 長官官房においては、印刷廳の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

と。

七 行政財産及び物品を管理すること。

(製造部の事務)

第五十四條 製造部においては、左の事務をつかさどる。

一 日本銀行券、紙幣、國債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他証券類及び印刷物の印刷並びに印刷廳の業務上必要な用紙類の製造を行うこと。

二 関係の印刷工場及び用紙類製造工場に対し技術及び作業を指導監督すること。

三 機械その他の設備を管理すること。

(研究所、工場、教習所及び病院)

第五十五條 印刷廳に、左の上欄に掲げる研究所その他の機関を置く。その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
研究所	印刷及び製紙に関する研究を行うこと。
工場	印刷及び製紙を行うこと。
教習所	印刷及び製紙に従事する職員に対し、職務上必要な教習を行うこと。
病院	印刷廳部内職員の診療を行うこと。

2 前項に掲げる研究所その他の機関の内部組織は、大藏省令で定める。

(出張所)

第五十六條 印刷廳の所掌事務の一部を分掌させるため、岡山市、

大藏省設置法

二 長官の官印及び廳印を管守すること。

三 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

四 所管行政に関する調査、統計の作製及び資料の収集並びに印刷物の頒布及び刊行を行うこと。

五 公文書類を接受、発送、編集及び保存すること。

六 所管行政の考査を行うこと。

七 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する施設をなし、これを管理すること。

八 所管行政の総合調整を行うこと。

九 前各号に掲げるものの外、印刷廳の任務を遂行するため必要な事務で他部の所掌に属さないものを行うこと。

(業務部の事務)

第五十三條 業務部においては、左の事務をつかさどる。

一 日本銀行券、紙幣、國債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他証券類及び印刷物の印刷計画並びに印刷廳の業務上必要な用紙類の製造計画を樹立すること。

二 官報、法令全書、その他の刊行物を編集、製造及び発行すること。

三 通貨等の製造工場を管理及び監督すること。

四 すき入紙の製造の取締を行うこと。

五 印刷廳の業務上必要な物資を調達すること。

六 経費及び収入の予算及び決算を作製し、会計事務を行うこと。

出雲市、松山市、高知市及び徳島縣三好郡池田町に印刷廳の出張所を置く。その名称及び内部組織は、大藏省令で定める。

第四章 職員

(職員)

第五十七條 大藏省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の定めるところによる。

(定員)

第五十八條 大藏省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

第五章 公團

(酒類配給公團)

第五十九條 大藏省所轄の公團は、酒類配給公團とする。

2 酒類配給公團に関しては、酒類配給公團法(昭和二十二年法律第二百七十二号)の定めるところによる。

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、附則第二項中高等財務講習所官制の廃止に関する部分は、同年七月二十日から施行する。

2 左の勅令及び政令は、廃止する。但し、法律(法律に基く命令を含む)に別段の定がある場合を除く外、従前の機関及び職員はこの法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

大藏省官制(昭和十七年勅令第七百四十三号)



大藏省に顧問を置くことに関する勅令(昭和二十年勅令第五百一号)

経済の再建整備に関する法律の施行に関する大藏大臣主管事務の所掌部局等に関する勅令(昭和二十一年勅令第五百四十四号)

大藏省給與局臨時設置制(昭和二十一年勅令第三百四十号)

大藏省管理局臨時設置制(昭和二十一年勅令第二百九十二号)

高等財務講習所官制(昭和二十二年政令第六十九号)

財務講習所官制(昭和十六年勅令第五百二十七号)

財務局官制(昭和十六年勅令第七百六十号)

税関官制(昭和二十一年勅令第二百九十三号)

税務署官制(明治三十五年勅令第二百四十二号)

証券取引委員会事務局令(昭和二十三年政令第四百四号)

会計士管理委員会事務局令(昭和二十三年政令第六百六十七号)

専賣局官制(大正十年勅令第三百号)

造幣局官制(明治四十三年勅令第四十号)

造幣局における金属工藝品の製造に関する勅令(昭和二十一年勅令第二十九号)

印刷局官制(昭和十八年勅令第八百九号)

附則第一項但書及び前項但書の規定は、職員に定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

4 政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中、「次長は大藏省給與局長」を削る。

同條第三項を次のように改める。

3 内閣総理大臣は、専任の部員の外、各省各廳において給與又は会計に関する事務を担当する職員のうちから、新給與実施本部の部員として勤務すべきことを命ずることができる。但し、部員となつた者も、國家公務員法の適用を免除されるものではない。

参照

○臨時宅地賃賃價格修正法(昭和二十四年五月十九日法律第八十五号)

第三條第一項(本書法律第八十五号) 同條第二項

○政府職員の新給與實施に関する法律

(昭和二十三年五月三十一日法律第四十六号)

第五條(第二項) 本部長は、内閣官房長官、次長は大藏省給與局長をもつてあつてはならない。

同條(第三項) 部員は、各省各廳において給與事務を担当する職員で内閣総理大臣が新給與実施本部に勤務すべきことを命じたものをもつてあつてはならない。但し、これらの職員で部員となつた者も國家公務員法の適用を免除されるものではない。

◎大藏省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律

昭和二十四年五月三十一日公布 法律第百四十五号 大藏大臣署名 昭和二十四年六月一日一部施行 同 昭和二十五年三月一日一部施行

大藏省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律

第一條 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十七條第二項及び第二十條第二項中「内閣総理大臣」の下に「法務總裁」を加える。

第二十一條中「内閣」の下に「総理府、法務府」を加える。

第二條 國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二條中「法務廳」を「法務府」に、「印刷局」を「印刷廳」に、「造幣局」を「造幣廳」に改める。

第三條 國有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十七條第四項中「法務廳」を「法務府」に改める。

第四條 造幣局特別会計法(大正四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。 造幣廳特別会計法

大藏省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律

第一條及び第二條第一項中「造幣局」を「造幣廳」に改める。

附則第二項中「造幣局資金」を「造幣廳資金」に改める。

第五條 造幣局資金拂出に関する法律(昭和七年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第六條 造幣局の資金に関する法律(昭和十八年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第一條中「造幣局据置運轉資本」を「造幣廳据置運轉資本」に、「造幣局資金」を「造幣廳資金」に改める。

第七條 造幣局据置運轉資本の増加等に関する法律(昭和二十四年法律第八号)の一部を次のように改正する。

題名及び第一條第一項中「造幣局据置運轉資本」を「造幣廳据置運轉資本」に、同條第二項中「造幣局資金」を「造幣廳資金」に改める。

第八條 日本專賣公社法施行法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十三條を次のように改める。

(專賣局及び印刷局特別会計法の改正)

第十三條 專賣局及び印刷局特別会計法(昭和二十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。 印刷廳特別会計法

本則中「各会計」を「この会計」に改める。



大藏省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律

第一條中「專賣局及び印刷局」を「印刷廳」に改め、「各々」を削る。

第二條中「專賣局特別会計及び印刷局特別会計」を「印刷廳特別会計」に改める。

第三條中「夫々」を削る。

第四條中「夫々專賣局及び印刷局」を「印刷廳」に改める。

第九條 印刷局特別会計の固有資本の増加に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律(昭和二十四年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「印刷局特別会計」を「印刷廳特別会計」に改める。

第十條 專賣局特別会計、印刷局特別会計及びアルコール專賣事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律(昭和二十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

題名中「專賣局特別会計、印刷局特別会計」を「印刷廳特別会計」に改める。

第一條中「專賣局特別会計、印刷局特別会計」を「印刷廳特別会計」に、「專賣局及び印刷局特別会計法」を「印刷廳特別会計法」に改める。

附則第六項中「印刷局特別会計」を「印刷廳特別会計」に改める。

第十一條 預金部預金法(大正十四年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四條中「預金部資金運用委員会」を「預金部資金運用審議会」

に改める。

第十二條 政府貸付金処理に関する法律(昭和十年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一項中「委員会」及び第二項中「前項ノ委員会」を「政府貸付金処理審議会」に改める。

第十三條 産金法(昭和十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十一條の四及び第十四條中「金委員会」を「金審議会」に改める。

第十四條 酒税法(昭和十五年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第三項及び第四項中「酒類委員会」を「酒類審議会」に改める。

第十五條 稅務代理士法(昭和十七年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第四條中「主務大臣」を「國稅廳長官」に、「稅務代理士誣衞委員会」を「稅務代理士誣衞審議会」に改める。

第十一條第一項中「財務局」を「國稅局」に、同條第二項中「主務大臣」を「國稅廳長官」に改める。

第十四條及び第十六條から第十九條までの中「主務大臣」を「國稅廳長官」に改める。

第二十條中「主務大臣」を「國稅廳長官」に、「財務局長」を「國稅局長」に改める。

第十六條 復興金融庫法(昭和二十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

「復興金融委員会」を「復興金融審議会」に改める。

第十七條 戦時補償特別措置法(昭和二十一年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項及び第三項中「戦時補償特別稅審查委員会」を「戦時補償特別稅審查会」に改める。

第十八條 財產稅法(昭和二十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第三項及び第五項中「不動産評價委員会」を「不動産評價審議会」に改める。

第三十條第四項及び第六項中「株式等評價委員会」を「株式等評價審議会」に改める。

第四十六條第一項、第三項、第五項及び第七項中「財產調査委員会」を「財產調査会」に改める。

第五十二條中「財產審查委員会」を「財產審查会」に改める。

第十九條 政府の契約の特例に関する法律(昭和二十一年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項及び第四項中「特定契約委員会」を「特定契約審査会」に改める。

第二十條 増加所得稅法(昭和二十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第七條中「増加所得稅調査委員会」を「増加所得稅調査」に改め

大藏省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律

第二十一條 土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十三條及び第四十六條中「土地賃貸價格調査委員会」を「土地賃貸價格調査会」に改める。

第二十二條 家屋台帳法(昭和二十二年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第九條及び第二十八條中「家屋賃貸價格調査委員会」を「家屋賃貸價格調査会」に改める。

第二十三條 大藏省預金部等の債権の條件変更等に関する法律(昭和二十二年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一條中「預金部資金運用委員会」を「預金部資金運用審議会」に改める。

第三條中「預金部資金運用委員会」を「預金部資金運用審議会」に、「政令で定める委員会」を「簡易生命保險郵便年金事業審議会」に改める。

第二十四條 臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「金利調整委員会(以下委員会という。)」を「金利調整審議会(以下審議会という。)」に改める。

第六條、第七條第一項、第十條、第十一條第一項及び第十二條中「委員会」を「審議会」に改める。

第七條第二項及び第九條中「委員長」を「会長」に改める。



大藏省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律

第二十五條 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三三号)の一部を次のように改正する。

- 目次中「会計士管理委員会」を「公認会計士審査会」に改める。
- 第七條第四号中「会計士管理委員会」を「大藏省令」に改める。
- 第十二條第一項中「会計士管理委員会」を「大藏大臣」に、同條第二項中「会計士管理委員会規則」を「大藏省令」に改める。
- 第十五條を次のように改める。

(試験の執行)

- 第十五條 大藏省に、公認会計士試験委員を置く。
- 2 公認会計士試験は、公認会計士試験委員が、これを行う。
- 3 公認会計士試験は、毎年一回以上、これを行う。

- 第十六條中「会計士管理委員会規則」を「大藏省令」に改める。
- 第十七條第一項中「会計士管理委員会規則」を「大藏省令」に改める。
- 第十八條中「会計士管理委員会」を「大藏省」に改める。
- 第十九條第一項及び第三項並びに第二十一條中「会計士管理委員会」を「大藏大臣」に改める。
- 第二十二條中「会計士管理委員会規則」を「大藏省令」に改める。
- 第二十三條中「会計士管理委員会は、会計士管理委員会規則をもつて、」を削り、「事項を定めることができる。」を「事項は、政令で定める。」に改める。
- 第三十條中「会計士管理委員会は、」を「大藏大臣は、公認会計士審査会の議決を経て、」に改める。

第三十一條中「会計士管理委員会規則」を「この法律に基く大藏省令」に、「会計士管理委員会は、」を「大藏大臣は、公認会計士審査会の議決を経て、」に改める。

第三十二條第一項から第三項までの中「会計士管理委員会」を「大藏大臣」に、同條第四項中「前二條の規定による懲戒の処分をしようとするときは、会計士管理委員会は、」を「前二條の懲戒事件の審査をしようとするときは、公認会計士審査会は、」に改め、同條第五項中「懲戒の処分は、」の下に「公認会計士審査会が、」を、「事実があると認め」の下に、「その旨を大藏大臣に報告し」を加える。

第三十三條中「会計士管理委員会」を「大藏大臣」に、同條第二項中「会計士管理委員会事務局の職員」を「当該職員」に改める。

第三十四條中「会計士管理委員会」を「大藏大臣」に改める。

第六章 会計士管理委員会を「第六章 公認会計士審査会」に改める。

第三十五條を次のように改める。

(公認会計士審査会の設置)

第三十五條 第三十條及び第三十二條の規定による懲戒事件の審査をさせ、大藏大臣の諮問に應じて、公認会計士試験、会計士補に対する実務補習その他公認会計士及び会計士補に関する重要な事項を調査審議させるため、大藏省に、公認会計士審査会を置く。

2 大藏大臣は、左の各号に掲げる行爲をしようとする場合にお

いては、あらかじめ公認会計士審査会に諮問しなければならない。

一 この法律を改正する法律案及び第二十三條の規定に基く政令案の立案

- 二 第七條第四号、第十二條第二項、第十六條、第二十二條、第五十七條の二及び第五十九條の規定に基く大藏省令の制定
- 三 第十二條第一項の規定に基く実務補習の機関の認定
- 四 公認会計士試験委員の任命
- 五 特別公認会計士試験の試験期日の決定
- 六 第五十七條第二項第三号の指定及び同項第六号の認定
- 3 公認会計士審査会は、第一項に規定する重要な事項に関し、大藏大臣に対して、随時意見を述べることができる。
- 第三十六條第一項並びに第三十八條第四号及び第五号中「会計士管理委員会」を「公認会計士審査会」に改める。
- 第四十條の見出し、第一項及び第三項中「委員長」を「会長」に改め、同條第二項を次のように改める。
- 2 会長は、公認会計士審査会の会務を総理する。
- 第四十一條中「会計士管理委員会」を「公認会計士審査会」に、「委員長」を「会長」に改める。
- 第四十二條から第四十六條までを次のように改める。
- 第四十二條から第四十六條まで 削除
- 第五十七條第一項から第三項までの中「会計士管理委員会」を

大藏省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律

「大藏大臣」に改める。

第五十七條の二中「会計士管理委員会規則」を「大藏省令」に改める。

第五十八條中「会計士管理委員会規則の定めるところにより、会計士管理委員会の定める試験機関が、」を「公認会計士試験委員が、」に改める。

第五十九條中「会計士管理委員会が、これを」を「大藏省令」で改める。

第六十條を次のように改める。

第六十條 削除

第六十四條後段を次のように改める。

この場合において、第九條中「計理士懲戒委員会」議決ニ依リ」とあるのは、「公認会計士審査会」議決ニ依リ」と読み替へるものとする。

第二十六條 大藏省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中

国民金融審議会	国民金融公庫の總裁及 業務の推選を行ひ、 監督の資金計画を 他の国民金融公庫の 業務に關する重要な 事項について議決し、 大藏大臣に意見を述 べること。
---------	---



国民金融審議会	国民金融公庫の總裁及び監事の推薦 を行ひ、業務計画、資金計画その他 国民金融公庫の運営に関する重要な 事項について議決し、又は大藏大臣 に意見を述べること。
公認会計士審査 会	公認会計士及び会計士補の懲戒事件 について議決し、その他大藏大臣の 諮問に應じて、公認会計士及び会計 士補に関する重要な事項を調査審議 すること。
公認会計士試験 委員	公認会計士試験及び特別公認会計士 試験を行うこと。

に改める。

第二十七條 國家公務員のための國設宿舍に関する法律（昭和二十  
四年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第一号中「鉄道若しくは」を削る。  
第十八條第二項中「國有鉄道事業、通信事業」を「郵政事業、電  
氣通信事業」に改める。

第二十八條 昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に  
伴い発する命令に関する件に基く連合國占領軍の発行する弗表示  
軍票の取締等に関する命令（昭和二十一年大藏省令第一号）の一  
部を次のように改正する。

第一條中「通信官署」を「郵政官署」に改める。  
第二十九條 國稅犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の一部  
を次のように改正する。

第七條第三項中「財務局長」を「國稅廳長官、國稅局長」に改め  
る。  
第十一條第一項中「証憑集取ハ」の下に「國稅廳收稅官吏又ハ」を  
加ふる。

加え、「財務局又ハ」を「國稅局若ハ」に改め、同條第二項中「財務  
局收稅官吏」を「國稅局收稅官吏」に、同條第三項中「所轄財務局  
收稅官吏」を「所轄國稅局收稅官吏」に、同條第四項中「所轄財務局  
を「所轄國稅局」に改め、同條第一項の次に次の一項を加ふる。  
國稅廳收稅官吏ノ集取シタル間接國稅ニ關スル犯罪事件ノ証憑  
ニシテ重要ナル犯罪事件ニ關スルモノハ之ヲ所轄國稅局收稅官  
吏ニ、ソノ他ノモノハ之ヲ所轄稅務署收稅官吏ニ引継グベシ  
第十二條第一項中「收稅官吏」を「國稅局又ハ稅務署ノ收稅官吏」  
に、「所屬財務局」を「所屬國稅局」に、「他ノ財務局」を「他ノ國稅  
局」に、同條第三項中「財務局長」を「國稅局長」に改める。  
第十三條中「收稅官吏」を「國稅局又ハ稅務署ノ收稅官吏」に、「財  
務局長」を「國稅局長」に改め、同條に第一項として次の一項を加  
ふる。  
國稅廳收稅官吏間接國稅ニ關スル犯罪事件ノ調査ヲ終リタルト  
キハ之ヲ所轄國稅局長又ハ所轄稅務署長ニ通報スベシ  
第十四條第一項中「財務局長」を「國稅局長」に改め、同條第二項  
中「認ムルトキ」の下に「又ハ前條第一項ノ規定ニ依リ通報ヲ受ケ  
タル犯罪事件同條第二項各号ノ場合ニ該当スルトキ」を加ふる。  
第十七條第一項及び第十九條第一項中「財務局長」を「國稅局長」  
に改める。

第三十條 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のよ  
うに改正する。  
第四十五條から第四十六條の二までの中「大藏省」を「國稅廳」  
と改める。

に、「所轄財務局」を「所轄國稅局」に改める。

第四十六條中「又は財務局」を「又は國稅局」に改める。  
第三十一條 臨時宅地賃貸價格修正法（昭和二十四年法律第八十五  
号）の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「大藏大臣」を「國稅廳長官」に、同條第四項中  
「大藏次官」を「國稅廳長官」に改める。  
第七條第三項中「財務局」を「國稅局」に、同條第四項及び第六項  
中「財務局長」を「國稅局長」に改める。

第三十二條 たばこ專賣法（昭和二十四年法律第一百一十号）の一部を  
次のように改正する。  
第七十九條中「財務局長」を「國稅局長」に、同條第三項中「財務  
局」を「國稅局」に改める。

第三十三條 塩專賣法（昭和二十四年法律第一百十二号）の一部を次の  
ように改正する。  
第五十五條第二項中「財務局長」を「國稅局長」に改める。

第三十四條 しよう腦專賣法（昭和二十四年法律第一百三十三号）の一部  
を次のように改正する。  
第二十八條第二項中「財務局長」を「國稅局長」に改める。

第三十五條 地方税法（昭和二十三年法律第一百十号）の一部を次のよ  
うに改正する。  
第二百二十六條の二第二項中「財務局長」を「國稅局長」に、同條第  
三項及び第九項中「財務局」を「國稅局」に改める。

第三十六條 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一  
号）の一部を次のように改正する。  
大藏省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律

号）の一部を次のように改正する。

別表中「財務局」を「國稅局」に、「財務局長」を「國稅局長」に改め  
る。  
第三十七條 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次  
のように改正する。  
第七十四條及び第七十六條中「財務局」を「財務部」に改め  
る。

第三十八條 閉鎖機關令（昭和二十二年勅令第七十四号）の一部を次  
のように改正する。  
第二十五條中「財務局」を「財務部」に改める。  
第三十九條 特定財産管理令（昭和二十一年勅令第二百八十六号）の  
一部を次のように改正する。  
第七條中「財務局」を「財務部」に改める。

附則  
1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、第三  
十六條の規定は、中小企業等協同組合法施行後八月を経過した日  
から施行する。  
2 左の勅令は、廃止する。  
資金融通審査委員会官制（昭和十五年勅令第七百四十五号）  
納稅資金亡失責任審査委員会官制（昭和二十年勅令第九十八  
号）  
生命保險審査会官制（昭和二十年勅令第三百七十号）  
損害保險審査会官制（昭和二十年勅令第三百七十一号）



財産税委員会官制(昭和二十一年勅令第五百七十九号)  
税制調査会官制(昭和二十一年勅令第五百九十四号)  
財政收支調整調査会官制(昭和二十一年勅令第五百九十六号)  
金融制度調査会官制(昭和二十一年勅令第五百九十七号)

3 改正前の専賣局特別会計、印刷局特別会計及びアルコール専賣事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律の規定は、第十條の規定にかかわらず、日本専賣公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第二十九條第一項の規定においてその例による限りにおいて、なおその効力を有する。

4 この法律施行の際現に改正前の公認会計士法第十五條第一項に規定する試験機関に属する試験委員は、大藏大臣が改正後の同法第三十五條第二項第四号の規定により公認会計士審査会に諮問して任命した改正後の同法第十五條第一項の試験委員とみなす。

5 改正前の公認会計士法第十五條又は第五十八條に規定する試験機関が公認会計士試験又は特別公認会計士試験に關してなした行為は、改正後の同法第十五條第一項に規定する公認会計士試験委員が公認会計士試験又は特別公認会計士試験に關してしたもののみならず。

6 改正後の公認会計士法に基き、この法律施行後はじめて発せられる政令又は大藏省令で、改正前の公認会計士法に基き発せられた会計士管理委員会規則に規定する内容と同一の内容を規定するものについては、改正後の同法第三十五條第二項第一号又は第二号の規定は、適用しない。

7 改正前の公認会計士法第十九條の規定に基き会計士管理委員会に提出した登録申請書は、改正後の同條の規定に基き大藏大臣に提出したものとみなす。

参 照

○ 財政法 (昭和二十二年三月三十一日)  
法律第三十四号

第十七條(第二項) 内閣総理大臣及び各省大臣は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、歳出及び國庫債務負担行為の見積に関する書類を作成し、これを大藏大臣に送付しなければならない。  
第二十條(第二項) 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣(以下各省各廳の長という。)は、毎会計年度、第十八條の閣議決定のあった概算の範囲内で予定経費要求書及び國庫債務負担行為要求書を作成し、これを大藏大臣に送付しなければならない。

第二十一條 大藏大臣は、歳入予算明細書、衆議院、参議院、裁判所、会計検査院並びに内閣及び各省(以下各省各廳という。)の予定経費要求書及び國庫債務負担行為要求書に基いて予算を作成し、閣議の決定を経なければならない。

○ 政府貸付金処理ニ関スル法律

(昭和十年四月一日)  
法律第二十五号

(第一項) 本法施行の際現に存スル政府貸付金中勅令ノ定ムルモノニシテ其ノ貸付先ニ於テ既定ノ條件ヲ以テシテハ元利金ノ支拂ヲ爲スコトヲ著シク困難ト爲レルモノ其ノ他特殊ノ事由ア

ルモノニ付テハ政府ハ公益ノ爲必要アリト認ムル場合ニ限り委員会ノ議ヲ經テ貸付條件又ハ延滞セル元利金ノ支拂方法ヲ変更スルコトヲ得

(第二項) 前項ノ委員会ノ組織及権限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○ 公認会計士法 (昭和二十三年七月六日)  
法律第三百三十三号

(第一次試験の免除)

第七條 左の各号の一に該当する者に対しては、第一次試験は、これを免除する。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学を卒業した者又は同法第五十七條第二項の規定によりこれと同等以上の学力があると認められた者

二 旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)による高等学校高等科、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大  
学予科又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を卒業し、又は修了した者

三 高等試験予備試験に合格した者

四 前二号に該当する者の外、会計士管理委員会定めるところにより、前二号の一に該当する者と同等以上の一般的学力を有すると認められた者

(実務補習)

第十二條(第一項) 実務補習は、会計士補に対して、公認会計士となるのに必要な技能を修習させるため、公認会計士の事務所その他会計士管理委員会の認定する機関においてこれを行う。

大藏省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律

同條(第二項) 実務補習について必要な事項は、会計士管理委員会規則をもつて、これを定める。

(試験の執行)

第十五條 公認会計士試験は、会計士管理委員会規則の定めるところにより、会計士管理委員会の定める試験機関が、これを行う。

2 公認会計士試験は、毎年一回以上、これを行う。

(試験の細目)

第十六條 この法律に定めるものの外、公認会計士試験に關し必要な事項は、会計士管理委員会規則をもつて、これを定める。

(登録の義務)

第十七條(第一項) 公認会計士又は会計士補となる資格を有する者が、公認会計士又は会計士補となるには、公認会計士名簿又は会計士補名簿に、氏名、生年月日、事務所その他会計士管理委員会規則をもつて定める事項の登録を受けなければならない。

(名簿)

同條(第三項) 第一項の登録の有効期間満了の後引き続き公認会計士又は会計士補であるとする者は、更新の登録を受けなければならない。

(名簿)

第十八條 公認会計士名簿及び会計士補名簿は、会計士管理委員会に、これを備える。

(登録の手続)



第十九條(第一項) 第十七條第一項又は第三項の登録を受けようとする者は、登録申請書を会計士管理委員会に提出しなければならない。

同條(第二項) 第十七條第一項の登録の申請書には、公認会計士又は会計士補となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

同條(第三項) 会計士管理委員会は、前二項の規定により書類の提出があつた場合には、遅滞なく第十七條第一項又は第三項の登録をしなければならない。

(登録の抹消)

第二十一條 左の各号の一に該当する場合には、会計士管理委員会は、公認会計士又は会計士補の登録を抹消しなければならない。

- 一 公認会計士又は会計士補がその業務を廃止したとき。
- 二 公認会計士又は会計士補が死亡したとき。
- 三 第四條各号の一に該当するに至つたとき。
- 四 登録の有効期間の満了の際、更新の登録の申請がなかつたとき。

(登録の細目)

第二十二條 この法律に定めるものの外、登録の手続、登録の抹消、公認会計士名簿、会計士補名簿その他登録に関して必要な事項は、会計士管理委員会規則をもつて、これを定める。

(外國の法令による有資格者に関する特例)

委員会は、事件について必要な調査をしなければならない。

同條(第三項) 会計士管理委員会は、公認会計士又は会計士補に前二條に該当する事実があると思料するときは、職権をもつて、必要な調査をすることができる。

同條(第四項) 前二條の規定による懲戒の処分をしようとするときは、会計士管理委員会は、当該公認会計士又は会計士補にあらかじめ、その旨を通知し、それらの者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を與えるためこれを聴問しなければならない。

同條(第五項) 前二條の規定による懲戒の処分、前項の規定による聴問を行った後、相当な証拠により前二條に該当する事実があると思料した場合においてこれを行う。

(調査のための権限)

第三十三條(第一項) 会計士管理委員会は、前條第二項又は第三項の規定により事件について必要な調査をするため、左の各号に掲げる処分をすることができる。

- 一 事件関係人若しくは参考人に出頭を命じて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
- 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。
- 三 帳簿書類その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。

同條(第二項) 会計士管理委員会は、相当と認めるときは、会計士管理委員会事務局の職員をして、前項の処分をさせることができる。

大藏省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律

第二十三條 会計士管理委員会は、会計士管理委員会規則をもつて、外國の法令により公認会計士に相当する資格を有する者に対する公認会計士試験の免除及びその者の登録に関する事項を定めることができる。

(虚偽又は不当の証明についての懲戒)

第三十條(第一項) 公認会計士が、故意に、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合には、会計士管理委員会は、一年以内の業務の停止又は登録の抹消の処分をすることができる。

同條(第二項) 公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、

錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合には、会計士管理委員会は、戒告又は一年以内の業務の停止の処分をすることができる。

(一般の懲戒)

第三十一條 公認会計士又は会計士補がこの法律又は会計士管理委員会規則に違反したときは、会計士管理委員会は、第二十九條各号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

(懲戒の手続)

第三十二條(第一項) 何人も、公認会計士又は会計士補に前二條に該当する事実があると思料するときは、会計士管理委員会に対し、その事実を報告し、適當な措置をとるべきことを求めることができる。

同條(第二項) 前項に規定する報告があつたときは、会計士管理

できる。

(調書の作成及び公開並びに懲戒処分公告)

第三十四條 会計士管理委員会は、事件について必要な調査をしたときは、その要旨を調書に記載し、且つ、前條に規定する処分があつたときは、特にその結果を明らかにして置かなければならない。

2 利害関係人は、会計士管理委員会に対し、前項の調書の縦覧を求め、又は実費を支弁して、その謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

3 会計士管理委員会は、第三十條又は第三十一條の規定による懲戒の処分をしたときは、その旨を公告しなければならない。

第六章 会計士管理委員会

(会計士管理委員会の設置)

第三十五條 公認会計士及び会計士補並びに公認会計士試験に関する事項を管理し、公認会計士及び会計士補を監督するため、会計士管理委員会を置く。

2 会計士管理委員会は、大藏大臣の所轄に属する。

(委員)

第三十六條(第一項) 会計士管理委員会は、委員五名をもつて、これを組織する。

(委員の身分保障)

第三十八條 委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、在任中その意に反して罷免されることがない。



四 会計士管理委員会により、心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと決定された場合

五 会計士管理委員会により、職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行があると決定された場合

(委員長)

第四十條(第一項) 委員長は、委員のうちから、大藏大臣が、これを命ずる。

同條(第二項) 委員長は、会計士管理委員会の会務を総理し、会計士管理委員会を代表する。

同條(第三項) 大藏大臣は、あらかじめ委員のうちから、委員長が故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(議事)

第四十一條 会計士管理委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 会計士管理委員会の議事は、出席者の過半数をもって、これを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員は、自己に関係のある議事については、議決に加わることができない。

4 会計士管理委員会が第三十八條第四号又は第五号の規定による決定をするには、第一項及び第二項の規定にかかわらず、本人を除く全委員の一致がなければならない。

(委員の報酬)

された者及び左の各号の掲げる職の一又は二以上に在つてその職に在つた年数を通算して五年以上になる者は、特別公認会計士試験を受けることができる。

一 計理士

二 学校教育法による大学、旧大学令による大学、旧高等学校令による高等学校高等科又は旧専門学校令による専門学校における商学に属する科目の教授、助教授又は講師

三 行政機関において会計検査、銀行検査、法人税又は会社その他の団体の財務に関する行政事務を直接担当する職であつて会計士管理委員会の指定するもの

四 銀行、信託会社、保険会社若しくは特別の法律により設立された法人であつてこれらに準ずるものにおいて、貸付その他資金の運用(貸付先の経理についての審査を含む。)又は会計に関する事務を担当する地位であつて課長又はこれに準ずるもの以上に相当するもの

五 前号に掲げるものを除く外、会社又は特別の法律により設立された法人において会計に関する事務を担当する地位であつて課長又はこれに準ずるもの以上に相当するもの

六 商学又は財務に関する研究又は調査を目的とする機関で会計士管理委員会の認定するものにおける研究又は調査についての責任ある地位

3 國家公務員法施行前における一級官又は二級官の職であつて会計検査、銀行検査、法人税又は会社その他の団体の財務に関する

大藏省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律

八九

第四十二條 委員は、予算の範囲内で、一般職の國家公務員の最高の俸給よりも高く國務大臣の俸給よりも低い額の範囲内で大藏大臣の定める額の報酬を受ける。

(事務局)

第四十三條 会計士管理委員会の事務を処理させるため、会計士管理委員会に事務局を附置する。

(地方の事務所)

第四十四條 会計士管理委員会は、その監督の下に、財務局をして、会計士管理委員会事務局の事務の一部を掌らせることができる。

(秘密を守る義務)

第四十五條 委員又は委員の職にあつた者は、正当な理由がなく、その職務執行に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。

(会計士管理委員会規則)

第四十六條 会計士管理委員会は、この法律で委任された事項その他その職務を行うために必要な事項について、会計士管理委員会規則を制定し、改正し、又は廃止することができる。

2 会計士管理委員会規則は、官報をもつて、これを公布する。

第五十七條(第一項) 昭和二十三年八月一日から二年以内限り、会計士管理委員会の定める時期に、特別公認会計士試験を行う。

同條(第二項) 商学に属する科目に関する研究により学位を授與

する行政事務を直接担当したものは、前項の規定の適用については、これを同項第三号の規定により会計士管理委員会の指定した職とみなす。

第五十七條の二 特別公認会計士試験の合格者を定める場合には、試験科目の成績により定める外、必要に應じ、受験者が前條第二項各号に掲げる職に在つた年数をしんじやくして定めることができる。

2 前項の規定による年数のしんじやくの方法については、会計士管理委員会規則で定める。

第五十八條 特別公認会計士試験は、会計士管理委員会規則の定めるところにより、会計士管理委員会の定める試験機関が、これを行う。

第五十九條 特別公認会計士試験の時期、場所、試験科目及び試験の方法については、会計士管理委員会が、これを定める。

第六十條 会計士管理委員会の第一期の委員は、第三十六條第二項の規定にかかわらず、公認会計士以外の者であつて同項に規定する他の條件を備えるものうちから、これを任命することができる。

2 会計士管理委員会の第一期の委員の任期は、第三十七條第一項の規定にかかわらず、二年とする。

3 会計士管理委員会の第二期の委員の任期は、第三十七條第一項の規定にかかわらず、そのうち一人については、一年、二人については、二年、二人については、三年とする。

八九



大藏省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律

4 前項に規定する各委員の任期は、大藏大臣が、これを指定する。

第六十四條 前條の規定により、計理士法第一條に規定する業務を営む者については、計理士法第四條、第五條第二項、第七條、第八條、第九條第一項、第十條第一項及び第十一條の規定は、なおその效力を有する。この場合において、第四條及び第八條中「主務大臣」とあるのは、「会計士管理委員会」と、第九條中「主務大臣ハ計理士懲戒審議会ノ議決ニ依リ」とあるのは、「会計士管理委員会ハ」と読み替へるものとする。

○大藏省設置法 (昭和二十四年五月三十一日 法律第四百四十四号)

第十三條(第一項) (本書法律第四百四十四号)

○國家公務員のための國設宿舍に関する法律 (昭和二十四年五月三十日 法律第四百十七号)

第十二條(第一項) (本書法律第四百十七号)

○國稅犯則取締法 (明治三十三年三月十七日 法律第六十七号)

第七條(第三項) 差押物件腐敗其ノ他損傷ノ虞アルトキハ財務局長又ハ稅務署長ハ之ヲ公賣ニ付シ其ノ代金ヲ供託スルコトヲ得  
第十一條(第一項) 犯則事件ノ証憑集取ハ事件発見地ヲ所轄スル財務局又ハ稅務署ノ收稅官吏ノヲ爲ス  
同條(第二項) 財務局收稅官吏ノ集取シタル証憑ハ之ヲ所轄稅務署收稅官吏ニ引継クヘシ但シ重要ナル犯則事件ノ証憑ニ付テハ

同條(第二項) 犯則者通告ノ旨ヲ履行スルノ資力ナシト認ムルトキハ前項ノ通告ヲ要セス直ニ告発スヘシ但シ沒收品ニ該當スル物品ニ付テハ納付ノ申出ノミヲ爲スヘキ旨ヲ通告スルコトヲ得

○臨時宅地賃賃價格修正法

(昭和二十四年五月十九日 法律第八十五号)

第三條(第三項) 本書法律第八十五号

○日本專賣公社法 (昭和二十三年十二月二十日 法律第二百五十五号)

(經理原則)

第二十九條(第一項) 公社の會計(價格及び料金に関するものを含む。以下本條中同じ。)に関しては、企業の能率的な運営を図るため公共企業体の會計に関する法律が制定施行されるまでは、公社を國の行政機關とみなし、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは省令に定める場合を除く外、專賣局及び印刷局特別會計法(昭和二十二年法律第三十六号)、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)、會計法(昭和二十二年法律第三十五号)、國有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)、その他従前の專賣局の事業の會計に関して適用される法令の規定の例によるものとする。

文部省設置法

此ノ限ニ在ラス

同條(第三項) 稅務署收稅官吏ノ集取シタル重要ナル犯則事件ノ証憑ハ之ヲ所轄財務局收稅官吏ニ引継クヘシ  
第十二條(第一項) 收稅官吏前各條ニ依リ質問、検査、領置、臨検、搜索又ハ差押ヲ爲スハ其ノ所属財務局又ハ所属稅務署ノ管轄区域内ニ限ル但シ既ニ着手シタル犯則事件ニ關聯シ他ノ財務局又ハ稅務署ノ管轄区域ニ於テ質問、検査、領置、臨検、搜索又ハ差押ヲ爲スヲ必要トスルトキハ此ノ限ニ在ラス  
同條(第三項) 財務局長ハ其ノ管轄区域外ニ於テ犯則事件ノ調査ヲ必要トスルトキハ之ヲ其ノ地ノ稅務署長ニ囑託スルコトヲ得  
第十三條 收稅官吏間接國稅ニ關スル犯則事件ノ調査ヲ終リタルトキハ之ヲ財務局長又ハ稅務署長ニ報告スヘシ但シ左ノ場合ニ於テハ直ニ告発スヘシ  
一 犯則嫌疑者ノ居所分明ナラサルトキ  
二 犯則嫌疑者逃走ノ虞アルトキ  
三 証憑湮滅ノ虞アルトキ

第十四條(第一項) 財務局長又ハ稅務署長ハ間接國稅ニ關スル犯則事件ノ調査ニ依リ犯則ノ心證ヲ得タルトキハ其ノ理由ヲ明示シ罰金若ハ科料ニ相當スル金額、沒收品ニ該當スル物品、徵收金ニ相當スル金額及書類送達並差押物件ノ運搬、保管ニ要シタル費用ヲ指定ノ場所ニ納付スヘキ旨ヲ通告スヘシ但シ沒收品ニ該當スル物品ニ付テハ納付ノ申出ノミヲ爲スヘキ旨ヲ通告スルコトヲ得

◎文部省設置法

(昭和二十四年五月三十一日公布 法律第四百四十六号) (文部大臣署名)  
昭和二十四年六月一日施行

目次

文部省設置法  
第一章 總則(第一條―第五條)  
第二章 本省  
第一節 内部部局(第六條―第十二條)  
第二節 國立の學校その他の機關(第十三條―第二十四條)  
第三節 地方支分部局(第二十五條―第二十八條)  
第三章 職員(第二十九條・第三十條)  
附則  
第一章 總則

(この法律の目的) 第一條 この法律は、文部省の所掌事務の範圍及び権限を明確に定めるとともに、その所掌事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(定義) 第二條 この法律の解釈に関しては、左の定義に従うものとする。  
一 「學術」とは、人文科学及び自然科学並びにそれらの應用の研究をいう。  
二 「文化」とは、藝術及び國民娛樂、國宝、重要美術品、史跡名



勝天然記念物その他の文化財、出版及び著作権並びにこれらに  
関する國民の文化的生活向上のための活動をいう。

三 「初等教育」とは、小学校及び幼稚園における教育をいう。

四 「中等教育」とは、中学校及び高等学校における教育（職業教  
育を含む。）をいう。

五 「特殊教育」とは、盲学校、ろう学校及び養護学校における教  
育をいう。

六 「社会教育」とは、公民教育、青少年教育、婦人教育、労働者  
教育等の社会人に対する教育、生活向上のための職業教育及び  
科学教育、運動競技、レクリエーション並びに図書館、博物  
館、公民館等の施設における活動をいう。

七 この法律で單に「教育」という場合には、学術及び文化を含むも  
のとす。

八 第十條中「社会教育」には、文化（出版及び著作権を除く。）を含  
むものとする。

（設置）

第三條 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三條第二  
項の規定に基づいて、文部省を設置する。

二 文部省の長は、文部大臣とする。

（文部省の任務）

第四條 文部省は、左に掲げる國の行政事務を一体的に遂行する責  
任を負う行政機関とする。

一 教育委員会、大学、研究機関（他の行政機関に属するものを

除く。以下同じ。）その他教育に関する機関に対し、専門的、  
技術的な指導と助言を與えること。

二 民主教育の体系を確立するための最低基準に関する法令案を  
その他教育の向上及び普及に必要な法令案を作成すること。

三 教育のための予算案の作成及び國庫支出金の割当、配分を行  
うこと。

四 教育のための物資の確保について援助すること。

五 大学及び研究機関の研究活動を連絡調整すること。

六 國際的な教育に関する國內における諸活動を連絡調整するこ  
と。

七 教育に関する調査研究を行い、及びその調査研究を行う機関  
に対し、協力し、又は協力を求めること。

八 教育に関する専門的、技術的な資料を作成し、及び刊行頒布  
すること。

九 前各号に掲げるもののほか、教育に関し、法律（これに基  
く命令を含む。）に基き文部省に属せしめられた事務を行うこ  
と。

（文部省の権限）

第五條 文部省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、  
左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これ  
に基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をす  
ること。

二 収入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び  
管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用  
資材等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理するこ  
と。

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をなし、及び管理する  
こと。

八 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な  
措置をとること。

十 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十一 文部省の公印を制定すること。

十二 廣く利用に供する適當な記録を整備すること。

十三 大学の設置及び所掌事務に関する法人の設立を認可するこ  
と。

十四 教育職員、学徒、研究者、著作家、藝術家並びに國際的な  
運動競技大会及び文化的会合の参加者等の諸外國との交換に関  
し、條約その他國際約束に従い、國際的取決めを交渉し、締結  
すること。

十五 所掌事務に関する國際會議の政府代表を選考し、關係行政

機関に勧告すること。

十六 在外研究員及び内地研究員を選考して、これを任命し、並  
びに個人的な研究のための海外旅行及び在外研究を援助するこ  
と。

十七 教育職員の研修について連絡し、及び援助を與えること。

十八 大学及び研究機関に、國庫支出金によつて支持される研究  
の計画及びその経費の見積を提出させること。

十九 所掌事務に関する國庫支出金及び物資を割り当て、配分す  
ること。

二十 自然物に関する調査研究、観察及び実習の場として、國立  
自然教育園を管理運営し、及び整備すること。

二十一 所掌事務に関する調査研究をし、その結果を利用に供  
し、及び教育に関する調査研究を行う機関に対し、協力し、又  
は必要がある場合調査研究を委託すること。

二十二 所掌事務に関する統計調査の資料及び結果を収集し、解  
釈し、及び刊行頒布すること。

二十三 教育委員会、大学、研究機関その他教育に関する機関  
に、報告書その他資料を提出させ、収集するための手続及び方  
式の基準を設定すること。

二十四 國家的又は國際的關心のある題目について、會議、研究  
會、討論會その他の催しを主催すること。

二十五 小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校、養護学  
校及び幼稚園に関し、教育課程、教科用図書その他の教材、施



文部省設置法

設、編制、身体検査、保健衛生、学校給食及び教育職員免許等についての最低基準に関する法令案を作成すること。

二十六 教育委員会、大学及び研究機関に関する法令案を作成すること。

二十七 前各号に掲げるもののほか、法律（これに基づく命令を含む。）に基き文部省に属せしめられた権限

文部省は、その権限の行使に当つて、法律（これに基づく命令を含む。）に別段の定がある場合を除いては、行政上及び運営上の監督を行わないものとする。

第二章 本省

第一節 内部部局

(内部部局)

第六條 本省に大臣官房及び左の五局を置く。

- 初等中等教育局
- 大学学術局
- 社会教育局
- 調査普及局
- 管理局

2 管理局に教育施設部を置く。

(大臣官房の事務)

第七條 大臣官房においては、文部省の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三 大臣の官印及び省印を管守すること。

四 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

五 各部局の準備した予算案に基いて、文部省所掌の予算案を作成する等予算に関する事務を処理すること。

六 経費及び収入の決算及び会計の監査に関すること。

七 行政財産及び物品を管理すること。

八 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

九 公報に関すること。

十 法令案の審査その他総合調整に関すること。

十一 渉外事務に関すること。

十二 前各号に掲げるもののほか、文部省の所掌事務で他部局の所掌に属さない事務に関すること。

2 大臣官房においては、前項に掲げる事務のほか、左の事務をつかさどる。

一 ユネスコに関する国内における諸活動及び各部局のユネスコに関する事務について連絡調整すること。

二 教育職員の給与その他の待遇及び福利厚生に関し、調査研究し、及び援助を興えること。

三 國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)に基き公立学校共済組合に関し、文部省に属せしめられた事務を処理すること。

四 宗教に関する情報、資料を収集し、及び宗教団体に関し、連絡すること。

五 教育職員及び教育関係公務員等の適格審査に関すること。

(初等中等教育局の事務)

第八條 初等中等教育局においては、初等教育、中等教育及び特殊教育に関し、左の事務をつかさどる。

一 初等教育、中等教育及び特殊教育に関する法令案を作成すること。

二 法律による最低基準に基く教育計画を推進助長し、且つ、その最低基準を越える初等教育、中等教育及び特殊教育の推進を指導すること。

三 左に掲げる事項のための予算案を準備すること。

イ 初等教育、中等教育及び特殊教育のための國庫補助金

ロ 専門的、技術的な援助及び資料を興える等この局の所掌事務の遂行に必要な経費

四 義務教育費國庫負担法(昭和十五年法律第二十二号)に基き文部省に属せしめられた事務を処理すること。

五 左のような方法によつて、学校管理、学校の施設、教育課程、特別教育活動、生徒指導、教授法その他初等教育、中等教育及び特殊教育のあらゆる面について、教育職員その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を興えること。  
イ 手引書、指導書、会報、パンフレットその他の専門的出版物を作成し、及び利用に供すること。

文部省設置法

六 初等教育、中等教育及び特殊教育に関する基礎的調査研究を行い、その結果及びそれを学校に関する諸問題に適用することについての情報を提供すること。

七 初等教育、中等教育及び特殊教育に関する統計調査を行い、必要な資料を収集し、解釈し、及びこれらの結果を利用に供し、又はそれらに関し、指導し、若しくは協力すること。

八 教材教具等の解説目録を作成し、及びそれを利用に供すること。

九 職業指導に関し、援助と助言を興えること。

十 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基き高等学校並びに盲学校、ろう学校及び養護学校の行う通信教育に関し、援助と助言を興えること。

十一 学校における保健衛生及び学校給食に関し、援助と助言を興えること。

十二 初等教育、中等教育及び特殊教育についての國際的事項に関する國內事務を処理すること。

十三 小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校



- 及び幼稚園に準ずる各種学校に関し、援助と助言を興えること。
- 十四 小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園(これらの学校に準ずる各種学校を含む。)に関する法人の設立の認可について、管理局に対し、勧告すること。
- 十五 この局の所掌事務につき、法律によつて設置された審議会等に対し、事務的、技術的な援助を興えること。
- 十六 前各号に掲げるもののほか、初等教育、中等教育及び特殊教育に関し、文部省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(大学学術局の事務)

- 第九條 大学学術局においては、左の事務をつかさどる。
  - 一 大学教育及び学術に関する法令案を作成すること。
  - 二 大学教育及び学術の発達及び普及、奨励に関し、指導と助言を興えること。
  - 三 左に掲げる事項のための予算案を準備すること。
    - イ 大学教育及び学術のための國庫補助金
    - ロ 専門的、技術的な援助及び資料を興える等この局の所掌事務の遂行に必要な経費
  - 四 左のような方法によつて、大学教育及び学術のあらゆる面について、教育職員、研究者その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を興えること。
    - イ 専門的出版物を作成し、及び利用に供すること。
    - ロ 大学教育及び学術に関する全国的、地域的又はその他の研

究集会、講習会、会議その他の催しを主催し、又はそれに参加すること。

- 五 大学教育及び学術に関する統計調査を行い、必要な資料を収集し、解釈し、及びこれらの結果を利用に供し、又はそれらに關し指導し、若しくは協力すること。
- 六 学校教育法に基き大学の行う通信教育に関し、援助と助言を興えること。
- 七 奨学及び学徒の厚生援護に関し、援助と助言を興えること。
- 八 大日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)に基き文部省に属せしめられた事務を処理すること。
- 九 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)に基き文部省に属せしめられた事務を処理すること。
- 十 教員及び研究者の養成計画に関し、連絡調整を行い、及び援助、助言を興えること。
- 十一 日本学術会議その他の学術団体との連絡に関すること。
- 十二 研究者及び研究事業に関する目録を作成し、及び利用に供すること。
- 十三 大学及び研究機関の研究結果の頒布を援助すること。
- 十四 教育機関及び研究機関に対し、学術に関する情報の提供その他の便宜を興えること。
- 十五 自然物に関する調査研究、観察及び実習の場として、國立自然教育園を管理運営し、及び整備すること。
- 十六 史料の収集、保存、及び利用に関する事務を処理すること。

ロ 専門的、技術的な援助及び資料を興える等この局の所掌事務の遂行に必要な経費

- 十七 大学教育及び学術に関し、外國との教育職員、学徒、研究者及び出版物の交換並びにユネスコその他の國際機關、國際會議その他の國際的事項に関する國內事務を処理すること。
  - 十八 國費による在外研究員及び内地研究員の任命に関する事務を処理し、並びに個人的な研究のための海外旅行及び在外研究を援助すること。
  - 十九 外國人留学生に関し、援助と助言を興えること。
  - 二十 大学に準ずる各種学校に関し、援助と助言を興えること。
  - 二十一 大学(大学に準ずる各種学校を含む。)及び学術に関する法人の設立の認可について、管理局に対し、勧告すること。
  - 二十二 この局の所掌事務につき、法律によつて設置された審議会等に対し、事務的、技術的な援助を興えること。
  - 二十三 前各号に掲げるもののほか、大学教育及び学術に関し、文部省の権限として法令の定める事項を処理すること。
- (社会教育局の事務)
- 第十條 社会教育局においては、社会教育に関し、左の事務をつかさどる。
- 一 社会教育に関する法令案を作成すること。
  - 二 社会教育の発達及び普及、奨励に関し、指導と助言を興えること。
  - 三 左に掲げる事項のための予算案を準備すること。
    - イ 社会教育のための國庫補助金

- 四 左のような方法によつて、社会教育のあらゆる面について、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を興えること。
- イ 適当な情報、資料を作成し、及び利用に供すること。
- ロ 社会教育に関する研究集会、講習会、会議、討論会、展示会その他の催しを主催し、又はそれに参加すること。
- ハ 社会教育のあらゆる面について、教育委員会その他の機關の求めに應じ、直接専門的、技術的な指導と助言を興えること。
- 五 社会教育に関する基礎的調査研究を行い、それを解釈し、及びその結果に関する情報を提供すること。
- 六 社会教育に関する統計調査を行い、必要な資料を収集し、解釈し、及びこれらの結果を利用に供し、又はそれらに關し、指導し、若しくは協力すること。
- 七 社会教育に有益な教材等の解説目録を作成し、及び利用に供すること。
- 八 学校教育法に基くものを除く通信教育に関し、援助と助言を興えること。
- 九 國宝、重要美術品、史跡名勝天然記念物その他の文化財の保存及び維持に関する事務を処理すること。
- 十 社会教育に関し、外國との社会教育指導者、著作家、藝術



家、運動競技者及び資料の交換並びにユネスコその他の国際機関、国際会議その他の国際的事項に関する国内事務を処理すること。

十一 社会教育に関する法人の設立の認可について、管理局に対し、勧告すること。

十二 この局の所掌事務につき、法律によつて設置された審議会等に対し、事務的、技術的な援助を與えること。

十三 前各号に掲げるもののほか、社会教育に関し、文部省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(調査普及局の事務)

第十一條 調査普及局においては、左の事務をつかさどる。

一 文部省の調査統計年次計画を立案すること。

二 文部省の所掌事務に関する一般的調査統計を行い、必要な資料を収集し、解釈し、及びこれらの結果を利用に供すること。

三 他部局及び教育委員会その他の機関の調査統計計画に対し、専門的、技術的な援助と助言を與えること。

四 他部局の求めに應じ、特殊の調査研究及び統計調査の結果の集計について援助を與えること。

五 他部局と協力して、外國の教育に関する事情を調査研究し、及びその結果についての情報を他部局、教育委員会、教育職員その他一般の利用に供すること。

六 この局及び他部局の調査研究及び統計調査の結果を取りまとめ、文部省の所掌事務に関する年次報告、要覽、時報その他を

編集し、及び頒布すること。

七 文部省の出版物の用語及び用語法を審査し、文体を定め、並びに体裁、意匠、さし絵及び図式に関する企画について他部局に対し、援助を與えること。

八 文部省が著作の名義を有する出版物の著作権を管理すること。

九 文部省が著作の名義を有する教科用図書その他の出版物、檢定教科用図書及び文部省の奨励する事業のために必要な用紙及びその副資材の需要量を総合調整すること。

十 前号の用紙及びその副資材について、決定された割当量に基いて、その割当方針を立てること。

十一 文部省から用紙の割当を受ける出版物の印刷、製本その他に必要な基準を設定し、及びこれらの出版物の價格を法令の範囲内で認可すること。

十二 文部省の出版物の印刷及び刊行頒布に関して、他部局に対し、援助を與えること。

十三 文部省の必要とする外國出版物の購入又は交換に関する事務を処理すること。

十四 國語審議会の答申の実施について企画し、他の政府機関、教育機関その他と連絡して、國語の改良及びその普及をはかること。

十五 文部省の計画及び政策に関し、公報を準備し、及び普及すること。

十六 この局の所掌事務につき、法律によつて設置された審議会等に対し、事務的、技術的な援助を與えること。

十七 この局の所掌事務に関する法令案を作成すること。

十八 この局の所掌事務に関する予算案を準備すること。

十九 前各号に掲げるもののほか、この局の所掌事務に関し、文部省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(管理局の事務)

第十二條 管理局においては、左の事務をつかさどる。

一 大学の設置、廃止及び設置者の変更の認可を行うこと。

二 文部省の所掌事務に関する法人の設立の認可等を行うこと。

三 著作権法(明治三十二年法律第三十九号)その他著作権に関する法令及び予約出版法(明治四十三年法律第五十五号)に基き文部省に属せしめられた事務を処理すること。

四 別に私立学校に関して規定する法律に基き文部省に属せしめられた事務を処理し、及び私立学校の運営について援助と助言を與え、又は関係部局に対し、勧告すること。

五 学校、研究機関、社会教育施設その他文部省の所掌事務に関する団体、機関の要求する施設の建設、復旧、維持及び運営並びに実習、実験及び研究等のための統制物資の需要量を取りまとめ、その需要計画を作成して関係行政機関に要求すること。

六 決定された割当量に基いて、前号の団体、機関に対するそれぞれの物資の割当計画を作成し、及び割当、配分を行うこと。

七 前二号のほか、入手困難な物資に関し、第五号の団体、機関

に対し、その入手についてあつ旋すること。

八 学校施設の基準の設定について、関係部局に対し、勧告し、及び学校施設の復旧整備に関し、教育委員会その他の機関に対し、援助と助言を與えること。

九 他部局と協力して、教育用品の規格を設定し、及び教育用品の解説目録を作成すること。

十 学校施設の確保に関する政令(昭和二十四年政令第三十四号)に基き文部省に属せしめられた事務を処理すること。

十一 國費の支弁に属する学校施設の復旧整備工事を行うこと。

十二 この局の所掌事務につき、法律によつて設置された審議会等に対し、事務的、技術的な援助を與えること。

十三 この局の所掌事務に関する法令案を作成すること。

十四 この局の所掌事務に関する予算案を準備すること。

十五 前各号に掲げるもののほか、この局の所掌事務に関し、文部省の権限として法令の定める事項を処理すること。

2 教育施設部においては、前項第五号から第十一号までに掲げる事務及びこれらに関する所掌事務につき第十二号から第十五号までに掲げる事務に相当する事務をつかさどる。

第二節 國立の学校その他の機関

(國立の学校等)  
第十三條 文部大臣の所轄の下に、國立の学校及び左の機関を置く。



文部省設置法

国立教育研究所

国立博物館

国立科学博物館

緯度観測所

統計数理研究所

国立遺傳学研究所

国立國語研究所

日本藝術院

(評議員会)

第十四條 前條の機関のうち、国立教育研究所、国立博物館、国立科学博物館、統計数理研究所及び国立遺傳学研究所にそれぞれ評議員会を置く。

2 評議員会は、それぞれの機関の事業計画、経費の見積、人事その他の運営管理に関する重要事項について、それぞれの機関の長に助言する。

3 それぞれの機関の長は、評議員会の推薦により、文部大臣が任命する。

4 評議員会は、二十人以内の評議員で組織する。

5 評議員は、学識経験のある者のうちから、文部大臣が任命する。

6 評議員の推薦、任期その他評議員会の組織及び運営の細目については、政令で定める。

(国立の学校)

することをつかさどる機関とする。

2 緯度観測所は、岩手縣に置く。

3 緯度観測所の内部組織は、文部省令で定める。

(統計数理研究所)

第二十條 統計数理研究所は、統計に関する数理及びその應用の研究をつかさどり、あわせてその研究の連絡及び促進をはかる機関とする。

2 統計数理研究所に附属統計技術員養成所を置き、統計技術員を養成せしめる。

3 統計数理研究所の内部組織は、文部省令で定める。

(国立遺傳学研究所)

第二十一條 国立遺傳学研究所は、遺傳に関する学理の総合研究及びその應用の基礎的研究をつかさどり、あわせて遺傳学研究の指導、連絡及び促進をはかる機関とする。

2 遺傳学研究所の内部組織は、文部省令で定める。

(国立國語研究所)

第二十二條 国立國語研究所については、国立國語研究所設置法(昭和二十三年法律第二百五十四号)の定めるところによる。

(日本藝術院)

第二十三條 日本藝術院は、藝術上の功績顯著な藝術家を優遇するために置かれる機関とする。

2 日本藝術院会員には、予算の範囲内で、文部大臣の定めるところにより、年金を支給することができる。

文部省設置法

第十五條 国立の学校については、国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の定めるところによる。

(国立教育研究所)

第十六條 国立教育研究所は、教育に関する实际的、基礎的研究調査を行う機関とする。

2 国立教育研究所の内部組織は、文部省令で定める。

(国立博物館)

第十七條 国立博物館は、美術品及び歴史資料を収集、保存して公衆の観覽に供し、あわせてこれに関連する調査研究及び事業を行う機関とする。

2 国立博物館は、東京都に置く。

3 国立博物館に奈良分館を置く。

4 国立博物館に美術研究所を置き、美術に関する調査研究を行わしめる。

5 国立博物館の内部組織は、文部省令で定める。

(国立科学博物館)

第十八條 国立科学博物館は、自然科学及びその應用に関する資料を収集、保存して公衆の観覽に供し、あわせてこれに関連する調査研究及び事業を行う機関とする。

2 国立科学博物館は、東京都に置く。

3 国立科学博物館の内部組織は、文部省令で定める。

(緯度観測所)

第十九條 緯度観測所は、緯度変化の観測、計算及びその研究に関

3 日本藝術院の内部組織、会員その他職員及び運営については、政令で定める。

(審議会等)

第二十四條 第十三條に掲げるもののほか、本省に左表の上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
教職員適格審査会	教職員の除去、就職禁止等に関する政令(昭和二十二年政令第六十二号)に基づき文部大臣の定める範囲の教育職員及び教育関係公務員等の適格審査を行うこと。
中央教職員適格審査会	教職員の除去、就職禁止等に関する政令に基づき教職不適者と判定された者の再審査及び教職不適者と指定された者の請求による恩給、手当等の復活の審査並びに同令附則第四項の規定に基づく審査を行うこと。
教育課程審議会	教育課程に関する事項を調査研究し、及び審議すること。
職業教育及び職業指導審議会	職業教育及び学校が行う職業指導に関する事項を調査審議すること。
通信教育審議会	文部大臣の諮問に應じて通信教育の認可、優良な通信教育の認定、通信教育用図書等の検定その他通信教育に関する重要事項を調査審議すること。
保健体育審議会	学校における保健、衛生教育及び体育、学校給食並びに運動競技に関する事項を調査審議すること。



学徒厚生審議会	奨学及び学徒の厚生援護に関する事項を調査審議すること。
教職員養成審議会	教育職員の養成制度及び現職教育に関する事項を調査審議すること。
学術奨励審議会	学術の奨励及び普及に関する事項を調査審議すること。
測地学審議会	測地学及び政府機関における測地事業計画に関する事項を審議すること。
社会教育審議会	公民教育、婦人教育その他社会教育一般に関する事項を調査審議すること。
青少年教育審議会	青少年団体、青少年の不良化防止及び教護並びに児童文化その他児童等の校外生活に関する事項を調査審議すること。
労働者教育審議会	労働者教育に関する事項を調査審議すること。
国宝保存会	文部大臣の諮問に應じて国宝保存法(昭和四年法律第十七号)に規定する事項その他国宝の保存に関する重要事項を調査審議すること。
重要美術品等調査審議会	文部大臣の諮問に應じて重要美術品等の保存に関する法律(昭和八年法律第四十三号)第一條の規定による輸出及び移出入の可否並びに同法第二條の規定による認定及びその取消に関する事項その他重要美術品等の保存に関する重要事項を調査審議すること。
史跡名勝天然記念物調査会	文部大臣の諮問に應じて史跡名勝天然記念物の保存に関する重要事項を調査審議すること。
國語審議会	國語に関する事項を調査審議すること。

大学設置審議会	文部大臣の諮問に應じて大学設置の認可及び博士その他の学位に関する事項を調査審議すること。
著作権審査会	文部大臣の諮問に應じて著作権法第二十二條ノ五第二項又は第二十七條第二項の規定による償金の額について調査審議すること。
教科用図書審議会	教科用図書に関する重要事項を調査審議すること。

2 前項に掲げる機関の分科会、内部組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(これに基く命令を含む。)に別段の定がある場合を除くほか、政令で定める。

第三節 地方支分部局  
第二十五條 本省に左の地方支分部局を置く。  
文部省教育施設部出張所

第二十六條 文部省教育施設部出張所は、管理局教育施設部の所掌事務を分掌する。  
(名称、位置及び管轄区域)

第二十七條 文部省教育施設部出張所の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
文部省教育施設部札幌出張所	札幌市	北海道

第三十條 文部省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。  
附 則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。  
2 左の勅令及び政令は、廃止する。但し、法律(これに基く命令を含む。)に別段の定がある場合を除くほか、従前の機関及び職員は、この法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

- 文部省官制(昭和十七年勅令第七百四十八号)
  - 文部省に調査局を置く勅令(昭和二十一年勅令第五百八十九号)
  - 文部省内臨時職員等設置制(大正九年勅令第二百九十三号)
  - 教育研修所官制(昭和二十年勅令第五百七十二号)
  - 國立博物館官制(昭和二十二年政令第八号)
  - 東京科学博物館官制(大正十年勅令第二百八十六号)
  - 緯度観測所官制(大正九年勅令第四百八十二号)
  - 統計数理研究所官制(昭和十九年勅令第三百八十五号)
  - 日本藝術院官制(昭和十二年勅令第二百八十号)
  - 測地学委員会官制(明治三十一年勅令第八十四号)
  - 史跡名勝天然記念物調査会官制(昭和十一年勅令第三百九十七号)
  - 國語審議会官制(昭和九年勅令第三百三十一号)
  - 教科用図書委員会官制(昭和二十二年政令第二百七十六号)
  - 教員検定委員会官制(明治三十三年勅令第三百三十五号)
- 3 前項但書の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼす。

文部省教育施設部仙台出張所	仙台市	青森縣、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣、福島縣
文部省教育施設部東京出張所	東京都	東京都、茨城縣、群馬縣、栃木縣、埼玉縣、千葉縣、神奈川縣、山梨縣、新潟縣、長野縣
文部省教育施設部名古屋出張所	名古屋市	岐阜縣、愛知縣、靜岡縣、三重縣、富山縣、石川縣
文部省教育施設部大阪出張所	大阪市	滋賀縣、京都府、大阪府、兵庫県、奈良縣、和歌山縣、福井縣
文部省教育施設部廣島出張所	廣島市	鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、山口縣
文部省教育施設部高松出張所	丸龜市	徳島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣
文部省教育施設部福岡出張所	福岡市	福岡縣、長崎縣、佐賀縣、熊本縣、大分縣、宮崎縣、鹿兒島縣

(内部組織)  
第二十八條 各文部省教育施設部出張所の内部組織は、文部省令で定める。

第三章 職員

(職員)  
第二十九條 文部省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他の人事管理に関する事項については、國家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)及びその特例に関して規定する法律の定めるところによる。



- 4 この法律中「高等学校」には、学校教育法第九十八條第一項の従前の規定による中等学校を、「大学」には、同條同項の従前の規定による大学、高等学校、専門学校及び教員養成諸学校を含むものとする。
- 5 第八條第十号「中等学校」は、当分の間、「中学校及び高等学校」と読み替へるものとする。
- 6 初等中等教育局においては、当分の間、学習指導要領を作成するものとする。但し、教育委員会において、学習指導要領を作成することを妨げるものではない。
- 7 初等中等教育局においては、昭和二十三年度において編修を計画した社会科、理科、國史、習字の教科用図書編修が終るまでは、その編修を継続するものとする。
- 8 初等中等教育局においては、当分の間、文部省が著作の名義を有する教科用図書で年需要部数が一万部を越えるものについて、その改訂を行うものとする。
- 9 初等中等教育局においては、当分の間、盲、ろう教育用等の特殊の教科用図書の編修及び改訂を行うものとする。
- 10 初等中等教育局においては、当分の間、学校給食に関する左の事務をつかさどる。
  - 一 学校給食計画の運営に必要な食糧その他の物資の需要量を総合調整し、及び割当方針を立てること。

- 二 関係行政機関、教育委員会その他の関係機関との連絡を行い、及びその協力を求めること。
- 11 調査普及局においては、当分の間、初等教育、中等教育及び特殊教育用の教科用図書の発行の指示及び製造供給の承認等、教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)に基き文部省に属せしめられた事務を処理するものとする。
- 12 管理局においては、当分の間、教科用図書の検定を行うものとする。
- 13 社会教育局においては、当分の間、北海道函館市、京都府舞鶴市及び長崎縣佐世保市に所部の職員を派遣して、復員者その他一般引揚者に対する成人教育を行うものとする。
- 14 第十三條に掲げるもののほか、別に図書館に関して規定する法律が制定施行されるまで、文部大臣の所轄の下に、図書館職員養成所を置き、図書館の職員を養成せしめる。図書館職員養成所に関して必要な事項は、文部省令で定める。
- 15 国立図書館官制を廃止する等の政令(昭和二十四年政令第五十八号)の一部を次のように改正する。
  - 第二條を次のように改める。

第二條 削除

- 16 第二十四條に掲げるもののほか、当分の間、本省に左表の上欄に掲げる審議会等を置き、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
教員検定審査会	教員検定に関する事務をつかさどること。
ローマ字調査審議会	ローマ字による國語の書き表し方に関する事項を調査審議すること。
教科書出版資格審査会	文部省著作教科書の出版権等に関する法律(昭和二十四年法律第四百十九号)に規定する事項を審査すること。
教科用図書検定調査会	文部大臣の諮問に應じて検定申請の教科用図書を調査すること。

- 17 前項に掲げる機関の分科会、内部組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(これに基く命令を含む)に別段の定がある場合を除くほか、政令で定める。
- 18 文部省教育施設部出張所は、臨時物資需給調整法(昭和二十一年法律第三十二号)の規定が効力を有する間、存続するものとする。
- 19 國立國語研究所設置法の一部を次のように改正する。
  - 第十一條を削る。

参 照

○重要美術品等ノ保存ニ関スル法律

(昭和八年四月一日 法律第四十三号)

- 第一條 歴史上又ハ美術上特ニ重要ナル價值アリト認めラルル物

文部省設置法

○著作権法

(明治三十二年三月四日 法律第三十九号)

- 件(國寶ヲ除ク)ヲ輸出又ハ移出セントスル者ハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ現存者ノ製作ニ係ルモノ、製作後五十年ヲ経ザルモノ及輸入後一年ヲ経ザルモノハ此ノ限ニ在ラズ
- 第二條 前條ノ規定ニ依リ其ノ輸出又ハ移出ニ付許可ヲ要スル物件ハ主務大臣之ヲ認定シ其ノ旨ヲ官報ヲ以テ告示シ且ツ該物件ノ所有者ニ通知スベシ
- 前項ノ規定ニ依リ認定ノ告示アリタルトキハ賣買、交換又ハ贈與ノ目的ヲ以テ該物件ノ寄託ヲ受ケタル占有者ハ其ノ認定アリタルコトヲ知リタルモノト推定ス
- 第二十二條ノ五(第二項) 無線電信法及之ニ基キ発スル命令ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル放送無線電話施設者ハ既ニ発行又ハ興行シタル他人ノ著作物ヲ放送セントスルトキハ著作権者ト協議ヲ爲スコトヲ要ス協議調ハザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ定ムル相当ノ償金ヲ支拂ヒ其ノ著作物ヲ放送スルコトヲ得
- 第二十七條(第二項) 著作権者ノ居所不明ナル場合其ノ他命令ノ定ムル事由ニ因リ著作権者ト協議スルコト能ハザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ定ムル相当ノ償金ヲ供託シテ其ノ著作物ヲ発行又ハ興行スルコトヲ得

○学校教育法

(昭和二十二年三月三十一日 法律第二十六号)

- 第九十八條(第一項) この法律施行の際、現に存する従前の規定(國民学校令を除く。)による学校は、従前の規定による学校と



厚生省設置法

して存続することができる。

○国立図書館官制を廃止する等の政令

(昭和二十四年三月三十一日) 政令第五十八号

第二條 この政令施行の際現に存する国立図書館附属図書館職員養成所は、前條の規定にかかわらず、図書館職員養成所(以下養成所という。)として、文部大臣の管理の下に存続するものとする。

2 養成所に置かれる専任の文部教官の定員は次の通りとする。

文部教官	
二級	三級
一人	一人

○国立國語研究所設置法

(昭和二十三年十二月二十日) 法律第二百五十四号

第十一條 研究所に置かれる専任の文部教官又は文部事務官の定員は、次の通りとする。

職員の種類	級別			計	備考
	一級	二級	三級		
文部教官又は文部事務官	三人	一〇人	一二人	二五人	文部教官又は文部事務官の一級の定員は、所長の定員を含む。

2 文部教官又は文部事務官で現に二級又は三級の地位にあるものは、轉任によつて、それぞれ前項の一級又は二級の文部教官又は文部事務官となることできない。

◎厚生省設置法

(昭和二十四年五月三十一日公布) 法律第五百一十一号 昭和三十四年六月一日施行 (厚生大臣署名)

厚生省設置法

目次

- 第一章 總則(第一條—第五條)
- 第二章 本省
  - 第一節 内部部局(第六條—第十四條)
  - 第二節 附属機關(第十五條—二十九條)
  - 第三節 地方支分部局(第三十條—第三十六條)
  - 第一款 駐在防疫官事務所(第三十一條—第三十三條)
  - 第二款 医務出張所(第三十四條—第三十六條)
- 第三章 外局(第三十七條—第三十八條)
- 第四章 職員(第三十九條—第四十條)

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、厚生省の所掌事務の範圍及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行す

るに足る組織を定めることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律の解釈に関しては、左の定義に従うものとする。

- 一 「食品」とは、すべての飲食物をいう。但し医薬として攝取するものは含まない。
- 二 「添加物」とは、食品の調味、着色、着香、保存、漂白又は膨脹その他食品の加工の目的で、食品に添加混和、浸潤その他の方法によつて使用するものをいう。
- 三 「器具」とは、飲食器、割ほし具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯藏、運搬、陳列、授受又は攝取の用に供され、且つ、食品又は添加物に直接接觸する機械、器具その他の物をいう。但し、農業及び水産業における食品の採取の用に供される機械、器具その他の物は含まない。
- 四 「容器包装」とは、食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すものをいう。
- 五 「医薬品」とは、左の各号に掲げる物をいう。但し、用具を除く。
  - イ 薬局方、医薬品集又はこれらの追補(公定書という。以下同じ。)に收められたもの
  - ロ 人の疾病の診断、治ゆ、軽減、処置又は予防に使用することが目的とされているもの
  - ハ 人の身体の構造又は機能に影響を與えることが目的とされる

厚生省設置法

ているもの(食品を除く。)

二 前各号に掲げるものの構成の一部として使用されているもの

六 「用具」とは、左の各号に掲げる物をいう。

- イ 人の疾病の診断、治ゆ、軽減、処置又は予防に使用することが目的とされている器具、器械又は装置
- ロ 人の身体の構造又は機能に影響を與えることが目的とされている器具、器械又は装置

(設置)

第三條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基いて、厚生省を設置する。

2 厚生省の長は、厚生大臣とする。

(厚生省の任務)

第四條 厚生省は、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進を図ることを任務とし、左に掲げる國の行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機關とする。

- 一 國民の保健
- 二 薬事並びに麻薬及び大麻の取締
- 三 社会事業、災害救助その他國民生活の保護指導
- 四 児童及び母性の福祉の増進
- 五 社会保険に関する事務及び事業(労働省の所管に属するものを除く。)
- 六 人口問題に関する事務



(厚生省の権限)

第五條 厚生省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

- 一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
- 二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。
- 三 所掌事務遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。
- 四 所掌事務遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。
- 五 不用財産を処分すること。
- 六 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
- 七 職員の厚生及び保健のために必要な施設をなし、及び管理すること。
- 八 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。
- 九 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。
- 十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。
- 十一 所掌事務に関し資料の収集、準備及び周知宣傳を行うこと。

- 十二 厚生省の公印を制定すること。
- 十三 所掌事務に係る公益法人につき許可又は認可を與え、又はその許可を取り消すこと。
- 十四 区域を定めて国立公園を指定すること。
- 十五 国立公園事業を執行し、その一部を公共団体に執行させること。
- 十六 国立公園の区域内に特別地域を指定し、その区域内で一定の行為をしようとする者に対し許可を與え、その條件に違反した者に対し原状回復を命ずること。
- 十七 国立公園の区域内で一定の行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を命じ、これらの命令若しくは処分に違反した者に対し原状回復を命ずること。
- 十八 温泉の公共的利用増進のため、施設の整備及び環境の改善に必要な地域を指定すること。
- 十九 指定区域内において、温泉利用施設の管理者に対し、必要な指示をなすこと。
- 二十 優生結婚相談所の設置を認可し、優生結婚相談所に関する基準を定めること。
- 二十一 栄養士養成施設を指定し、栄養士試験を行うこと。
- 二十二 都道府縣又は政令で定める市に対し、保健所の設置及び運営に関し必要な事項を命ずること。
- 二十三 傳染病予防法(明治三十年法律第三十六号)を適用すべき傳染病を指定し、その適用範囲を定めること。

- 二十四 都道府縣知事の行う傳染病汚染の建物の処分並びに船舶、汽車及び電車の檢疫を認可すること。
- 二十五 臨時予防接種を都道府縣をして行わせること。
- 二十六 性病のまん延著しいとき、都道府縣知事が健康診断を行うとする場合これを承認すること。
- 二十七 都道府縣に対して精神病院の設置を命ずること。
- 二十八 都道府縣その他必要と認める公共団体に対して結核療養所の設置を命ずること。
- 二十九 二以上の都道府縣を指定し、これに対して、療養所の設置を命ずること。
- 三十 檢疫を施行すべき海港及び傳染病の種類を指定すること。
- 三十一 理容師養成施設を指定すること。
- 三十二 販賣の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装につき、その基準又は規格を定め、必要な製品検査を行うこと。
- 三十三 輸出品取締法(昭和二十三年法律第五十三号)及び同法に基く命令の規定に基き輸出品の等級及びその標準を定め、又は指定輸出品の最低標準及び包装条件を定めて、検査を行うこと。但し、同法及び同法に基く命令によつて他省に属せしめられた権限を除く。
- 三十四 食品衛生監視員をして食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の定める営業施設につき、臨検、検査させ、試験用物品を収去させること。
- 三十五 市町村に対して、と場の設置を命ずること。

- 三十六 水道及び下水道に関する事務を行うこと。
- 三十七 医師及び歯科医師の試験、免許及び登録を行い、並びに免許の取消又は医業の停止を命ずること。
- 三十八 保健婦、助産婦及び甲種看護婦の試験、免許及び登録を行い、並びに免許の取消又は業務の停止を命ずること。
- 三十九 歯科衛生士の試験を行うこと。
- 四十 医療監視員をして、病院、診療所若しくは助産所につき、立入検査させること。
- 四十一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の規定に基き、國の開設する病院の開設及び使用の承認を與え、國の開設する診療所又は助産所について立入検査を行い、必要な申出をすること。
- 四十二 都道府縣、市町村その他厚生大臣の定める者に対し、病院又は診療所の設置を命じ、その開設者又は管理者に対して、医療法の定めるところにより、必要な事項を命ずること。
- 四十三 薬剤師國家試験を監督し、薬剤師の免許及び登録を行い、並びに免許の取消又は業務の停止を命ずること。
- 四十四 医薬品、用具又は化粧品製造業者及び輸入販賣業者の登録を行い、並びに登録の取消又は業務の停止を命ずること。
- 四十五 藥事審議会の提出する原案に基いて、公定書を発行し、公布すること。
- 四十六 医薬品の製造業者が、公定書に收められていない医薬品を製造しようとするとき、又は用具の製造業者が、用具を製造



- しようとするとき、品目ごとにその製造を許可すること。
- 四十七 医薬品、医療用具その他の衛生用品及びこれらの生産資材の割当を行うこと。
- 四十八 薬事監視員をして、必要な立入検査を行わせ、必要な場合において試験用物品を収去させること。
- 四十九 麻薬及び大麻の取扱者の免許及び登録を行い、免許の取消及び登録のまつ消を行い並びに麻薬取締員を指名し、監督し、指揮すること。
- 五十 毒物及び劇物を指定すること。
- 五十一 医薬品（生物学的製剤及び抗菌性物質を含む。）の規格を定め、及びこれらの検定を行うこと。
- 五十二 都道府県又は政令で定める市に対して、社会事業の経営を命ずること。
- 五十三 都道府県知事の行う災害救助につき、他の都道府県知事に対して應援をなすべきことを命ずること。
- 五十四 地域又は職域が都道府県又は特別市の区域を越える消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会の設立を認可すること。
- 五十五 民生委員及び児童委員を委嘱し、その定数及び指導訓練の基準を定めること。
- 五十六 児童福祉施設の設備及び運営につき、最低基準を定めること。
- 五十七 政府の管掌する健康保険及び船員保険に関し、療養に要

- する費用を定め、診療契約を締結すること。
- 五十八 健康保険組合及び健康保険組合連合会の設立、規約、保険料率又は予算を認可し、これらに対し事実に関する報告をさせ、事業及び財産の状況を検査し、規約の変更を命じ、その他監督上必要な処分をなすこと。
- 五十九 社会保険診療報酬支拂基金の予算を認可し、その事業又は財産の状況に関し報告をさせ、又は当該官吏にその業務又は財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること。
- 六十 国民健康保険を行う市町村（特別区を含む。）国民健康保険組合、国民健康保険を行う社団法人及び国民健康保険団体連合会に対して、その事業及び財産に関し報告をさせ、その状況を検査し、條例、規約又は規定の変更を命じ、その他監督上必要な命令又は処分をなすこと。
- 六十一 国民健康保険の診療報酬の標準額及び國家公務員共済組合の療養費の基準を定めること。
- 六十二 政府の管掌する健康保険又は厚生金保険若しくは船員保険の保険料を徴収すること。
- 六十三 前各号に掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む。）に基き厚生省に属せしめられた権限。

第二章 本省

第一節 内部部局

(内部部局)

第六條 本省に、大臣官房及び左の六局を置く。

- 公衆衛生局
- 医務局
- 薬務局
- 社会局
- 児童局
- 保険局

2 大臣官房に統計調査本部及び国立公園部を、公衆衛生局に環境衛生部を置く。

(特利な職)

第七條 医務局に次長一人を置く。

(大臣官房の事務)

第八條 大臣官房においては、厚生省の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 三 大臣の官印及び省印を管掌すること。
- 四 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。
- 五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 六 行政財産及び物品を管理すること。
- 七 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。
- 八 行政の考査を行うこと。

厚生省設置法

- 九 渉外事務に関すること。
- 十 公報に関すること。
- 十一 法令案の審査その他総合調整に関すること。
- 十二 所管行政に関する物資の総合調整を行うこと。
- 十三 所管行政に関する調査一般に関すること。
- 十四 人口動態統計その他厚生省の所管行政に必要な統計について、企画、普及、資料の収集、保管、製表、解析及び編纂を行うこと。
- 十五 国立公園を保護し、国立公園計画を定め、国立公園事業を行うこと。
- 十六 国立公園及び温泉に関する観光事業を指導育成し、これらに関する利用施設の整備改善を図ること。
- 十七 皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑を維持管理すること。
- 十八 景勝地及び休養地に関し、国民厚生のため調査を行い、これらの普及発達及び利用の増進を図ること。
- 十九 国民の厚生のため公園（都市計画上の公園を除く。）に関し、調査を行い、その整備改善を図ること。
- 二十 温泉を保護し、その利用の適正を図ること。
- 二十一 前各号に掲げるものの外、厚生省の所掌事務で他局及び他の機関の所掌に属さない事務に関すること。
- 二十二 統計調査部は、前項第十三号及び第十四号に掲げる事務をつかさどる。
- 二十三 国立公園部は、第一項第十五号から第二十号までに掲げる事務



厚生省設置法

をつかさどる。

(公衆衛生局の事務)

- 第九條 公衆衛生局においては、左の事務をつかさどる。
  - 一 國民の健康増進及び資質の向上に関し、企画し、実施すること。
  - 二 優生保護法（昭和二十三年法律第五十六号）を施行すること。
  - 三 國民厚生運動の普及発達を図ること。
  - 四 國民の栄養状態の調査を行い、その改善向上を図ること。
  - 五 栄養士の身分及び業務について、監督を行うこと。
  - 六 疾病にかかつてゐる者の栄養食品の確保及び調理の指導を行うこと。
  - 七 保健所の設置及び運営を指導監督すること。
  - 八 衛生教育及び公衆衛生従事者の再教育に関すること。
  - 九 傳染病、精神病、地方病その他特殊の疾病について傳ばん及び発生の防止、予防治療施設の拡充等予防業務の指導監督を行うこと。但し、他局の主管に属するものを除く。
  - 十 疾病予防の試験、検査及び研究を指導すること。
  - 十一 海港及び空港における検疫に関すること。
  - 十二 旅館、興行場、公衆浴場、理容所等多数集合する場所の衛生の向上を図ること。
  - 十三 建築物衛生及び清掃衛生の改善及び向上を図ること。
  - 十四 ねずみ、こん虫等の駆除、へい獸処理場等の指導監督すること。

他環境衛生の改善及び向上を図ること。

- 十五 飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること。
  - 十六 と場、と畜及び犬の狂犬病の予防に関すること。
  - 十七 販賣の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装の取締を行うこと。
  - 十八 水道及び下水道に関すること。
  - 十九 墓地、埋葬、火葬等に関すること。
  - 二十 前各号に掲げるものの外、公衆衛生の向上及び増進に関すること。但し、他局の主管に属するものを除く。
- 2 環境衛生部は、前項第十二号から第十九号までに掲げる事務をつかさどる。

(医務局の事務)

- 第十條 医務局においては、左の事務をつかさどる。
  - 一 医師及び歯科医師の身分及び業務について、指導監督を行うこと。
  - 二 医療の指導及び監督を行うこと。
  - 三 保健婦、助産婦、看護婦、歯科衛生士その他医療関係者の身分及び業務について、指導監督を行うこと。
  - 四 あん摩師、はり師、きゆう師、柔道整復師等の身分及び業務について、指導監督を行うこと。
  - 五 日本医療團の清算の指導を行うこと。
  - 六 医療機関の整備改善を図ること。
  - 七 医療の普及及び向上を図ること。

- 八 國立病院及び國立療養所に関すること。
- 九 國立病院特別会計の経理を行うこと。

(薬局の事務)

- 第十一條 薬局においては、左の事務をつかさどる。
    - 一 医薬品、医療用具その他衛生用品の生産配給、販賣等に關する業務の指導、奨励、監督及び調整を行うこと。
    - 二 薬剤師の身分及び業務について、指導監督を行うこと。
    - 三 医薬品、用具又は化粧品品の製造業者及び輸入販賣業者に関すること。
    - 四 藥事法（昭和二十三年法律第九十七号）に規定する不良又は不正表示医薬品、用具及び化粧品品の取締を行うこと。
    - 五 医薬品、用具及び化粧品品の試験、検査及び研究を指導すること。
    - 六 生物学的製剤、抗菌性物質製剤及び特定の医薬品の検定に関すること。
    - 七 毒物及び劇物の取締を行うこと。
    - 八 麻薬及び大麻に関するすべての活動を取り締り、監督し、及びこれらの物件の処分を行うこと。
    - 九 前各号に掲げるものの外、藥事、麻薬及び大麻の取締に関する法律を施行すること。
- (社会局の事務)
- 第十二條 社会局においては、左の事務をつかさどる。
    - 一 社会事業の助長及び監督を行うこと。
    - 二 社会事業の調査研究を行うこと。

厚生省設置法

- 三 民生委員の指導及び監督を行うこと。
- 四 社会事業関係職員員の教養訓練を行うこと。
- 五 生活困窮者その他保護を要する者に対して必要な保護を行うこと。
- 六 災者の應急救助を行うこと。
- 七 身体障害者の保護更生事業を実施し、その助長及び監督を行うこと。
- 八 消費生活協同組合の助長及び監督を行うこと。
- 九 公益質屋その他社会福利施設の助長及び監督を行うこと。
- 十 災者の救助及び保護を要する者の保護に必要な物資に関すること。
- 十一 前各号に掲げるものの外、國民生活の保護及び指導に関すること。但し、他局の主管に属するものを除く。

(児童局の事務)

- 第十三條 児童局においては、左の事務をつかさどる。
  - 一 児童福祉司及び児童委員を指導すること。
  - 二 児童及び妊産婦の保健の向上を図ること。
  - 三 妊産婦、乳幼児に特殊な疾病の予防及び栄養の改善を図ること。
  - 四 児童の福祉のための文化の向上を図ること。
  - 五 児童の保育、養護、教護その他児童の保護を図ること。
  - 六 保護を要する母子の保護を図ること。
  - 七 児童の不良化を防止すること。



- 八 里親を指導すること。
- 九 児童の心身の育成発達を指導すること。
- 十 児童相談所、児童福祉施設及び児童福祉施設の職員を養成する施設の設備及び運営につき、指導監督すること。
- 十一 児童相談所及び児童福祉施設の職員を養成及び指導すること。

十二 前各号に掲げるものの外、児童及び妊産婦その他母性の福祉を図ること。但し、他局の主管に属するものを除く。

(保険局の事務)

第十四條 保険局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 政府の管掌する健康保険事業を行うこと。
- 二 健康保険組合及び健康保険組合連合会を指導監督すること。
- 三 厚生年金保険事業を行うこと。
- 四 船員保険事業を行うこと。
- 五 厚生省所管の社会保険全般に関し、審査及び再審に関する事務を行い、各種審議会を維持すること。
- 六 国民健康保険を行う市町村(特別区を含む。)及び国民健康保険を行う社団法人の国民健康保険事業並びに国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会を指導監督すること。
- 七 社会保険診療報酬支拂基金を指導監督すること。
- 八 厚生保険特別会計の経理を行うこと。
- 九 船員保険特別会計の経理を行うこと。
- 十 社会保険制度の調整を図ること。

- 十一 社会保障の向上及び増進に関し、調査研究を行うこと。
- 十二 厚生省所管の社会保険全般に関し、経理及び数理の報告を収集し、保管し、発表し、並びに適当な企画又は立法に必要な研究を行うこと。

第二節 附属機関

(附属機関)

第十五條 第二十九條に規定するものの外、本省に左の附属機関を置く。

- 人口問題研究所
- 国立公衆衛生院
- 国立栄養研究所
- 国立予防衛生研究所
- 検疫所
- 国立病院
- 国立療養所
- 病院管理研修所
- 国立衛生試験所
- 国立光明寮
- 国立身体障害者更生指導所
- 国立救護院
- 国立健康保険療養所

(人口問題研究所)

第十六條 人口問題研究所は、人口問題に関する調査研究をつかさ

どる機関とする。

- 2 人口問題研究所は、東京都に置く。
- 3 人口問題研究所の内部組織は、厚生省令で定める。

(国立公衆衛生院)

第十七條 国立公衆衛生院は、公衆衛生技術者の養成訓練並びにこれに対する公衆衛生に関する学理の應用の調査研究をつかさどる機関とする。

- 2 国立公衆衛生院は、東京都に置く。
- 3 国立公衆衛生院の内部組織は、厚生省令で定める。

(国立栄養研究所)

第十八條 国立栄養研究所は、国民の栄養その他食生活の調査研究をつかさどる機関とする。

- 2 国立栄養研究所は、東京都に置く。
- 3 国立栄養研究所の内部組織は、厚生省令で定める。

(国立予防衛生研究所)

第十九條 国立予防衛生研究所は、傳染病その他の特定疾病及び食品衛生に関し、左に掲げる事務をつかさどる機関とする。

- 一 病原及び病因の検索並びに予防治療方法の研究及び講習を行うこと。
- 二 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤、抗菌性物質、消毒剤、殺虫剤及び殺菌剤の生物学的検査、検定及び試験的製造を行うこと。
- 三 ベストワクチンその他使用されることが稀で、その製造が技術

厚生省設置法

術上困難なワクチン及び血清の製造を行うこと。  
四 食品衛生に関し、細菌学的及び生物学的試験検査を行うこと。

五 その他予防衛生に関し、科学的調査研究を行うこと。

六 予防衛生に関する試験研究の総合調整を行うこと。

- 2 国立予防衛生研究所は、東京都に置く。
- 3 国立予防衛生研究所の内部組織は、厚生省令で定める。

厚生大臣は、国立予防衛生研究所の事務を分掌させるため、所要の地に国立予防衛生研究所の支所を設けることができる。その名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

(検疫所)

第二十條 検疫所は、海港及び空港における検疫及び防疫を行う機関とする。

検疫所の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

(国立病院)

第二十一條 国立病院は、医療を行い、あわせて医療の向上に寄與する機関とする。

国立病院の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

厚生大臣は、必要があると認めるときは、所要の地に国立病院の分院又は診療所を設けることができる。その名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

国立病院又は分院若しくは診療所は、厚生省令の定めるところにより、その業務に差支えない限り、その建物の一部、設備、器



械及び器具を、当該国立病院、分院又は診療所に勤務しない医師又は歯科医師の診療又は研究のために利用させることができる。

5 国立病院に、看護婦及び助産婦の養成所を附置することができる。養成所に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

(国立療養所)

第二十二條 国立療養所は、特殊の療養を要する者に対して、医療を行い、あわせて医療の向上に寄與する機関とする。

2 国立療養所の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

3 厚生大臣は、必要があると認めるときは、所要の地に国立療養所の分院又は診療所を設けることができる。その名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

4 前條第四項の規定は、国立療養所又は分院若しくは診療所に準用する。国立療養所において看護婦の再教育及び講習を行うことができる。

(病院管理研修所)

第二十三條 病院管理研修所は、病院管理に関し調査研究及び研修をつかさどる機関とする。

2 病院管理研修所は、東京都に置く。

3 病院管理研修所の内部組織は、厚生省令で定める。

(国立衛生試験所)

第二十四條 国立衛生試験所は、左に掲げる事務をつかさどる機関とする。

一 國家検定を要する医薬品及び食品等の試験及び検査を行うこと。

と。

二 輸出品取締法に基き輸出する医薬品(生物学的製剤及び抗菌性物質を除く。)用具、化粧品及び食品等の試験及び検査を行うこと。

三 国内消費用医薬品(生物学的製剤及び抗菌性物質を除く。)用具、化粧品及び食品等の試験及び検査を行うこと。

四 消毒剤、殺虫剤及び殺そ剤の試験及び検査(生物学的検査を除く。)を行うこと。

五 薬用植物の栽培、指導及び研究を行うこと。

六 医薬品等の試験的製造を行うこと。

七 その他衛生上必要な事項の試験、調査及び研究を行うこと。

2 国立衛生試験所は、東京都に置く。

3 国立衛生試験所の内部組織は、厚生省令で定める。

4 厚生大臣は、国立衛生試験所の事務を分掌させるため、所要の地に国立衛生試験所の支所を設けることができる。その名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

(国立光明寮)

第二十五條 国立光明寮に関しては、国立光明寮設置法(昭和二十三年法律第六十二号)の定めるところによる。

(国立身体障害者更生指導所)

第二十六條 国立身体障害者更生指導所に関しては、国立身体障害者更生指導所設置法(昭和二十四年法律第五十二号)の定めるところによる。

(国立教護院)

第二十七條 国立教護院は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七條第一項第三号及び同法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第十條第二項の規定により入院させた児童の教護をつかさどり、あわせて全国の教護院における教護の向上に寄與する機関とする。

2 国立教護院の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

3 国立教護院に教護事務に従事する職員は、養成所を附置することができる。養成所に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

(国立健康保険療養所)

第二十八條 国立健康保険療養所は、健康保険、国民健康保険その他社会保険の被保険者及び被扶養者の療養をつかさどる機関とする。

2 国立健康保険療養所の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

(その他の附属機関)

第二十九條 左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種	類	目	的
衛生統計協議会		厚生大臣の諮問に應じて、衛生統計に関する重要事項を調査審議すること。	

国民体力審議会

中央優生保護審査会

栄養士試験審議会

国立公園中央審議会

国立公園地方審議会

中央温泉審議会

理容師養成施設指定協議会

中央食品衛生調査会

医道審議会

医師國家試験審議会

厚生大臣の諮問に應じて、国民体力に関する重要事項を調査審議すること。

主として優生手術に関する適否の再審査を行い、その他優生保護上必要な事項を処理すること。

厚生大臣の諮問に應じて、栄養士試験に関する重要事項を調査審議すること。

厚生大臣の諮問に應じて、国立公園に関する重要事項を調査審議すること。

厚生大臣の諮問に應じて、当該国立公園の運営に関する重要事項を調査審議すること。

厚生大臣の諮問に應じて、温泉及びこれに関する行政に関し、調査審議すること。

厚生大臣の諮問に應じて、理容師養成施設の指定に関し、調査審議すること。

厚生大臣の諮問に應じて、食品衛生及び食品衛生に関する行政に関する調査審議すること。

厚生大臣の諮問に應じて、医師、歯科医師の免許取消、再免許若しくは業務の停止の処分又は医道の向上に関する重要事項を調査審議すること。

厚生大臣の諮問に應じて、医師國家試験に関する重要事項を調査審議すること。



厚生省設置法

歯科医師国家試験審議会	厚生大臣の諮問に應じて、歯科医師国家試験に関する重要事項を調査審議すること。
医師国家試験委員	医師国家試験に関する事務をつかさどること。
歯科医師国家試験委員	歯科医師国家試験に関する事務をつかさどること。
医師国家試験予備試験委員	医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどること。
歯科医師国家試験予備試験委員	歯科医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどること。
医師実地修練審議会	厚生大臣の諮問に應じて、医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の規定による実地修練に関する重要事項を調査審議すること。
歯科医師実地修練審議会	厚生大臣の諮問に應じて、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)の規定による実地修練に関する重要事項を調査審議すること。
保健婦助産婦看護婦試験審議会	厚生大臣の諮問に應じて、保健婦国家試験、助産婦国家試験、甲種看護婦国家試験及び乙種看護婦試験に関する重要事項を調査審議すること。
保健婦助産婦甲種看護婦国家試験委員	保健婦国家試験、助産婦国家試験及び甲種看護婦国家試験の実施に関する事務をつかさどること。
医療機関整備中央審議会	厚生大臣の諮問に應じて、医療機関の整備に関する重要事項を調査審議すること。

診療報酬審議会  
あん摩、はり、きゆう、柔道整復営業中央審議会

厚生大臣の諮問に應じて、公的医療機関の開設者が請求することのできる診療の報酬に関する事項を審議すること。  
厚生大臣の諮問に應じて、あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法(昭和二十二年法律第二百十七号)第二條第一項に規定する学校又は養成施設の一に規定する指示又は同法第一條第二項に規定する処分に関する重要事項を調査審議すること。  
厚生大臣の諮問に應じて、医薬制度の改善に関する重要事項を調査審議すること。  
厚生大臣の諮問に應じて、日本医療團の清算に関する重要事項を調査審議すること。  
公定書の改訂又は追補に關し、その原案を厚生大臣に提出し、薬師国家試験を執行し、新医薬品その他業務に關し厚生大臣に建議し、及び免許若しくは登録の取消又は業務の停止に對する再審査を行うこと。  
社会事業法(昭和十三年法律第五十九号)第七條及び同法第十三條の規定によりその権限に屬する事項を調査審議する外、厚生大臣の諮問に應じて、社会事業に関する重要事項を調査審議すること。

第三節 地方支分部局

(地方支分部局)

第三十條 本省に左の地方支分部局を置く。

駐在防疫官事務所

医務出張所

第一款 駐在防疫官事務所

(所掌事務)

第三十一條 駐在防疫官事務所は、本省の所掌事務のうち防疫に関する事務を分掌する。

(名称、位置及び管轄区域)

第三十二條 駐在防疫官事務所の名称、位置及び管轄区域は左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
北海道地区駐在防疫官事務所	札幌市	北海道
東北地区駐在防疫官事務所	仙台市	青森縣 岩手縣 宮城縣 秋田縣 山形縣 福島縣
関東信越地区駐在防疫官事務所	東京都	茨城縣 栃木縣 群馬縣 埼玉縣 千葉縣 東京都 神奈川縣 山梨縣 新潟縣 長野縣
東海北陸地区駐在防疫官事務所	名古屋市	静岡縣 愛知縣 岐阜縣 三重縣 富山縣 石川縣 福井縣

前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(これに基く命令を含む。)に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

厚生省設置法

中央児童福祉審議会	厚生大臣の諮問に應じて、児童及び妊産婦の福祉に関する事項を調査審議すること。
健康保険審議会	政府管掌の健康保険事業の運営に関する事項を審議すること。
厚生年金保険審議会	厚生年金保険事業の運営に関する事項を審議すること。
船員保険審議会	船員保険事業の運営に関する事項を審議すること。
健康保険審査会	健康保険における保険給付の決定及び保険料の徴収に関する不服について審査すること。
厚生年金保険審査会	厚生年金保険における保険給付の決定及び保険料の徴収に関する不服について審査すること。
船員保険審査会	船員保険における保険給付の決定及び保険料の徴収に関する不服について審査すること。
中央社会保険診療協議会	健康保険の保険医に対し、適正なる診療報酬を指導し、及びその監督を図ること。
社会保険診療報酬算定協議会	厚生大臣の諮問に應じて、健康保険及び船員保険における適正な診療報酬並びに国民健康保険における診療報酬標準額を審議すること。



厚生省設置法

近畿地区駐在防疫官事務所	大阪市	滋賀縣 京都府 大阪府 兵庫縣 奈良縣 和歌山縣
中國地区駐在防疫官事務所	廣島市	鳥取縣 島根縣 岡山縣 廣島縣 山口縣
四國地区駐在防疫官事務所	高松市	徳島縣 香川縣 愛媛縣 高松市
九州地区駐在防疫官事務所	福岡市	福岡縣 佐賀縣 長崎縣 熊本縣 大分縣 宮崎縣 鹿兒島縣

(内部組織)

第三十三條 駐在防疫官事務所の内部組織は、厚生省令で定める。

第二款 医務出張所

第三十四條 医務出張所は、本省の所掌事務のうち国立病院及び国立療養所の業務の指導監督並びに国立病院特別会計の経理に関する事務を分掌する。

(名称、位置及び管轄区域)

第三十五條 医務出張所の名称、位置及び管轄区域は左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
北海道医務出張所	札幌市	北海道
東北医務出張所	仙台市	青森縣 岩手縣 宮城縣 秋田縣 山形縣 福島縣

設置令(昭和二十三年政令第百二十四号)の定めるところによる。

第四章 職員

(職員)

第三十九條 厚生省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の定めるところによる。

(定員)

第四十條 厚生省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附則

- この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、第十五條の規定は、国立身体障害者更生指導所に関しては、同年十月一日から適用する。
- 左の勅令は、廃止する。但し、法律(これに基く命令を含む。)に別段の定のある場合を除く外、従前の機関及び職員は、この法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。
  - 厚生省官制(昭和十三年勅令第七号)
  - 厚生部内臨時職員設置制(昭和十三年勅令第八号)
  - 臨時厚生省に顧問を置くの件(昭和二十年勅令第五百四十六号)
  - 人口問題研究所官制(昭和二十一年勅令第二百五十号)
  - 公衆衛生院官制(昭和二十一年勅令第二百四十九号)
  - 国立栄養研究所官制(昭和二十二年勅令第七十五号)
  - 予防衛生研究所官制(昭和二十二年勅令第五十八号)

厚生省設置法

関東信越医務出張所	東京都	茨城縣 栃木縣 群馬縣 埼玉縣 千葉縣 東京都 神奈川縣 山梨縣 新潟縣 長野縣
東海北陸医務出張所	名古屋市	静岡縣 愛知縣 岐阜縣 三重縣 富山縣 石川縣
近畿医務出張所	大阪市	福井縣 滋賀縣 京都府 大阪府 兵庫縣 奈良縣 和歌山縣
中國医務出張所	廣島縣 佐賀縣 長崎縣 熊本縣 大分縣 宮崎縣 鹿兒島縣	鳥取縣 島根縣 岡山縣 廣島縣 山口縣
四國医務出張所	高松市	徳島縣 香川縣 愛媛縣 高松市
九州医務出張所	福岡市	福岡縣 佐賀縣 長崎縣 熊本縣 大分縣 宮崎縣 鹿兒島縣

(内部組織)

第三十六條 医務出張所の内部組織は、厚生省令で定める。

第三章 外局

(外局の設置)

第三十七條 国家行政組織法第三條第二項の規定に基いて厚生省に置かれる外局は、左の通りとする。

(引揚援護廳)

第三十八條 引揚援護廳の組織、所掌事務及び権限は、引揚援護廳

検査所官制(昭和二十二年勅令第百四十七号)

衛生試験所官制(明治二十三年勅令第百五十五号)

国立少年教養院官制(昭和九年勅令第百八十一号)

国立健康保険療養所官制(昭和十八年勅令第二十三号)

中央衛生会官制(明治二十八年勅令第五十七号)

薬剤師試験委員官制(明治二十九年勅令第百十九号)

3 前項但書の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

参照

○ 児童福祉法 (昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号)

第二十七條 都道府縣知事は、前條第一項第一号の規定による報告のあつた児童につき、命令の定むるところにより、左の各号の一の処置をとらなければならない。

三 児童の里親(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童を養育することを希望する者であつて、都道府縣知事が、適当と認める者をいう。以下同じ)に委託し、又は乳兒院、養護施設、精神薄弱兒施設、療育施設若しくは教護院に入所させること。

○ 児童福祉法施行令 (昭和二十三年三月三十一日法律第七十四号)

第十條第二項 國は、教護院を設置し、児童相談所において病



厚生省設置法

的性情による等性狀が特に不良と鑑別された児童を入院させるものとする。

○医師法 (昭和二十三年七月三十日法律第二百一十一号)

第十一條 醫師國家試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。  
一 文部大臣の認定した大学において正規の医学の課程を修めて卒業した者で、一年以上の診療及び公衆衛生に関する実地修練を経たもの  
二 醫師國家予備試験に合格した者で、合格した後一年以上の診療及び公衆衛生に関する実地修練を経たもの  
三 外國の医学学校を卒業し、又は外國で醫師免許を得た者で、厚生大臣が前二号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、且つ適当と認定したもの

○歯科医師法 (昭和二十三年七月三十日法律第二百一十二号)

第十一條 歯科醫師國家試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。  
一 文部大臣の認定した大学において正規の歯学の課程を修めて卒業したもの  
二 歯科醫師國家試験予備試験に合格した者で、合格後一年以上の診療及び口くろ衛生に関する実地修練を経たもの  
三 外國の歯科医学学校を卒業し、又は外國で歯科醫師免許を得

◎厚生省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

昭和二十四年五月三十一日公布  
法律第百五十四号  
昭和二十四年六月一日施行 (臣署名)

厚生省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

第一條 優生保護法(昭和二十三年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

「優生保護委員会」を「優生保護審査会」に、「中央優生保護委員会」を「中央優生保護審査会」に、「都道府縣優生保護委員会」を「都道府縣優生保護審査会」に、「地区優生保護委員会」を「地区優生保護審査会」に改める。

第十八條第二項及び同條第四項中「各優生保護委員会」を「各優生保護審査会」に改める。

第二條 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

「第七章 食品衛生委員会」を「第七章 食品衛生調査会」に改める。

第二十五條中「食品衛生委員会」を「食品衛生調査会」に、「中央食品衛生委員会」を「中央食品衛生調査会」に、「地方食品衛生委員会」を「地方食品衛生調査会」に改める。

第三條 医師会、歯科医師会及び日本医療團の解散等に関する法律  
厚生省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

た者で厚生大臣が前二号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、且つ、適当と認定したもの

○あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法 (昭和二十二年十二月二十日法律第二百一十七号)

第二條(第一項) 免許は、公に認定された学校又は養成施設を卒業した者であつて、都道府縣知事の行う試験に合格した者に対して、都道府縣知事が、これを與える。  
第八條(第一項) 都道府縣知事は、衛生上害を生ずる虞があると認めるときは施術者に対し、その業務に関して必要な指示をすることが出来る。  
第十一條(第二項) 都道府縣知事は、施術所が前項の規定に基く省令に違反し、又は衛生上有害であると認めるときは、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は修繕若しくは改造を命ずることが出来る。

○社会事業法 (昭和十三年四月一日法律第五十九号)

第七條 社会事業ヲ經營スル者本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ又ハ其ノ事業經營ニ關シ著シク不當ノ行爲アリタルトキハ主務大臣ハ中央社会事業委員會ノ意見ヲ聞キ其ノ者ニ對シ本法ノ適用ヲ受クル社会事業ヲ經營スルコトヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得  
第十三條 主務大臣地方ノ情況ニ依リ特別ノ必要アリト認ムルトキハ中央社会事業委員會ノ意見ヲ聞キ道府縣又ハ勅令ヲ以テ指定スル市ニ對シ社会事業ノ經營ヲ命スルコトヲ得

(昭和二十二年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十四條第二項、第十五條第二項及び第二十一條中「日本医療團清算監理委員会」を「日本医療團清算監理協議会」に改める。

第四條 あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法(昭和二十二年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第十三條中「あん摩、はり、きゆう、柔道整復營業諮問委員会」を「あん摩、はり、きゆう、柔道整復營業審議會」に、同條及び第二十條中「委員会」を「審議會」に改める。

第五條 藥事法(昭和二十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

「第三章 藥事委員会」を「第三章 藥事審議會」に改める。

第七條、第八條、第十條、第十九條、第三十條及び第五十二條中「藥事委員会」を「藥事審議會」に改める。

第八條、第十一條、第十五條第二項及び第十六條から第十八條まで中「委員会」を「審議會」に改める。

第十條第一項中「小委員会」を「小審議會」に、「藥劑師國家試験小委員会」を、「藥劑師國家試験小審議會」に、「公定書小委員会」を「公定書小審議會」に、「新医薬品小委員会」を「新医薬品小審議會」に、同條第二項中「特別小委員会」を「特別小審議會」に改める。

第六條 社会事業法(昭和十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第七條、第八條及び第十三條中「中央社会事業委員会」を「中央



國立身体障害者更生指導所設置法

社会事業審議会に改める。

第九條中「地方社会事業委員会」を「地方社会事業審議会」に改める。

第七條 引揚援護廳設置令(昭和二十三年政令第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第一項を次のように改める。

この政令は、昭和二十三年五月三十一日から施行する。

附則

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

参照

○引揚援護廳設置令 (昭和二十三年五月二十九日 政令第二百二十四号)

附則

(第一項) この政令は、昭和二十三年五月三十一日から、これを施行し、厚生省設置に関する法律が制定施行される日に、その効力を失う。

○國立身体障害者更生指導所設置法

(昭和二十四年五月三十一日公布 法律第五百五十二号) (厚生・労働) 昭和二十四年十月一日施行 (大臣署名)

國立身体障害者更生指導所設置法

(設置)

第一條 身体障害者の更生を指導するため、厚生省に國立身体障害者更生指導所を設置する。

(業務)

第二條 國立身体障害者更生指導所は、左の業務を行うものとする。

- 1 身体障害者の相談に應じ、医学的、心理学的及び職能的判定に基づき、社会的更生の方途を指導すること。
- 2 身体障害者を收容し、その医学的及び社会的更生のため、必要な指導及び訓練を行うこと。
- 3 前項に規定する業務の外、厚生大臣は、必要があると認めるときは、労働大臣と協議の上、國立身体障害者更生指導所をして、労働大臣の委託を受けて職業補導を行わせることができる。
- 4 國立身体障害者更生指導所に、身体障害者の福祉のための事業に従事する者の養成施設を附置することができる。

(所長、所員等)

第三條 國立身体障害者更生指導所に、所長及び所員を置く。

2 所長及び所員は、厚生大臣が命ずる。

3 所長は、厚生大臣の指揮監督を受けて、所務を掌理する。

4 所員は、所長の監督を受けて、所務をつかさどる。

5 國立身体障害者更生指導所には、第一項に規定するものの外、必要な職員を置くことができる。

(命令への委任)

第四條 國立身体障害者更生指導所の位置、名称、内部組織その他

運営に関する必要な事項について、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)その他の法律に別段の定めのないときは、厚生省令でこれを定める。

附則

この法律は、昭和二十四年十月一日から施行する。

○農林省設置法

(昭和二十四年五月三十一日公布 法律第五百五十三号) (農林大) 昭和二十四年六月一日施行 (大臣署名)

農林省設置法

目次

第一章 總則(第一條―第四條)

第二章 本省

第一節 内部部局(第五條―第十二條)

第二節 附屬機關(第十三條―第三十四條)

第三節 地方支分部局(第三十五條―第四十二條)

第一款 農地事務局(第三十六條―第四十條)

第二款 資材調整事務所(第四十一條)

第三款 作物報告事務所(第四十二條・第四十三條)

第三章 外局(第四十四條―第七十三條)

第一節 食糧廳

第一款 總則(第四十五條・第四十六條)

第二款 内部部局(第四十七條―第五十條)

農林省設置法

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、農林省の所掌事務の範圍及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基づいて、農林省を設置する。

2 農林省の長は、農林大臣とする。

(農林省の任務)

第三條 農林省は、農林畜水産業の改良發達及び農山漁家の福祉の増進を図り、もつて國民經濟の興隆に寄與することを目的として



左に掲げる行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

- 一 農林畜水産物、飲食料品、油脂及び農林畜水産業専用物品の生産の増進を図ること。
- 二 農林畜水産物、飲食料品、油脂及び農林畜水産業専用物品の流通及び消費を規制すること。
- 三 農林畜水産物、飲食料品、油脂及び農林畜水産業専用物品の品質の向上を図ること。
- 四 農林畜水産業に関する試験研究を実施し、指導し、及びその普及を図ること。
- 五 農林畜水産業及び農山漁家に関する調査を行い、及び統計を作成すること。
- 六 農山漁家の生活の改善及びその社会的経済的地位の向上を図ること。
- 七 土地改良事業（かんがい、排水、開墾、干拓、農地又はその保全若しくは利用上必要な施設の災害復旧その他土地の農業上の利用を維持増進するのに必要な事業をいう。以上同じ。）を行うこと。
- 八 農業共済再保険事業、漁船再保険事業及び森林火災保険事業を行うこと。
- 九 國有林野事業を行うこと。
- 十 國營競馬事業を行い、及び地方競馬を監督すること。

（農林省の権限）

第四條 農林省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、

- 左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。
- 一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
- 二 収入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。
- 三 所掌事務遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。
- 四 所掌事務遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。
- 五 不用財産を処分すること。
- 六 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
- 七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。
- 八 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。
- 九 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。
- 十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。
- 十一 所掌事務の周知宣傳を行うこと。
- 十二 農林省の公印を制定すること。
- 十三 所掌事務に係る物資の割当を行い、又は配給を規制すること。

と。

- 十四 所掌事務に係る供給の特に不足する物資の使用を制限し、又は禁止すること及びその生産（加工及び修理を含む。）、出荷若しくは移動又は工事の施行を命ずること。
- 十五 所掌事務に係る物資の生産（加工及び修理を含む。）、出荷若しくは移動又は工事の施行を制限し、又は禁止すること。
- 十六 所掌事務に係る供給の特に不足する物資又は遊休設備の譲渡、引渡又は貸與を命ずること。
- 十七 農業協同組合、農林中央金庫その他本省の所掌事務に係る団体につき許可又は認可を與へること。
- 十八 所掌事務に係る事業の再建整備計画につき認可を與へること。
- 十九 所掌事務に係る輸出品の等級、標準及び包装条件を定め、これらの検査を行うこと。
- 二十 指定農林物資検査法（昭和二十三年法律第二百十号）の規定に基く指定農林物資の規格を定めること。
- 二十一 農業災害に関する再保険事業を行うこと。
- 二十二 食糧確保臨時措置法（昭和二十三年法律第八十二号）に基く農業計画を定めて都道府縣知事に指示すること。
- 二十三 農薬及び農産種苗の登録を行うこと。
- 二十四 農畜産物及び肥料、農薬その他農畜産業用物品の検査を行うこと。
- 二十五 輸出入動植物を検疫し、消毒し、廃棄し、その收受を禁

止し、又はその輸入場所を制限すること。

- 二十六 中央卸賣市場につき認可を與へること。
- 二十七 自作農を創設するため、農地等を取得し、管理し、及び処分すること。
- 二十八 小作関係その他の農地の利用関係の争議の調停に關與すること。
- 二十九 農地の價格、移動廢用及び小作料を統制すること。
- 三十 開拓適地を選定すること。
- 三十一 開拓者に資金を貸し付けること。
- 三十二 開拓用機械器具及び資材を取得し、管理し、及び処分すること。
- 三十三 國營の土地改良事業を実施し、又はこれを都道府縣に委託すること。
- 三十四 土地改良事業を行う者に対し補助金を交付すること。
- 三十五 耕地面積及び農作物の作況その他農林畜水産業に関する報告を徴すること。
- 三十六 農業改良助長法（昭和二十三年法律第六十五号）に基き、都道府縣その他試験研究機関に対し補助金及び委託金を交付すること。
- 三十七 種畜の検査を行うこと。
- 三十八 家畜及び家きんの移動及びと殺を制限すること。
- 三十九 獸医師、装蹄師、調教師及び騎手の免許をすること。
- 四十 國營競馬を行うこと。



- 四十一 地方競馬の実施に必要な規程を認可し、又は地方競馬の停止を命ずること。
- 四十二 生糸の検査を行うこと。
- 四十三 蚕種製造業、製糸業、輸出生糸問屋業及び生糸販賣業を許可すること。
- 四十四 蚕病の予防駆除又は桑苗の検査のために必要な措置を命ずること。
- 四十五 主要食糧の供出割当を行うこと。
- 四十六 主要食糧を買い入れ、賣り渡し、加工し、交換し、交付し、又は貯蔵すること。
- 四十七 主要食糧の價格を決定すること。
- 四十八 食糧廳の所掌事務に係る団体につき許可又は認可を與へること。
- 四十九 主要食糧及び飲食物品(酒類を除く。以下同じ。)の検査を行うこと。
- 五十 國有林野の境界を査定すること。
- 五十一 國有林野の処分を行うこと。
- 五十二 森林原野の火入及び森林害虫の駆除又は予防に関し都道府縣知事に認可を與へること。
- 五十三 木材、薪炭その他の林産物及び加工炭を検査すること。
- 五十四 森林組合その他林野廳の所掌事務に係る団体につき許可又は認可を與へること。
- 五十五 民有林の森林治水事業を行うこと。

- 五十六 保安林の編入及び解除を行うこと。
- 五十七 森林火災國營保險事業を行うこと。
- 五十八 狩猟鳥獸の種類並びに狩猟の区域及び時期を定めるところ。
- 五十九 國有林野及び公有林野官行造林地の造林、營林及び治水事業を実施すること。
- 六十 國有林野及び公有林野官行造林地の産物及び製品を処分すること。
- 六十一 立木を買い入れて木材又は薪炭を生産し、これを賣り渡すこと。
- 六十二 薪炭を買い入れ、賣り渡し、又は貯蔵すること。
- 六十三 水産廳設置法(昭和二十三年法律第七十八号)第二條に規定する権限
- 六十四 所掌事務に係る事項の試験研究及び調査を委託し、並びに依頼を受けて試験及び検査を行い、その手数料を徴收すること。
- 六十五 前各号に掲げるものの外、法律(これに基く命令を含む。)に基き農林省に屬させられた権限

第二章 本省

第一節 内部部局

(内部部局)

第五條 本省に大臣官房及び左の五局を置く。  
農政局

農地局

農業改良局

畜産局

蚕糸局

2 農政局に農業協同組合部を、農地局に管理部、計画部及び建設部を、農業改良局に統計調査部、研究部及び普及部を、畜産局に競馬部を置く。

(特別な職)

第六條 大臣官房に官房長を置く。

2 官房長は、命を受けて大臣官房の事務を掌理する。

(大臣官房の事務)

第七條 大臣官房においては、農林省の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 三 大臣の官印及び省印を管掌すること。
- 四 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。
- 五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 六 行政財産及び物品を管理すること。
- 七 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。
- 八 行政の考査を行うこと。

農林省設置法

- 九 渉外事務に関すること。
- 十 こう報に関すること。
- 十一 法令案の審査その他総合調整に関すること。
- 十二 農林畜水産物及び農林畜水産業用物資の割当又は配分に関する調整並びにこれらの物資の輸送に関する連絡を行うこと。
- 十三 資金に関する調整並びに農林中央金庫その他の金融業務を行う団体及びこれらの団体の行う金融業務の指導監督を行うこと。
- 十四 企業の整備及び振興を図ること並びに商工業団体の指導監督を行うこと。
- 十五 農村負債整理に関すること。
- 十六 輸出入に関する連絡調整を図ること。
- 十七 規格及び検査の調整を図ること。
- 十八 前各号に掲げるものの外、農林省の所掌事務で他局及び他の機関の所掌に屬しない事務に関すること。

(農政局の事務)

第八條 農政局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 農業行政に関する企画を行うこと。
- 二 農業経営の改善を図ること。
- 三 農業協同組合その他農業に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。
- 四 農畜産業に関する共済及び保険に関すること。
- 五 農業共済再保險特別会計の経理を行うこと。



- 六 農山漁家の経営改善のためにする農村工業の指導助成を行うこと。
- 七 農産物(蚕糸を除く。)の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(食糧廳の所掌に属することを除く。)
- 八 肥料、農機具、農薬その他の農業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(他省がその生産を所掌する農業専用物品の生産に関するものを除く。)
- 九 農産物(蚕糸及び主要食糧を除く。)及び農業専用物品の検査に関すること。
- 十 病虫害の予防駆除及び輸出入植物の檢疫に関すること。
- 十一 中央卸賣市場の指導監督を行うこと。
- 十二 肥料配給公團に関すること。
- 2 農業協同組合部においては、前項第三号に掲げる事務をつかさどる。

(農地局の事務)

- 第九條 農地局においては、左の事務をつかさどる。
  - 一 農地及び農業水利に関する企画を行うこと。
  - 二 自作農創設特別措置に関すること。
  - 三 農地の移動廃用を統制し、その他農地関係の調整を図ること。
  - 四 開拓適地を調査し、その開拓計画を樹立すること。
  - 五 入植及びこれに伴う営農の指導助成を行うこと。
  - 六 開拓者資金の融通を行うこと。

(農業改良局の事務)

- 第十條 農業改良局においては、左の事務をつかさどる。
  - 一 農林省の所掌事務に関する統計の企画及び実施についての連絡調整を図ること。
  - 二 耕地面積及び農作物の作況の調査を行うこと。
  - 三 農村の統計的経済調査を行うこと。
  - 四 前三号に掲げるものの外、農林畜水産業に関する統計を作成すること。
  - 五 農業(畜産業を含み、蚕糸業を除く。以下本條中同じ。)及び

農民生活に関する自然科学的試験研究の企画並びに関係試験研究機関の行う当該試験研究の連絡調整を行うこと。

- 六 農業及び農民生活に関する経済学的研究の企画及び実施並びに関係試験機関の行う当該研究の連絡調整を行うこと。
- 七 農業及び農民生活に関する知識の普及交換を図ること。
- 八 農業改良助長法に基いて、都道府縣その他試験研究機関の行う試験研究及び普及事業の助成を行うこと。
- 九 農業及び農民生活に関する試験研究を行う者の能力の向上を図ること。
- 十 農業及び農民生活に関する知識の普及交換に関する事務に従事する者の能力の向上を図ること。
- 十一 関係試験研究機関の試験研究の状況及びその成果を調査すること。
- 十二 農業及び農民生活に関する知識の普及交換に関する事務の実施の状況及びその成果を調査すること。
- 十三 農業及び農民生活に関する試験研究及び知識の普及交換についての資料を収集し、整理し、及び刊行すること。
- 2 統計調査部においては、前項第一号から第四号までに掲げる事務をつかさどる。
- 3 研究部においては、第一項第五号、第六号、第九号及び第十一号に掲げる事務並びに第八号及び第十三号に掲げる事務のうち農業及び農民生活に関する試験研究に関するものをつかさどる。
- 4 普及部においては、第一項第七号、第十号及び第十二号に掲げ

る事務並びに第八号及び第十三号に掲げる事務のうち農業及び農民生活に関する知識の普及交換に関するものをつかさどる。

(畜産局の事務)

- 第十一條 畜産局においては、左の事務をつかさどる。
  - 一 畜産行政に関する企画を行うこと。
  - 二 畜産に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。
  - 三 家畜及び家きんの改良及び増殖を図ること。
  - 四 畜産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
  - 五 飼料その他の畜産業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(他省がその生産を所掌する畜産業専用物品の生産に関するものを除く。)
  - 六 有畜當農の発達を図ること。
  - 七 牧野の改良整備を図ること。
  - 八 畜産物及び畜産業専用物品の検査に関すること。
  - 九 家畜及び家きんの衛生並びに輸出入動物及び畜産物の檢疫に関すること。
  - 十 獣医師及び装蹄師の指導監督を行うこと。
  - 十一 國營競馬を実施し、及び地方競馬の指導監督を行うこと。
  - 十二 國營競馬事業特別会計の経理を行うこと。
  - 十三 飼料配給公團に関すること。
  - 2 競馬部においては、前項第十一号及び第十二号に掲げる事務をつかさどる。



農林省設置法

(蚕糸局の事務)

第十二條 蚕糸局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 蚕糸行政に関する企画を行うこと。
- 二 蚕糸及び蚕糸業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(他省がその生産を所掌する蚕糸業専用物品の生産に関するものを除く。)
- 三 蚕病の予防を図ること。
- 四 蚕糸の検査に関すること。
- 五 蚕糸の需要調査を行うこと。
- 六 蚕糸業に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。
- 七 蚕糸に関する試験研究を企画し、並びに関係試験研究機関の行う当該試験研究の連絡調整及び蚕糸に関する知識の普及を図ること。

第二節 附属機関

(附属機関)

第十三條 第三十四條に規定するものの外、本省に左の附属機関を置く。

- 農事試験場
- 茶業試験場
- 園藝試験場
- 畜産試験場
- 農業総合研究所
- 開拓研究所

農事改良実験所

- 蚕糸試験場
- 家畜衛生試験場
- 肥料検査所
- 農薬検査所
- 輸出品検査所
- 生糸検査所
- 動植物検査所
- 農村工業指導所
- 農業機械管理所
- 競馬事務所
- 馬鈴薯原種農場
- 茶原種農場
- 種畜牧場

(農事試験場)

第十四條 農事試験場は、農業に関する試験、分析、鑑定、調査、講習並びに種苗の生産及び配布を行う機関とする。

- 2 農事試験場は東京都に置く。
- 3 農林大臣は、農事試験場の事務を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。
- 4 農事試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(茶業試験場)

- 2 農業総合研究所は、東京都に置く。
- 3 農林大臣は、農業総合研究所の事務を分掌させるため、所要の地に農業総合研究所の支所を設けることができる。
- 4 農業総合研究所の内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(開拓研究所)

第十九條 開拓研究所は、左に掲げる事項を行う機関とする。

- 一 土地及び水の農業上の開発利用に関する調査研究
- 二 開拓地における営農、農家及び集落に関する調査研究
- 三 開拓に関する技術者の養成
- 四 開拓に関する講習

2 開拓研究所は、東京都に置く。

- 3 農林大臣は、開拓研究所の事務を分掌させるため、所要の地に開拓研究所の支所を設けることができる。
- 4 開拓研究所の内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(農事改良実験所)

第二十條 農事改良実験所は、農事の改良に関する実験及び調査を行う機関とする。

- 2 農事改良実験所の名称及び位置は、左の通りとする。

名	称	位	置
札幌農事改良実験所		北海道	

- 4 畜産試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(農業総合研究所)

第十八條 農業総合研究所は、農業に関する経済上の諸問題の総合的調査研究を行う機関とする。

農林省設置法

- 第十五條 茶業試験場は、茶業に関する試験、分析、鑑定、調査、講習並びに種苗及び製茶標本の生産及び配布を行う機関とする。
- 2 茶業試験場は、静岡縣に置く。
- 3 茶業試験場の内部組織については、農林省令で定める。

(園藝試験場)

第十六條 園藝試験場は、園藝に関する試験、分析、鑑定、調査、講習並びに種苗及び標本の生産及び配布を行う機関とする。

- 2 園藝試験場は、神奈川県に置く。
- 3 農林大臣は、園藝試験場の事務を分掌させるため、所要の地に園藝試験場の支場を設けることができる。
- 4 園藝試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(畜産試験場)

第十七條 畜産試験場は、畜産に関する試験、分析、鑑定、調査及び講習を行う機関とする。

- 2 畜産試験場は、千葉県に置く。
- 3 農林大臣は、畜産試験場の事務を分掌させるため、所要の地に畜産試験場の支場を設けることができる。
- 4 畜産試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。



黒石農事改良実験所  
盛岡農事改良実験所  
古川農事改良実験所  
大館農事改良実験所  
山形農事改良実験所  
安積農事改良実験所  
石岡農事改良実験所  
宇都宮農事改良実験所  
前橋農事改良実験所  
熊谷農事改良実験所  
千葉農事改良実験所  
立川農事改良実験所  
長岡農事改良実験所  
富山農事改良実験所  
福井農事改良実験所  
龍王農事改良実験所  
長野農事改良実験所  
本巣農事改良実験所  
静岡農事改良実験所  
安城農事改良実験所  
鈴鹿農事改良実験所  
草津農事改良実験所  
宇治農事改良実験所  
厚津農事改良実験所  
明石農事改良実験所

青森市 盛岡市 宮城県 秋田県 山形市 福島県 茨城県 宇都宮市 前橋市 熊谷市 千葉市 立川市 新潟県 富山市 福井県 山梨県 長野市 岐阜県 静岡市 愛知県 鈴鹿市 滋賀県 京都府 大阪府 明石市

畝傍農事改良実験所  
朝來農事改良実験所  
東伯農事改良実験所  
出雲農事改良実験所  
倉敷農事改良実験所  
西條農事改良実験所  
防府農事改良実験所  
佛生山農事改良実験所  
松山農事改良実験所  
高岡農事改良実験所  
二日市農事改良実験所  
佐賀農事改良実験所  
熊本農事改良実験所  
大分農事改良実験所  
宮崎農事改良実験所  
鹿児島農事改良実験所

奈良縣 和歌山縣 鳥取縣 出雲市 倉敷市 廣島縣 防府市 香川縣 松山市 高知縣 福岡縣 佐賀市 熊本市 大分市 宮崎市 鹿児島市

4 蚕糸試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(家畜衛生試験場)

第二十二條 家畜衛生試験場は、左に掲げる事項を行う機関とする。

- 一 家畜の衛生に関する試験及び調査
- 二 家畜の疾病に関する予防、消毒及び治療の方法の研究
- 三 家畜専用の血清類及び薬品の製造、配布及び検定
- 四 家畜の衛生に関する技術の講習

2 家畜衛生試験場は、東京都に置く。  
3 農林大臣は、家畜衛生試験場の事務を分掌させるため、所要の地に家畜衛生試験場の支場を設けることができる。  
4 家畜衛生試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(肥料検査所)

第二十三條 肥料検査所は、肥料の検査を行う機関とする。

2 肥料検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

名	称	位	置
東京肥料検査所		東京	都
札幌肥料検査所		札幌	市
名古屋肥料検査所		名古屋	市
神戸肥料検査所		神戸	市
福岡肥料検査所		福岡	市

3 肥料検査所の内部組織については、農林省令で定める。

(農薬検査所)

第二十四條 農薬検査所は、農薬の検査を行う機関とする。

2 農薬検査所は、東京都に置く。  
3 農薬検査所の内部組織については、農林省令で定める。

(輸出品検査所)

第二十五條 輸出品検査所は、農林畜水産物及び食料品の検査を行う機関とする。

2 輸出品検査所の名称、位置及び所掌事務は、左の通りとする。

名	称	位	置	所掌事務
輸食料品検査所		東京都		食料品の検査
輸出農林水産物検査所		東京都		農林畜水産物の検査

3 農林大臣は、輸出品検査所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に支所又は出張所を設けることができる。  
4 輸出品検査所の内部組織並びに支所及び出張所の名称、位置、所掌事務及び内部組織については、農林省令で定める。

5 輸出品検査所は、輸出品取締法(昭和二十三年法律第百五十三号)第三條の規定によつて指定されるもの及び第四條に掲げるものの検査については、通商産業大臣の監督をも受けるものとする。

(生糸検査所)

第二十六條 生糸検査所は、左に掲げる事項を行う機関とする。



農林省設置法

- 一 生糸(繭短繊維を含む。以下同じ。)に関する検査
- 二 生糸の検査及び貯蔵に関する研究及び調査
- 三 生糸の検査及び整理に関する講習
- 四 生糸の検査に関する器具、機械その他の物件の検査及び鑑定
- 五 附属生糸絹物倉庫の管理

名	称	位	置
横浜生糸検査所		横浜市	
神戸生糸検査所		神戸市	

2 生糸検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

3 生糸検査所の内部組織については、農林省令で定める。

(動物物検査所)

第二十七條 動物物検査所は、左に掲げる事項を行う機関とする。

- 一 輸出入植物又は輸入病菌害虫の検査及び取締並びに病菌害虫の調査研究
- 二 輸入家畜その他の貨物に対する家畜傳染病予防法(大正十一年法律第二十九号)に基づく検査又は検査
- 三 輸出家畜及び畜産物の衛生検査
- 四 国内産獣毛の消毒
- 五 家畜防疫上必要な病的材料の検査
- 六 家畜専用の血清類の保管

2 動物物検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

3 農業機械管理所の内部組織については、農林省令で定める。

(競馬事務所)

第三十條 競馬事務所は、競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)に基づき國營競馬を実施する機関とする。

2 競馬事務所の名称、位置及び管轄競馬場は、左の通りとする。

名	称	位	置	管	轄	競	馬	場
札幌競馬事務所		札幌市		札幌、函館				
東京競馬事務所		東京都		福島、新潟、中山、東京、横浜				
京都競馬事務所		京都市		京都、阪神、小倉、宮崎				

3 競馬事務所の内部組織については、農林省令で定める。

(馬鈴薯原種農場)

第三十一條 馬鈴薯原種農場は、馬鈴薯の増殖に必要な種苗の生産及び配布を行う機関とする。

2 馬鈴薯原種農場の名称及び位置は、左の通りとする。

名	称	位	置
北海道中央馬鈴薯原種農場		北海道	
後志馬鈴薯原種農場		北海道	
膽振馬鈴薯原種農場		北海道	
十勝馬鈴薯原種農場		北海道	
上北馬鈴薯原種農場		北海道	
嬬恋馬鈴薯原種農場		長野県	
八岳馬鈴薯原種農場		長野県	

農林省設置法

名	称	位	置
横浜動物物検査所		横浜市	
神戸動物物検査所		神戸市	
門司動物物検査所		門司市	

3 農林大臣は、動物物検査所の事務を分掌させるため、所要の地に動物物検査所の出張所を設けることができる。

4 動物物検査所の内部組織並びに出張所の名称、位置、内部組織及び所掌事務については、農林省令で定める。

(農村工業指導所)

第二十八條 農村工業指導所は、農山漁家の経営改善のために農山漁村における農村工業の調査及び指導を行う機関とする。

2 農村工業指導所の名称及び位置は、左の通りとする。

名	称	位	置
栃木農村工業指導所		宇都宮市	
山形農村工業指導所		新庄市	

3 農村工業指導所の内部組織については、農林省令で定める。

(農業機械管理所)

第二十九條 農業機械管理所は、試験研究のためにする農業機械の製造、改造、修理及び保管並びにその利用の指導及び試験を行う機関とする。

2 農業機械管理所は、神奈川県に置く。

3 馬鈴薯原種農場の内部組織については、農林省令で定める。

(茶原種農場)

第三十二條 茶原種農場は、茶樹の増殖に必要な種苗の生産及び配布を行う機関とする。

2 茶原種農場の名称及び位置は、左の通りとする。

名	称	位	置
金谷茶原種農場		静岡縣	
奈良茶原種農場		奈良市	
知覽茶原種農場		鹿兒島縣	

3 茶原種農場の内部組織については、農林省令で定める。

(種畜牧場)

第三十三條 種畜牧場は、左に掲げる事項を行う機関とする。

- 一 家畜、家きん及びみづばちの飼養管理及び改良増殖
- 二 種畜、種きん、種卵及び種ばちの配布並びに種畜の貸付及び種付
- 三 種畜の登録
- 四 種付事業の指導
- 五 有畜営農の奨励
- 六 鶏の産卵能力の検定
- 七 飼料作物種子原種の経営

2 種畜牧場の名称及び位置は、左の通りとする。



農林省設置法

名	称	位 置
日高種畜牧場		北海道
新冠種畜牧場		北海道
十勝種畜牧場		北海道
奥羽種畜牧場		青森縣
岩手種畜牧場		岩手縣
福島種畜牧場		福島縣
大宮種畜牧場		大宮市
長野種畜牧場		長野縣
静岡種畜牧場		静岡縣
岡崎種畜牧場		岡崎市
兵庫種畜牧場		兵庫縣
鳥取種畜牧場		鳥取縣
高知種畜牧場		高知縣
熊本種畜牧場		熊本縣
宮崎種畜牧場		宮崎縣
鹿児島種畜牧場		鹿児島縣

3 農林大臣は、種畜牧場の事務を分掌させるため、所要の地に種畜牧場の支場を設けることができる。

4 種畜牧場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(その他の附属機関)

第三十四條 左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附属機関として置

輸出入植物検査 審議会	輸出入植物の検査の方法その他輸出入植物検査法(昭和二十二年法律第八十八号)の施行に関する重要事項を調査審議すること。
農産物規格審議 会	農産物の規格の審査その他指定農林物資検査法に規定する権限を行うこと。
農機具審議会	農機具の検査を行い、及び優良農機具の普及奨励等に関する事項を調査審議すること。
肥料取締審議会	肥料取締に関する重要事項を調査審議すること。
中央農地委員会	農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)その他の法令によりその権限に属させた事項を処理し、及び農地に関する重要事項を調査審議すること。
中央開拓審議会	開拓者資金融通法(昭和二十二年法律第六号)の施行その他開拓に関する重要事項を調査審議すること。
農業機械化審議 会	農業の機械化に関する重要事項を調査審議すること。
農業電化審議会	農業の電化に関する重要事項を調査審議すること。
農家負担合理化 審議会	農家負担の合理化に関する重要事項を調査審議すること。
中央作況決定審 議会	主要食糧の作況決定に関する重要事項を調査審議すること。
畜産審議会	畜産に関する重要事項を調査審議すること。
獣医師免許審議 会	獣医師試験を実施し、その他獣医師に関する重要事項を調査審議すること。

農林省設置法

かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
農林漁業復興金 融審議会	関係各大臣の諮問に應じ、農林漁業復興資金の融資に関する重要事項を調査審議すること。
農林物資規格調 査会	農林畜水産物の規格及び標準に関する事項を調査審議すること。
農林金融改善特 別融通損失審査 会	農林中央金庫特別融通及損失補償法(昭和七年法律第三十二号)、農村負債整理組合法(昭和八年法律第二十一号)、農村負債整理資金特別融通及損失補償法(昭和十二年法律第七十七号)又は臨時農村負債処理法(昭和十二年法律第六十九号)による特別融通によつて、市町村、農林中央金庫、日本勧業銀行、農工銀行又は北海道拓殖銀行の受けた損失及びその額を決定すること。
農業共済再保険 審査会	農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)により政府の行う再保険に関する事項を審査し、並びに農業災害の発生予防及び防止その他農業災害補償に関する事項を調査審議すること。
中央農業調整審 議会	主要食糧農産物についての農業計画その他食糧確保臨時措置法の施行に関する重要事項を審議すること。
種苗審査会	農産種苗法(昭和二十二年法律第一百五十五号)の規定による種苗の名称の登録及びその取消を審査すること。
農薬審査会	農薬の登録の審査その他農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)に規定する権限

装蹄師試験審査 会	装蹄師法(昭和十五年法律第八十九号)に基く装蹄師試験に関する事務をつかさどること。
競馬審議会	國営競馬の運営並びに紛争及び異議の裁定に関する重要事項を調査審議すること。
蚕糸調査会	関係各大臣の諮問に應じ、蚕糸業に関する重要事項を調査審議すること。
生糸問屋審査会	輸出生糸問屋及び生糸販賣業者の許可等に関する事項を調査審議すること。
物資割当配給審 議会	所掌事務に係る資材及び物資の割当配給に関する重要事項を調査審議すること。

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(これに基く命令を含む。)に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

第三節 地方支分部局

第三十五條 本省に、左の地方支分部局を置く。

- 農地事務局
- 資材調整事務所
- 作物報告事務所

第一款 農地事務局

(所掌事務)

第三十六條 農地事務局は、本省の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。

- 一 自作農創設特別措置に関すること。



農林省設置法

- 二 農地の移動廃用を統制し、その他農地関係の調整を図ること。
  - 三 開拓適地を調査し、その開拓計画を樹立すること。
  - 四 入植及びこれに伴う管農の指導助成を行うこと。
  - 五 開拓者資金の融通を行うこと。
  - 六 國營の土地改良事業に関すること。
  - 七 土地改良事業の指導監督及び助成を行うこと。
  - 八 開拓用機械、器具及び資材の管理及びあつ旋に関すること。
- (名稱、位置及び管轄区域)
- 第三十七條 農地事務局の名稱、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名稱	位置	管轄区域
仙台農地事務局	仙台市	青森縣、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣、福島縣
東京農地事務局	東京都	茨城縣、栃木縣、群馬縣、埼玉縣、千葉縣、東京都、神奈川縣、山梨縣、長野縣、靜岡縣
金沢農地事務局	金沢市	新潟縣、富山縣、石川縣、福井縣
京都農地事務局	京都市	岐阜縣、愛知縣、三重縣、滋賀縣、京都府、大阪府、兵庫県、奈良縣、和歌山縣
岡山農地事務局	岡山市	鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、徳島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣

(所掌事務)

- 第四十一條 資材調整事務所は、本省の所掌事務のうち、農林畜水産物、農林畜水産業用物資の割当及び配分についての調整、これらの物資の輸送並びに資金についての調整に関する事務を分掌する。
- 2 農林大臣は、所務の一部を分掌させるため、所要の地に資材調整事務所の出張所を設けることができる。
  - 3 資材調整事務所及び出張所の名稱、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

第三款 作物報告事務所

(所掌事務)

- 第四十二條 作物報告事務所は、本省の所掌事務のうち、耕地面積及び農作物の作況の調査並びに農村における統計的經濟調査に関する事務を分掌する。
- 2 農林大臣は、所務の一部を分掌させるため、所要の地に作物報告事務所の出張所を設けることができる。
  - 3 作物報告事務所及び出張所の名稱、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

(附屬機關)

- 第四十三條 作物報告事務所の附屬機關として、作況報告審議会を置く。作況報告審議会は、農作物の作況に関し、調査審議することを目的とする機関とする。
- 2 作況報告審議会の名稱、位置、内部組織及び委員その他の職員

農林省設置法

熊本農地事務局	熊本市	福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、大分縣、宮崎縣、鹿兒島縣
---------	-----	------------------------------

(内部部局)

- 第三十八條 農地事務局に、局長官房の外左の三部を置く。
- 管理部  
計画部  
建設部
- 2 前項に定めるものの外、農地事務局の内部部局の組織の細目については、農林省令で定める。

(事務所及び事業所)

- 第三十九條 農林大臣は、局務の一部を分掌させるため、所要の地に農地事務局の事務所及び事業所を設けることができる。その名稱、位置、管轄区域、所掌事務の範圍及び内部組織については、農林省令で定める。
- (附屬機關)
- 第四十條 農地事務局の附屬機關として、地方農業機械管理所を置く。

- 地方農業機械管理所は、農業機械の管理利用及びその指導を行う機関とする。
- 2 地方農業機械管理所の名稱、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

第二款 資材調整事務所

については、政令で定める。

第三章 外局

(外局の設置)

- 第四十四條 國家行政組織法第三條第二項の規定に基いて農林省に置かれる外局は、左の通りとする。

- 食糧廳  
林野廳  
水産廳

第一節 食糧廳

第一款 総則

(食糧廳の任務及び長)

- 第四十五條 食糧廳は、主要食糧の國家管理並びに飲食料品及び油脂の生産、流通及び消費の調整を行うことを主たる任務とする。

- 2 食糧廳の長は、食糧廳長官とする。

(食糧廳の権限)

- 第四十六條 食糧廳は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十六号まで、第二十号、第四十五号から第四十九号まで、第六十四号及び第六十五号に掲げる権限を行使する。

第二款 内部部局

(内部部局)

- 第四十七條 食糧廳に左の三部を置く。

- 総務部  
食糧部



農林省設置法

食品部

(総務部の事務)

第四十八條 総務部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 主要食糧、飲食品及び油脂の生産、流通、消費及び管理に關する企画を行うこと。
- 二 主要食糧、飲食品及び油脂の需給の総合調整を図ること。
- 三 主要食糧、飲食品及び油脂の輸出入の調整を行うこと。
- 四 主要食糧の價格に關する連絡調整を行うこと。
- 五 主要食糧、飲食品及び油脂に關する團体の指導監督及び助成を行うこと。
- 六 主要食糧、飲食品及び油脂の検査に關すること。
- 七 主要食糧及び飲食品に關するの試験研究に關すること。
- 八 食糧管理特別会計の経理を行うこと。
- 九 食糧配給公園、食料品配給公園及び油糧配給公園に關すること。
- 十 前各号に掲げるものの外、食糧廳の所掌事務で他部及び他の機關の所掌に屬しない事務に關すること。

(食糧部の事務)

第四十九條 食糧部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 主要食糧の集荷、配給、消費その他需給の調整を図ること。
- 二 主要食糧の輸出入の許可等に關すること。
- 三 主要食糧の集荷、配給、加工等の業務の發達、改善及び調整を図ること。

(食品部の事務)

第五十條 食品部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 飲食品及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
- 二 飲食品及び油脂の生産、流通等に關する業務の發達、改善及び調整を図ること。

第三款 附屬機關

(附屬機關)

第五十一條 第五十四條に規定するものの外、食糧廳に左の附屬機關を置く。

- 食糧研究所
- 食糧管理講習所

(食糧研究所)

第五十二條 食糧研究所は、左に掲げる事項を行う機關とする。

- 一 食糧資源の利用、食糧の加工、貯藏等に關する試験研究及び調査
- 二 食糧に關する分析、鑑定及び検定
- 三 試験研究のため製造し、又は加工した製品及びその原料又は材料の配布
- 四 食糧の利用、加工及び貯藏等に關する講習
- 五 食糧研究所は、東京都に置く。
- 六 食糧研究所の内部組織については、農林省令で定める。

(食糧管理講習所)

第五十三條 食糧管理講習所は、食糧管理の実務に關する講習を行う機關とする。

- 一 食糧管理講習所は、愛知縣に置く。
- 二 食糧管理講習所の内部組織については、農林省令で定める。

(その他の附屬機關)

第五十四條 食糧廳の附屬機關として工業食品規格審議會を置く。工業食品規格審議會は、工業食品の規格の審査その他指定農林物資検査法の規定による権限を行うことを目的とする機關とする。

- 一 工業食品規格審議會については、指定農林物資検査法の定めるところによる。

第四款 地方支分部局

(食糧事務所)

第五十五條 食糧廳に、地方支分部局として、食糧事務所を置く。

(所掌事務)

- 第五十六條 食糧事務所は、食糧廳の所掌事務を分掌する。
- 一 農林大臣は、前項の事務の外、食糧事務所に、本省及び林野廳の所掌事務のうち農林産物の検査に關する事務を分掌させることができる。
- 二 食糧事務所は、第二項の事務については農政局長又は林野廳長官の指揮監督を受けるものとする。
- 三 食糧事務所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織については、農林省令で定める。

農林省設置法

(支所及び出張所)

第五十七條 農林大臣は、所務の一部を分掌させるため、所要の地に食糧事務所の支所及び出張所を設けることができる。その名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

第二節 林野廳

第一款 総則

(林野廳の任務及び長)

第五十八條 林野廳は、國有林野及び公有林野官行造林地の管理及び経営、民有林野に關する指導監督、林産物の生産、流通及び消費の調整その他林業の發達改善に關する事務を行うことを主たる任務とする。

- 一 林野廳の長は、林野廳長官とする。

(林野廳の権限)

第五十九條 林野廳は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十六号まで、第二十号、第五十号から第六十二号まで、第六十四号及び第六十五号に掲げる権限を行使する。

第二款 内部部局

(内部部局)

- 第六十條 林野廳に、左の三部を置く。
- 林政部
- 指導部
- 業務部



農林省設置法

(林政部の事務)

第六十一條 林政部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 林業行政に関する企画を行うこと。
- 二 林業に関する総合調整を図ること。
- 三 国有林野の管理及び処分並びに公有林野官行造林地の管理に關すること。
- 四 木材その他の林産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
- 五 木材その他の林産物の検査に關すること。
- 六 森林組合その他林業及び林産物に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。
- 七 林道に関する指導監督を行うこと。
- 八 前各号に掲げるものの外、林野廳の所掌事務で他部及び他の機関の所掌に属しない事務に關すること。

(指導部の事務)

第六十二條 指導部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 国有林野及び民有林野の総合立地計画及び経営計画に關すること。
- 二 民有林野の造林、営林及び治水に關すること。
- 三 保安林に關すること。
- 四 森林火災國營保險に關すること。
- 五 森林火災保險特別会計の經理を行うこと。
- 六 林業に関する試験、研究及び調査を企画し、関係試験研究機

関の行う当該試験研究の連絡調整を図り、並びに林業技術の改良発達及び普及を図ること。

七 野生鳥獸の保護繁殖を図り、狩猟の取締を行うこと。

(業務部の事務)

第六十三條 業務部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 国有林野及び公有林野官行造林地の造林、営林及び治水に關すること。
- 二 国有林野及び公有林野官行造林地の産物及び製品に關すること。
- 三 立木の取得、加工及び処分に關すること。
- 四 薪炭及び加工炭の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
- 五 薪炭及び加工炭の検査に關すること。
- 六 国有林野事業特別会計及び薪炭需給調節特別会計の經理を行うこと。

第三款 附屬機関

(林業試験場)

第六十四條 第六十五條に規定するものの外、林野廳の附屬機関として林業試験場を置く。

- 2 林業試験場は、林業に関する試験、分析、鑑定、調査、講習並びに種苗及び標本の生産及び配布を行う機関とする。
- 3 林業試験場は、東京都に置く。
- 4 農林大臣は、林業試験場の事務を分掌させるため、所要の地に

林業試験場の支場及び分場を設けることができる。

5 林業試験場の内部組織並びに支場及び分場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(その他の附屬機関)

第六十五條 左の上欄に掲げる機関は、林野廳の附屬機関として置かれるものとし、その目的は、れそれぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
社寺保管林処分審査会	社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律(昭和二十二年法律第五十三号)の規定によりその権限に属させた事項を調査審議すること。
林産物規格審議会	林産物の規格の審査その他指定農林物資検査法に規定する権限を行うこと。
森林火災國營保險審査会	森林火災國營保險法(昭和十二年法律第二十五号)の規定により森林火災國營保險に關する事項を審査すること。
地方森林会	森林法(明治四十年法律第四十三号)の規定によりその権限に属させた事項を調査審議すること。

2 社寺保管林処分審査会、林産物規格審議会、森林火災國營保險審査会及び地方森林会については、それぞれ、社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律、指定農林物資検査法、森林火災國營保險法及び森林法の定めるところによる。

第四款 地方支分部局

農林省設置法

(地方支分部局)

第六十六條 林野廳に左の地方支分部局を置く。

- 営林局
- 営林署
- 木炭事務所

(営林局)

第六十七條 営林局は、林野廳の所掌事務のうち左に掲げるものを分掌する。

- 一 国有林野及び公有林野官行造林地の管理経営を行うこと。
- 二 民有林野の造林及び営林の指導並びに森林治水事業に關すること。
- 三 国有林野及び公有林野官行造林地の産物及び製品に關すること。
- 四 立木の取得、加工及び処分に關すること。
- 五 営林署を指導監督すること。

(名称、位置及び管轄区域)

第六十八條 営林局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
旭川営林局	北海道	北海道の内 旭川市 空知郡の一部 勇拂郡の一部
		利尻郡(石狩國) 天塩郡(天塩國) 上川郡(天塩國) 雨龍郡(留萌國) 留萌郡 宗谷郡 枝幸郡 上川郡(天 中川郡) 増毛郡







農林省設置法

第三節 水産廳

(水産廳)

第七十三條 水産廳の組織、所掌事務及び権限は、水産廳設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の定めるところによる。

第四章 職員

(職員)

第七十四條 農林省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところによる。

(定員)

第七十五條 農林省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

第五章 公團

(設置)

第七十六條 農林省所轄の公團は、左の通りとする。

- 肥料配給公團
- 飼料配給公團
- 食糧配給公團
- 食料品配給公團
- 油糧配給公團
- 2 肥料配給公團、飼料配給公團、食糧配給公團、食料品配給公團及び油糧配給公團に関しては、それぞれ、肥料配給公團令(昭和二十二年勅令第七十一号)、飼料配給公團法(昭和二十二年法律第二百二号)、食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)、食料品配

給公團法(昭和二十二年法律第二百一十号)及び油糧配給公團法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の定めるところによる。

附則

- 1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。
- 2 左の法律、勅令及び政令は、廃止する。但し、法律(これに基づく命令を含む)に別段の定めのある場合を除く外、従前の機関及び職員は、この法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。
  - 農業改良局設置法(昭和二十三年法律第六十三号)
  - 農業改良局設置法施行令(昭和二十三年政令第二百一十一号)
  - 農林省官制(昭和十八年勅令第八百二十一号)
  - 農林部内臨時職員等設置制(昭和十八年勅令第八百二十二号)
  - 食糧管理局官制(昭和十六年勅令第六十三号)
  - 林野局官制(昭和二十二年勅令第四百四号)
  - 営林局署官制(大正十三年勅令第三百六十六号)
  - 農事試験場官制(明治二十六年勅令第十八号)
  - 茶業試験場官制(大正八年勅令第五十八号)
  - 園藝試験場官制(大正十年勅令第三百三十三号)
  - 畜産試験場官制(大正五年勅令第九十一号)
  - 蚕糸試験場官制(大正三年勅令第一百十三号)
  - 家畜衛生試験場官制(昭和二十二年政令第六十号)
  - 林業試験場官制(大正十一年勅令第五百十号)
  - 水産試験場官制(昭和四年勅令第二十三号)

生、安全又は純度に関する輸出の最低の標準及び包装条件を定める。

- 茶
- かん詰その他の加工食料品
- 医薬品
- 試薬
- マツチ
- 双眼鏡、顕微鏡、測量機械その他の光学機器
- 電球

◎農林省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

(昭和二十四年五月三十一日公布 農林大臣 昭 和 二 十 四 年 六 月 一 日 施 行 巨 野 名)

農林省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律 (水産廳設置法の一部改正)

- 第一條 水産廳設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。
- 第二條第一号及び第五條第七号中「漁網網の生産並びに」を削る。
- 第二條の次に次の一條を加える。  
(特別な職)
- 第二條の二 水産廳に次長一人を置く。

参 照

○輸出品取締法 (昭和二十三年七月十二日 法律 第 百 五 十 三 号)

第三條 主務大臣は、品質の識別のため必要があると認めるときは、輸出品の品目を指定して、その各々につき、等級及びその標準を定める。

第四條 主務大臣は、左に掲げる輸出品については、保健、衛生、農林省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

- 1 農業総合研究所官制(昭和二十一年勅令第五百八十三号)
- 2 開拓研究所官制(昭和二十一年勅令第五百八十四号)
- 3 食糧研究所官制(昭和二十二年勅令第四百十号)
- 4 生糸検査所官制(明治四十年勅令第七十号)
- 5 動物検疫所官制(昭和二十二年勅令第五百十号)
- 6 種畜牧場官制(昭和二十一年勅令第二百七十六号)
- 7 蚕糸調査会官制(昭和二十一年勅令第六十四号)
- 8 獣医師試験委員官制(昭和十四年勅令第六百一十二号)
- 9 前項但書の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。
- 10 この法律施行の際現に存する國営牧野事務所は、この法律施行後も昭和二十四年六月三十日まで、本省の附屬機関として置かれるものとする。
- 11 前項の規定により置かれる國営牧野事務所の所掌事務、位置、管轄区域及び内部組織については、従前の例による。